

令和7年第2回（3月）大潟村議会定例会会議録

1. 開議日時 令和7年3月11日（火）午前10時00分～午後5時26分

2. 会 場 大潟村議会議事堂「本会議場」

3. 出席した議員の氏名（敬称略）

1 番 松本 正明	2 番 菅原アキ子	3 番 川渕 文雄
4 番 黒瀬 友基	5 番 松橋 拓郎	6 番 菅原 史夫
7 番 齋藤 牧人	8 番 松雪 照美	9 番 三村 敏子
10 番 大井 圭吾	11 番 工藤 勝	12 番 丹野 敏彦
計 12名		

4. 欠席した議員の氏名（敬称略） なし

5. 説明のため出席した者の氏名（敬称略）

村 長 高橋浩人	副村長 工藤敏行
教育長 三浦 智	代表監査委員 佐々木秀樹
総務企画課長 石川歳男	税務会計課長 近藤比成
生活環境課長 薄井伯征	福祉保健課長 北嶋 学
産業振興課長 伊東 寛	教 育 次 長 宮田雅人
農業委員会事務局長 澤井公子	

6. 議会事務局の職員 事務局長 近藤綾子 書記 藤村明美

7. 議事日程 別紙のとおり〔議事日程第1号、1号の2を参照〕

8. 本日の会議に付した事件

議案第2号 負担付贈与の受納について

議案第3号 大潟村生態系公園条例案

議案第4号 大潟村奨学金基金条例案

議案第5号 大潟村個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例案

議案第6号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案

議案第7号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案

議案第8号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案

議案第9号 大潟村職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例案

議案第10号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案

- 議案第11号 職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第12号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第13号 大潟村村営住宅条例の一部を改正する条例案
- 議案第14号 大潟村多目的会館設置条例の一部を改正する条例案
- 議案第15号 大潟村災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第16号 大潟村非常勤消防団員の定員、服務、任免、給与等に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第17号 大潟村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 議案第18号 令和6年度大潟村一般会計補正予算案
- 議案第19号 令和6年度大潟村診療所特別会計補正予算案
- 議案第20号 令和6年度大潟村国民健康保険事業特別会計補正予算案
- 議案第21号 令和6年度大潟村介護保険事業特別会計補正予算案
- 議案第22号 令和6年度大潟村介護サービス事業特別会計補正予算案
- 議案第23号 令和6年度大潟村後期高齢者医療特別会計補正予算案
- 議案第24号 令和6年度大潟村公共下水道事業会計補正予算案
- 議案第25号 令和7年度大潟村一般会計予算案
- 議案第26号 令和7年度大潟村診療所特別会計予算案
- 議案第27号 令和7年度大潟村国民健康保険事業特別会計予算案
- 議案第28号 令和7年度大潟村介護保険事業特別会計予算案
- 議案第29号 令和7年度大潟村介護サービス事業特別会計予算案
- 議案第30号 令和7年度大潟村後期高齢者医療特別会計予算案
- 議案第31号 令和7年度大潟村簡易水道事業会計予算案
- 議案第32号 令和7年度大潟村公共下水道事業会計予算案
- 議案第33号 大潟村副村長の選任について
- 発議第1号 大潟村議会委員会条例の一部を改正する条例案

9. 議案の提出撤回及び訂正に関する事項 該当なし

10. 議員の異動に関する事項 該当なし

【議長：丹野敏彦】

おはようございます。

ただいまの出席議員数は、12名で定足数に達しております。

これより、令和7年第2回大潟村議会定例会を開会いたします。

日程第1、『会議録署名議員』の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、11番、工藤勝さんと、1番、松本正明さんを指名いたします。

次に、日程第2、『会期の決定』を議題といたします。

本定例会の会期日程等について、議会運営委員長より発言を求められておりますので、これを許します。

議会運営委員長、4番、黒瀬友基さん。

【議会運営委員長：黒瀬友基】

4番、黒瀬友基です。

私から、議会運営委員会の経過と結果について、ご報告いたします。

去る3月3日、午前9時半より、委員会室において、村当局より石川総務企画課長、遠藤総務企画課長補佐出席のもと、議会運営委員会を開催いたしました。

今定例会の一般質問は9名で、提出案件は32件であります。

提出案件の内訳は、財産関係1件、条例関係15件、補正予算7件、当初予算8件、人事案件1件でありました。

委員会では、総務企画課長及び議会事務局長より各議案等について概要説明を受けた後、それぞれの内容等について質疑を行っております。その後、一般質問等の内容を確認し、会期や議事日程について、協議を行ったところであります。

その結果、会期は本日3月11日から3月19日までの9日間といたしました。

なお、付託案件、会期日程、一般質問等については皆さんに配付した資料のとおりであります。

以上、議会運営委員会の経過と結果についてご報告いたします。

【議長：丹野敏彦】

お諮りいたします。

ただ今の議会運営委員長の報告のとおり、本定例会の会期は本日から3月19日までの9日間にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。《異議なしの声》

異議なしと認めます。

よって、会期は3月11日から3月19日までの9日間と決定いたしました。

次に、日程第3、『諸般の報告』を行います。

はじめに、議会に対して提出された報告書について、報告いたします。

監査委員より、地方自治法第235条の2の規定に基づき、令和6年11月分から令和7年1月分までの例月出納検査の結果報告が提出されております。

同じく監査委員より、地方自治法第199条第9項の規定に基づき、令和6年度定期監査の結果報告が提出されております。

次に、南秋田郡町村議会議長連絡協議会について報告いたします。

去る12月20日、大潟村において、南秋田郡町村議会正副議長並びに事務局職員合同研修会が開催され、秋田地方気象台観測予報管理官、石井浩治氏による「近年の異常気象について」と題しての講演と、湖東厚生病院、波多野善明院長による「住みなれた地域で自分らしい生活を続けるために」と題しての講演が行われました。

また、2月19日に連絡協議会が開催され、今年度の決算見込み及び来年度の事業計画について協議を行いました。

次に、秋田県町村議会議長会について報告いたします。

去る2月12日、秋田県市町村会館において、理事会が開催され、令和6年度補正予算案、令和7年度事業計画及び当初予算案並びに令和7年度会費について審議が行われ、原案どおり可決されました。

次に、秋田県町村電算システム共同事業組合議会について報告いたします。

去る2月12日、秋田県市町村会館において、令和7年第1回秋田県町村電算システム共同事業組合議会定例会が開催され、管理者及び副管理者並びに職員の旅費支給に係る宿泊料を見直すなどの2件の条例改正、令和6年度補正予算案及び令和7年度当初予算案について審議が行われ、原案どおり可決されました。

また、管理者を新たに井川町長の齋藤多聞氏とすることについて、原案どおり承認されました。

私からの報告は以上であります。

なお、関係資料は事務局で保管しておりますので、後ほどご高覧いただければと思います。

次に、男鹿地区消防一部事務組合議会について報告があります。

6番、菅原史夫さん。

【6番：菅原史夫議員】

6番、菅原史夫です。

私から、令和6年12月23日に開催された第2回男鹿地区消防一部事務組合定例会の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

最初に、議案説明に先立ち副管理者より諸般の報告がありました。主な内容については次のとおりです。

1. 消防の広域化について

令和6年7月1日付けで男鹿、湖東地区消防広域化協議会を設立した。現在、令和8年4月以降の新消防本部の運用開始を目指し、将来にわたり必要な消防力を維持、強化するため、総務、財政、消防の各専門部会並びに幹事会において協議を進めている。

2. 火災救急業務について

火災については11月末現在累計23件で、前年同期比9件の増であった。救急につい

ては11月末現在で出場件数が累計2313件で、昨年同期比で41件の減であった。
とのことでした。

諸般の報告がおわり、報告第1号「秋田県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更に係る専決処分について」の報告と、議案第6号「令和5年度男鹿地区消防一部事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について」が上程され、副管理者より議案説明、会計管理者から補足説明、監査委員から決算審査における総括意見がありました。

歳入は14億5,495万8,387円、歳出は14億1,921万8,320円で差し引き金額3,574万67円がありました。主な歳入は男鹿市、潟上市、大潟村の負担金で13億9,236万円、これは歳入全体の95.7%であります。他に、使用料及び手数料収入として特定屋外タンク貯蔵所定期保安検査手数料等で1,159万2,650円でした。主な歳出は、総務管理費が1億4,977万9,298円、消防費は11億5,479万7,691円であり、主に常備消防費の人件費、事務費、及び天王救急車購入費でありました。

質疑に入り、職員手当の不用額の理由、緊急性のない救急出場の状況、各分署のエアコン更新の進捗状況などがありました。

討論はなく、採決に入り、議案第6号は認定されました。

次に、議案第7号「令和6年度男鹿地区消防一部事務組合一般会計補正予算（第1号）について」が上程され、副管理者より提案理由、消防長から補足説明がありました。

本補正予算は、歳入では市村負担金、消防手数料、繰越金等の増額、組合債の減額を措置し、歳出では秋田県人事委員会勧告による人件費、特定屋外タンク貯蔵所の検査に係る委託料の増額、大型化学消防車や水中ドローンの入札差金の措置による減額、水上オートバイの緊急購入による増額等で、歳入歳出それぞれ4,467万7千円の増額となることでした。

質疑に入り、特殊勤務手当の減額理由、特定屋外タンク検査の増額理由などがありました。

質疑を終結し、討論はなく、採決に入り、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号「監査委員の選任について」が上程され、副管理者より提案理由の説明があり、大潟村議会選出の黒瀬友基氏を選出したいとのことでした。

質疑・討論はなく、採決に入り、議案第8号は同意されました。

以上、男鹿地区消防一部事務組合の報告といたします

【議長：丹野敏彦】

次に、八郎湖周辺清掃事務組合議会について、報告があります。

2番、菅原アキ子さん。

【2番：菅原アキ子議員】

2番、菅原アキ子です。

八郎湖周辺清掃事務組合議会が開会されましたので、私からその審議経過と結果について、ご報告申し上げます。

令和6年12月19日男鹿市八郎湖周辺クリーンセンター研修室におきまして、令和6年第2回八郎湖周辺清掃事務組合議会定例会が開会されました。

議席の指定、会期の決定、会議録署名議員を指名した後、指名推選による副議長の指名が行われ、当選されました。

議案審査に入る前に、菅原管理者より諸般の報告がございました。

はじめに、令和5年度のごみ処理実績については、ごみの搬入量は1万3713トンで、前年度に比較して614トン、4.3%の減少となっている。この要因としては、人口減少による自然減の他、構成市町村におけるごみの減量化に対する啓発の成果と認識している。引き続き、構成市町村の協力のもと、ごみの減量化と分別の徹底を図り、施設のより効率的な管理運営に努めていく。

次に、ごみ処理の広域化については、持続可能なごみの適正処理の確保に向け、昨年7月に秋田市、潟上市および当組合構成市町村で広域化研究会を立ち上げ、情報の共有や課題の洗い出しを進めてきた。今年4月には、広域化の必要性について合意が得られたことから、「秋田市・潟上市・八郎湖周辺清掃事務組合ブロック広域化協議会」を設立し、これまで3回にわたり協議を重ねてきたところである。この協議内容については、定例会終了後に予定している議会全員協議会で報告させていただく。

また、廃棄物処理安全委員会を開催し、施設周辺3町内会の代表の皆さんに、ごみ処理状況や排ガスなどの分析結果を説明し、施設運営の安全性をご確認いただいた。

年末年始のごみの受け入れについては、年末は31日の午前中までで、年始は4日から受け入れていくということでした。

諸般の報告の後、議案第2号「令和5年度八郎湖周辺清掃事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について」が上程され、管理者より提案理由の説明がありました。

本議案は、令和5年度八郎湖周辺清掃事務組合一般会計歳入歳出決算の認定を求めるもので、歳入総額5億3,865万2,834円、歳出総額5億2,341万6,201円で、歳入歳出差引残額は1,523万6,633円となったものであります。

会計管理者より補足説明があり、監査委員から審査意見書の報告を受けた後、審議に入りました。委員より、リサイクル施設で処理した後のリサイクル率が低い理由や、直近数年間のごみ減少率、その成果、効果の捉え方などについて質疑がありました。

質疑を終結し、討論はなく、採決の結果、議案第2号は全会一致で原案のとおり認定されました。

次に、議案第3号「秋田県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更について」が上程され、管理者より提案理由の説明がありました。

井川町・潟上市共有財産管理組合が令和7年3月31日をもって解散することに伴い、秋田県市町村総合事務組合規約を変更する必要があるため、組合規約の変更に関する関係地方公共団体との協議について議会の議決を求めるものであるとのことでした。

事務局長より補足説明を受けた後、審議に入りましたが、質疑や討論はなく、採決の結果、議案第3号は全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号「令和6年度八郎湖周辺清掃事務組合一般会計補正予算（第1号）について」が上程されました。

本補正予算は、前年度繰越金のほか、財政調整基金積立金等を措置したもので、歳入歳出それぞれ1,523万5千円を追加し、補正後の予算総額を5億7,212万8千円とするものがあります。

管理者より提案理由の説明があり、事務局長より補足説明を受けた後、審議に入りましたが、質疑・討論はなく、採決の結果、第4号は全会一致で原案のとおり可決されました。

また、令和5年度の大潟村の負担額は、事務費において4,001万3千円でした。

ここで定例会は終了しましたが、引き続き議会全員協議会が開会されました。案件は、ごみ処理広域化検討状況の中間報告についてです。

男鹿市の担当課長より説明が行われました。秋田市・潟上市・八郎湖周辺清掃事務組合ブロック広域化協議会は、各副市町村長を委員として設立し、これまで第1回目が5月16日、2回目が10月18日、3回目が11月8日に開催している。報告書の試算では、令和17年度稼働と同時にブロック全体の可燃ごみを処理し、潟上市に中継施設を建設し、八郎湖周辺清掃事務組合構成市町村が搬入する場合の費用が最も安い結果となっているとのことでした。

質疑に入り、委員より、新しい施設の建設候補地の場所や内容、また中継施設の設置に関する検討内容、本施設の課題に対する考え方などについて質疑がありました。

以上、八郎湖周辺清掃事務組合議会の報告といたします。

【議長：丹野敏彦】

これで諸般の報告を終わります。

次に、日程第4、「村政報告」を行います。

村長より、村政報告について発言を求められておりますので、これを許します。

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

それでは、令和7年3月定例会の開会にあたり、諸般の報告を申し上げます。

はじめに、第3期大潟村総合村づくり計画の策定状況について申し上げます。

先の12月定例議会でご報告しました、第3期大潟村総合村づくり計画の策定は、去る1月9日に36名の委員構成による第1回目の審議会を開催しました。審議会会長を秋田県立大学の長濱健一郎教授にお引き受けいただき、計画策定スケジュールや村民アンケートの

速報結果などを出席委員で共有、意見交換し、計画づくりが本格スタートしたところであり
ます。

2月7日と25日には、村民47名とファシリテーター等の職員22名で構成する村づくりワ
ークショップを開催し、村の現状や課題、必要な取り組みなどについて熟議を行ったとこ
ろであり、第3回目を3月末に開催する予定としております。また、2月19日に秋田県立
大学の清新寮で行った学生との座談会には、12名の参加をいただき、村づくりについての
意見交換を行いました。これらの多様な意見を参考に、大潟村の個性や魅力を生かした地
域ビジョンとして、計画を策定していきたいと考えております。

次に、ごみ処理の広域化について申し上げます。

昨年4月、秋田市、潟上市及び八郎湖周辺清掃事務組合を構成する5市町村で「秋田市
・潟上市・八郎湖周辺清掃事務組合ブロック広域化協議会」を設立し、持続可能なごみの
適正処理の確保に向けた検討を進めてきたところです。

これまで4回協議会が開催され、広域化の方式、プラスチックごみの分別、収集運搬の
効率化のための中継施設を建設することなどを協議してまいりました。その協議内容を踏
まえ、年度内にごみ処理の広域化に係る協定を締結したいと考えております。

次に、脱炭素事業の進捗状況について申し上げます。

はじめに、もみ殻バイオマス熱供給事業についてですが、去る1月31日に、株式会社オ
ーリスへ施設の引き渡しが行われ、もみ殻バイオマスボイラーの点火式を行い、商業運転
が開始されたところです。

商業運転開始直後は、もみ殻の燃焼によりボイラーで順調に温水は加温されるものの、
各施設への熱配分のバランスがうまく調整できず、ボイラーから発生した熱が需要家側に
十分に届いていない状況にあったことから、調整をすすめております。

燐炭については、燃料のもみ殻がボイラーへの搬送過程で細くなることから、一般的
な燐炭よりも細くなっており、現在、pHや炭素含有量などの分析を行うとともに、ボイ
ラー出力と熱供給、燐炭排出の最適化が図られるよう、調整をしながら安定稼働を目指し
ているところであります。

令和7年度の脱炭素先行地域事業の計画についてですが、令和6年度からの繰越事業と
して、公用車のEV化並びに役場庁舎、役場車庫及び小中学校等公共施設への太陽光発電設
備の設置を行い、令和7年度分として住宅への太陽光発電設備の設置に対する補助、公共
施設のLED化と太陽光発電設備の設置、メガソーラー発電設備の設置を計画しております。
本定例会に関連予算を計上しており、引き続きCO2の削減と村内経済の活性化につながる
よう取り組んでまいりますので、ご理解の程よろしく申し上げます。

次に、村営住宅関連について申し上げます。

平成29年より官民連携により取り組んできました村営住宅の建設は、本年度末までに、
中央地区の定住化促進住宅が12棟、35戸、北地区の集合型村営住宅は5棟、47戸の、合計

82戸が建設されました。いずれも、ほぼ100%の入居率となっており、入居者からも快適な住環境に好評を得ているところであります。

北地区の集合型村営住宅の建設に伴い、北1丁目1番地の戸建て住宅の12棟は解体済みであり、北1丁目2番地については、戸建て住宅12棟のうち9棟の村営住宅を廃止し、当面は普通財産として、移住体験やスポーツ合宿など様々な交流事業等へ活用し、将来的には解体していく考えであります。

また、東2丁目1番地の登録有形文化財でもある、いわゆる三角屋根の村営住宅1棟は、建築後55年が経過していることもあり、村営住宅から多目的会館に用途変更し、適切な管理に努めてまいります。

本定例会に、関係条例の改正を上程しておりますので、よろしく願いいたします。

次に、各種ワクチン接種事業について申し上げます。

コロナワクチン接種については、1月末現在で、65歳以上の高齢者及び60歳から64歳までの基礎疾患がある方を対象とする定期接種対象者987名における接種者は314名で、接種率は約32%、それ以外の任意接種については1,969名中5名が接種し、接種率は約0.3%になっております。接種費用が自己負担となったこともあり、接種率は従前よりかなり低い結果となりました。

また、今年度より助成しております带状疱疹ワクチン接種については、1月末までの集計で、2回の接種を要する不活化ワクチンの接種予定者97名のうち、30名が2回目まで終了しております。また、1回接種の生ワクチンの接種者は5名となっております。

なお、国においては令和7年度より带状疱疹ワクチンを、予防接種法に基づいて行う定期接種に新たに追加することとしております。対象者は満65歳としていますが、新たに始まる定期接種のため経過措置が設けられ、その主な内容は、令和7年から令和11年の5年間に限り、70歳から5歳刻みの100歳までの方についても定期接種の対象者に追加するというものです。

村では令和6年度から村単独事業として、50歳以上の希望者全員へ带状疱疹ワクチン接種費用の助成を行っておりますので、ご活用いただきたいと思います。

次に、交通死亡事故ゼロ1,000日達成について申し上げます。

村では、令和4年4月10日以降、交通死亡事故は発生しておらず、1月4日をもって交通死亡事故ゼロ1,000日を達成し、1月27日に役場で秋田県警察本部長からの顕彰状が伝達されました。

日頃から、五城目警察署並びに交通安全関係団体の皆様には、地道な啓発活動に取り組んでいただいております。今回の交通死亡事故ゼロ1,000日達成は、その活動の成果だと思っております。

今後も、五城目警察署並びに交通安全関係団体の皆様と連携を図り、交通死亡事故ゼロ1,500日を目指し、地域ぐるみで交通安全活動に取り組んでまいりますので、村民の皆様

には常に安全運転を心掛けてくださいますようお願いいたします。

次に、令和7年産米の「生産の目安」について申し上げます。

本年の主食用米の生産の目安については、1月10日に開催した大潟村地域農業再生協議会において、県に準じた58%と決定し、2月3日にはホテルサンルーラル大潟において、農家向けの説明会を開催し、内容を提示したところであります。

営農計画の受付は、2月12日から17日まで行い、2月末時点で310名の農家から提出がありました。営農計画受付の速報値になりますが、加工用米等の米の転作が2,159ha、畑作物の転作は341ha、転作率にして28.2%で、令和6年の転作実績から10%以上減少しており、主食用米への転換が進むものと見込まれます。

国の令和7年産主食用米等の生産量の見通しについては、令和6年産の生産量と同水準の683万トンとなっており、農家の皆様におかれましては、認定生産調整方針作成者と十分協議のうえ、適切な需給量を見極め、需要に応じた米生産の取り組みを進めていただくようお願い申し上げます。

次に、みどりの食料システムに関することについて申し上げます。

2月28日に、みどりの食料システム法に基づく、地域ぐるみで環境負荷低減の取り組みを行うモデル地区として、県内では初めて大潟村が設定されました。

村はこれまでオーガニックビレッジ宣言を通じた有機栽培の拡大や減農薬・減化学肥料栽培の推進、県立大学との連携による水田除草機械の改良開発研究、こども園・小中学校の給食への有機米の提供、もみ殻のバイオマス活用など、農業における環境負荷低減を推進してきたところであります。

こうした取り組みが評価され、県内では初、全国でも57地区というモデル地区に設定されたところです。モデル地区に設定されたことで、現在事業採択に向けて手続きをしているみどりの食料システム戦略交付金、集出荷施設等の基幹施設の整備に関する国庫補助事業における採択が有利になること、化学農薬の飛散防止措置や緩衝地帯の設置が市町村長の許可で行えるなどのメリットがあります。

引き続き、環境負荷低減に資する農業の振興に取り組んでまいります。

次に、部活動地域展開推進協議会について申し上げます。

去る令和6年12月12日に、大潟村部活動地域展開推進協議会を開催しました。この協議会は今回が初会合であったため、はじめに規約承認を行った後、今後の進め方について意見交換を行いました。

その結果、大潟村の部活動地域展開は、令和8年度から吹奏楽部を除く運動部すべてを、総合型地域スポーツクラブで運営することを目標に協議を進めることで合意しました。さらに、活動の前提として既存の運動部にはこだわらず、地域の指導者による指導が可能な競技であることを原則として、具体的な課題の洗い出しや、仕組みづくりを進めていきたいと考えております。

この部活動地域展開は、村民の協力が不可欠であります。引き続き各競技団体等と具体的な協議を進めてまいりますので、関係者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

次に、教育振興大会について申し上げます。

去る1月7日、村民センターにおいて、学校・教育関係者や保護者など約90名の方々に参加をいただき、第42回大潟村教育振興大会が開催されました。大会では、功労者表彰のあと、講演会とパネルディスカッションを行い、講演会は国際教養大学国際教養学部の工藤尚悟准教授から「人口減少時代の持続可能なまちづくりー大学生が見ている地域の魅力ー」と題してご講演をいただきました。その後、工藤准教授にも加わっていただきパネルディスカッションを開催し、パネラーからは大潟村の良さや、村の将来についての発言など様々な意見が出され、一般席の参加者からも発言が出るなど、非常に有意義な大会となりました。

今後も、多くの方々に参加していただけるよう内容を工夫し、開催してまいりたいと考えております。

次に、水上スキー連携協力協定の締結についてご報告いたします。

去る1月22日に東京都中央区のマリンスポーツ財団内において、大分県中津市と大潟村との水上スキーに関する連携協力協定書の調印式を行いました。

調印式は、B&G全国サミットの開催に合わせて実施したもので、両首長、両教育長のほか、日本水上スキー・ウェイクボード連盟の坂田理事長、全日本学生水上スキー連盟の佐坂理事長にお立ち会いいただきました。

協定は、全日本大会の継続的な開催と大会運営のノウハウ共有、水上スキーを契機とした観光振興など多分野交流に取り組むこととしており、水上スキーを通じて両地域の盛り上げにつなげてまいりたいと考えております。

次に、冬季ふるさと祭りについてご報告いたします。

去る2月2日に、村民体育館周辺を会場に第46回冬季ふるさと祭りを開催いたしました。この日の天候は、うす曇りながら時おり青空も見られ、風はほとんどなく、冬の屋外イベントとしてはとても良いコンディションに恵まれました。

来場者数は、小学生以下の参加者約150人を含む、約500人と推計しております。

今回は、開催の数日前にまとまった積雪があり、小さな雪山も作ることができ、子どもたちが元気にそり遊びをしたり、ボランティアの中学生と雪だるまを作ったりする姿を見ることができました。

参加者からは「村にもこんなに子どもがいたのか」という感想も聞かれるなど、期待以上の参加があったと感じております。また、大人の参加者も子どもたちの元気な笑顔を見ることができ、イベントを楽しむことができたのではないかと考えております。

このイベントの開催にあたっては、生涯学習奨励員の皆様を始め、多くの団体の方々からご協力をいただいております。これからも世代間交流の場として、継続していけるよう

進めてまいります。

以上、諸般の報告といたします。

【議長：丹野敏彦】

次に、日程第5、議案第2号「負担付贈与の受納について」から、日程第35、議案第32号「令和7年度大潟村公共下水道事業会計予算案」までを、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

それでは、村長より提出議案の説明を求めます。

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

提出案件の説明に先立ち、令和7年度予算編成の基本方針について申し上げます。

我が国の経済状況は、雇用・所得環境が改善するもとで緩やかな回復基調ではありますが、地方財政においては、物価高や社会保障関係費の増加に加え、人口減少対策、地方創生の推進、こども・子育て政策の強化など、重要課題に対応するための財政需要も見込まれ、引き続き厳しい状況であると認識しております。

村財政においては、歳入では、地方交付税について、地方財政計画の総額が増加するなど一定の収入が見込まれます。また、令和6年産米の価格上昇による農家所得の増などにより、村民税の増収が見込まれます。次年度においても生産者価格は維持されていくものと思われませんが、異常気象や物価高の影響、中長期的にみた今後の米価など、基幹産業である農業を取り巻く状況に、引き続き注視してまいります。

歳出では、国営かんがい排水事業の負担金支払に向けた積立のほか、公共施設や生活インフラについても更新や維持補修などの財政需要が高まっています。加えて、賃金上昇や物価高騰により、経常経費の増加も予想され、先行きは決して楽観できない状況であります。

令和7年度の予算案につきましては、こうした村の状況や国・県の動向を踏まえつつ、第2期大潟村総合村づくり計画及び第2期大潟村コミュニティ創生戦略の集大成の年として、

- 農業振興対策
- 子育て支援・教育の充実
- 地域福祉の充実
- 健康づくりの推進
- 公共施設・生活インフラの整備
- 環境・脱炭素施策の推進
- 移住・定住の促進
- デジタル化の推進

の8項目を重点施策として、限られた財源のもと「住み継がれる元気な大潟村」の実現に

向け、各種施策を着実に推進する予算編成としたところです。

人口減少、少子化の社会において地方財政を取り巻く環境は厳しい状況ではありますが、今後とも限られた財源の中で、複雑、多様化する行政課題に対応していくため、柔軟な発想と創意工夫で行政としての対応力を高め、村民の皆様とともに取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

それでは、提出議案についてご説明申し上げます。

議案第2号「負担付贈与の受納について」は、生態系公園等の財産を県より贈与されることについて、地方自治法第96条第1項第9号に規定する負担付き贈与の受納にあたるため、議会の議決を求めるものです。

議案第3号「大潟村生態系公園条例案」については、公園の設置に伴い、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、所要の規定を整備するものです。

議案第4号「大潟村奨学金基金条例案」については、奨学金貸与事業の実施に必要な経費に充てるための定額運用基金を設置するにあたり、地方自治法第241条第1項の規定に基づき、所要の規定を整備するものです。

議案第5号「大潟村個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例案」については、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定を整備するものです。

議案第6号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案」については、農地利用最適化推進のための農業委員報酬の改正及び災害弔慰金等支給審査委員会の設置に伴い、所要の規定を整備するものです。

議案第7号「議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案」及び、議案第8号「特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案」並びに、議案第9号「大潟村職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例案」については、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律等の施行に伴い、所要の規定を整備するものです。

議案第10号「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案」については、刑法等の一部を改正する法律の施行並びに、秋田県人事委員会の勧告にかんがみ、所要の規定を整備するものです。

議案第11号「職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案」については、一般職の国家公務員に準じ、時間外勤務の制限の対象となる職員の範囲を拡大する等のため、所要の規定を整備するものです。

議案第12号「職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例案」については、過失による交通事故に起因して職員が失職する場合がある現状をかんがみ、失職の特例を定めるため、所要の規定を整備するものです。

議案第13号「大潟村村営住宅条例の一部を改正する条例案」については、村営住宅の一部を廃止することに伴い、所要の規定を整備するものです。

議案第14号「大潟村多目的会館設置条例の一部を改正する条例案」については、多目的会館東分館を設置することに伴い、所要の規定を整備するものです。

議案第15号「大潟村災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案」については、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項の調査審議を行う審査委員会を設置するため、所要の規定を整備するものです。

議案第16号「大潟村非常勤消防団員の定員、服務、任免、給与等に関する条例の一部を改正する条例案」については、民法の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定を整備するものです。

議案第17号「大潟村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案」については、家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する府令の施行に伴い、所要の規定を整備するものです。

次に、議案第18号「令和6年度大潟村一般会計補正予算案」について、主な内容を申し上げます。

総務企画課関係では、財政管理費において、積立金として財政調整基金へ2億3,900万円、減債基金へ1,200万円、かんがい排水施設整備基金へ5,250万円、ふるさと応援基金へ500万円を計上しております。また、企画費においては、ふるさと応援寄付謝礼に135万円、地域おこし協力隊の報酬に45万円をそれぞれ計上しております。

生活環境課関係では、環境エネルギー費において、自然エネルギー100%の村づくり推進事業に8,745万2千円を計上し、同事業費の一部3億3,702万3千円を繰越明許費として設定しています。

福祉保健課関係では、社会福祉総務費等において、過年度補助事業の実績確定に伴う返還金を計1,066万6千円計上するとともに、福祉医療費においては、福祉医療費支給事業に50万円、介護保険費においては、介護保険事業特別会計への繰出金114万6千円、保健センター費においては、健康管理システム改修等事業に49万5千円をそれぞれ計上し、健康管理システム改修等事業については繰越明許費として設定しております。

産業振興課関係では、農業振興費において、化学肥料低減機械等導入支援事業に499万4千円、あきたの園芸省エネ化支援事業に106万1千円をそれぞれ計上し、両事業については繰越明許費として設定しています。

また、農地費においては、基幹水利施設ストックマネジメント事業に514万円を計上し、同事業については当初予算額とあわせ全額を繰越明許費として設定しています。そのほか、水利施設整備事業及び国営附帯県営事業についても繰越明許費を設定しています。

教育委員会関係では、事務局費において、奨学金貸与事業を定額運用基金として行うため繰出金に920万円を計上し、学校給食費においては、物価高騰等により賄材料費として100万円を計上しております。

このほか、各科目とも事業実績及び決算見込みにより補正を行ったところであり、最終

的な補正総額は、1億6,678万5千円の増額となり、補正後の予算総額は51億1,231万6千円となったところであります。

なお、補正の財源としては地方交付税のほか、国庫支出金及び前年度繰越金等に求めたところであります。

次に、議案第19号「令和6年度大潟村診療所特別会計補正予算案」から議案第23号「令和6年度大潟村後期高齢者医療特別会計補正予算案」について、補正の主な内容を順次申し上げます。

診療所特別会計では、事務費に16万1千円を、診療所管理運営事業においては、医薬材料費の増額に伴い、指定管理料として500万円を計上しております。

国民健康保険事業特別会計では、保険給付費において19万2千円を計上したほか、国保財政調整基金への積立金として2,617万8千円を計上しております。

介護保険事業特別会計では、居宅介護サービス給付費に370万円、施設サービス給付費に450万円、居宅介護サービス計画給付費に83万円をそれぞれ増額するとともに、過年度負担金等返納金に168万8千円を計上しております。

介護サービス事業特別会計では、重層的支援体制整備事業交付金に係る経費について、一般会計繰出金として15万円を計上しております。

後期高齢者医療特別会計では、後期高齢者医療広域連合納付金に303万8千円を計上しております。

併せて、各会計において事業実績及び決算見込みなどにより補正を行ったところであり、特別会計の補正額は、総額で4,092万円の増額となり、補正後の総額は17億1,678万5千円となったところであります。

次に、議案第24号「令和6年度大潟村公共下水道事業会計補正予算案」については、資本的収支において、収入として企業債150万円、支出においては流域下水道建設負担金145万7千円をそれぞれ計上しております。

次に、議案第25号「令和7年度大潟村一般会計予算案」の概要について申し上げます。

令和7年度の一般会計の予算総額は52億3,300万円となり、前年度当初予算と比較すると、金額で6億6千万円、率で14.4%の増となっています。増額となった主な理由は、物価高等の影響による委託料や人件費の上昇、社会保障費などの経常的経費の増加のほか、公共サービスにおける効率的で効果的なデジタル技術の活用に向けた基幹業務システムの標準化など、デジタル化関連経費及び自然エネルギー100%の村づくり推進事業の増額などによるものです。

はじめに歳入ですが、歳入予算の計上にあたっては、国の地方財政計画や前年度実績、基金の状況、国・県支出金等を勘案して積算をしております。

村税については、農業所得の増が見込まれることなど、前年度比で1億9,282万6千円、26.8%増の9億1,286万円を計上しております。

地方交付税については、国が示す地方財政計画において前年度から総額が増となったことなどを踏まえ、前年度比で1億100万円、7.0%増の15億4,500万円を計上しております。

国庫支出金については、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金及び従来の地方創生推進交付金にあたる「新しい地方経済・生活環境創生交付金」等により、前年度比で6億2,337万1千円、109.8%増の11億9,087万6千円を計上しております。

県支出金については、安全・安心な森整備事業費補助金の減額などにより、前年度比で2,283万9千円、5.5%減の3億8,991万1千円を計上しております。

寄附金については、ふるさと応援基金寄附金など1億3,010万1千円を計上しております。

また、財源対策として財政調整基金から3億2,800万円を、福祉、教育、環境等の地域づくりへ財源充当するため、ふるさと応援基金から1億3,000万円を繰り入れることとしております。

村債については、前年度比3,360万円、16.6%減の1億6,850万円を計上しております。

次に、歳出の主な施策について申し上げます。

総務部門では、人口減少対策として、移住・定住促進事業、婚活事業など、良好な住環境の整備と出会いや移住・定住に向けた様々な支援を行うとともに、ふるさと応援寄附推進事業についても力を入れて取り組んでまいります。

また、令和8年度からの第3期大潟村総合村づくり計画及びコミュニティ創生戦略について、昨年度に引き続き、計画策定を進めてまいります。

福祉・保健部門では、高齢者の交流・活動拠点であるふれあい健康館の整備や多機関協働による重層的な相談支援体制の推進、また、新たにフレイル健診事業を実施し、高齢者への保健指導等の充実と介護予防を図るとともに、住民の健康維持、地域医療と福祉の充実、予防接種への助成と推奨など医療と健診、予防事業の充実に取り組んでまいります。

また、子育てしやすい村づくりに向け、引き続きネウボラ事業を実施するとともに、潟っ子Babyギフト事業など、妊娠・出産、子育てまで切れ目のない相談支援と経済的支援を行ってまいります。

環境・衛生部門においては、八郎湖水質改善対策として、引き続き、無代かき栽培など八郎湖の水質改善につながる発生源対策の推進に取り組みます。また、自然エネルギー100%の村づくり推進事業について、引き続き関係機関と連携し取り組んでまいります。

その一環として、令和7年度においては、小中学校をはじめとした村の公共施設7ヵ所について、同事業の活用により照明設備のLED化を実施します。

墓地公園内では排水不良がみられるため調査を実施し、適切な管理に向けた排水設備の改善を図ってまいります。

土木部門におきましては、道路メンテナンス事業補助金を活用し、村内の橋梁の補修設計と補修工事を行うほか、引き続き社会資本整備総合交付金を活用し南北東線舗装補修工

事を実施します。

また、県立大学学生寮から北側の村道南4号線について、路側帯の拡幅を行い、交通安全対策の向上を図ってまいります。

消防・防災部門では、石油貯蔵施設立地対策等交付金を活用し、消火栓3ヵ所と消防用ホースの更新、中央3番地へのホース格納箱の設置を行うほか、防災体制の整備として各分団へデジタル簡易無線機を配備します。

農業部門においては、国営土地改良事業をはじめとした農業基盤整備の推進、高収益作物の生産促進、需要に応じた米生産の取り組みなど各種事業の展開により、引き続き、農業所得の向上と経営の安定化を図ってまいります。

また、環境保全型農業直接支払対策やみどりの食料システム戦略の推進などにより、生産性の向上を図りつつ環境への負荷軽減に配慮した持続可能な農業を進め、担い手の育成においては、経営継承とその発展を支援するとともに農業人材の育成など、後継者育成と経営発展の取り組みを応援してまいります。

松くい虫被害が拡大している防災林については、引き続き、被害木の処理並びに被害拡大防止対策に取り組んでまいります。

商工観光部門では、道の駅おおがた、温泉保養センターの施設整備を行うとともに、村内事業者において地場産を活用した商品や村をイメージできる商品の開発を支援し、観光情報の積極的な発信とともに、誘客や交流人口の増加を目指し、観光振興を図ってまいります。

こども園・学校教育部門においては、子育て支援の充実、ICT教育の推進、園・小・中連携教育の推進と、教育施設、備品等の整備など、学習環境の充実に努めます。さらに、小中学校の給食費無償化を継続し、こども園についても、3歳以上児の給食費の無償化を実施します。

これらと併せ、引き続き、在宅子育て支援や奨学金貸与など、子育て世帯の負担軽減のため経済的支援に取り組んでまいります。

また、こども園においては、業務の多忙・煩雑化に対応して、保育業務支援システムの導入により、職員、保護者の両者の負担軽減を図ります。

社会教育・体育部門においては、社会教育、スポーツ団体をはじめ住民の生涯学習・スポーツ活動を支援し、社会教育・体育の充実に努めます。また、部活動の地域展開に取り組み、少子化の中でも子どもたちがスポーツに継続して親しむことができる機会を確保し、併せて学校の働き方改革と学校教育の質の向上を推進します。

村民体育館については、国の交付金を活用し、増改築に向けた実施設計を行い、令和8年度の工事着手を目指してまいります。また、以前よりグラウンド内の整地不良の声がありました村民球場については、内野全面の整地工事を行います。

次に、議案第26号「令和7年度大潟村診療所特別会計予算案」から議案第30号「令和7

年度大瀨村後期高齢者事業特別会計予算案」までの5特別会計につきましては、予算総額で16億3,537万2千円となり、前年度対比で3,439万4千円、2.1%の減となっております。

各特別会計における予算の概要について申し上げます。

診療所特別会計では、予防接種ワクチン等の医薬材料費の増加に伴う指定管理料の増により、予算総額は7,107万9千円となり、前年度当初予算と比べ618万7千円、9.5%の増となっております。

国民健康保険事業特別会計では、国民健康保険事業費納付金の減により、予算総額で8億6,632万7千円となり、前年度当初予算と比べ8,581万9千円、9.0%の減となっております。

介護保険事業特別会計では、介護サービス事業量の増加に伴う保険給付費の増により、予算総額で3億793万6千円となり、前年度当初予算と比べ654万8千円、2.2%の増となっております。

介護サービス事業特別会計では、特別養護老人ホームにおける給食業務の外部委託等による指定管理料の増により、予算総額で2億9,742万円となり、前年度当初予算と比べ3,216万2千円、12.1%の増となっております。

後期高齢者医療特別会計では、被保険者数の増加に伴う広域連合納付金の増により、予算総額で9,261万円となり、前年度当初予算と比べ652万8千円、7.6%の増となっております。

次に、議案第31号「令和7年度大瀨村簡易水道事業会計予算案」及び議案第32号「令和7年度大瀨村公共下水道事業会計予算案」については、地方公営企業法に基づき予算案を調製したところです。

はじめに、令和7年度の簡易水道事業会計は、収益的収支においては、収入を1億6,135万7千円、支出を1億5,459万4千円としております。

資本的収支においては、収入を3,474万4千円、支出を4,580万円とし、収支不足額1,105万6千円については、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填するものとしております。

次に、令和7年度の下水道事業会計は、収益的収支においては、収入を1億5,477万7千円、支出を1億4,883万9千円としております。

資本的収支においては、収入を1,413万1千円、支出を4,373万6千円とし、収支不足額2,960万5千円については、過年度分損益勘定留保資金等で補填するものとしております。

以上、提出案件についてご説明申し上げたところでありますが、詳細につきましては提出しております、議案書、予算書その他関係書類に記載しておりますので、ご高覧いただき、ご審議のうえ可決賜りますようお願い申し上げます。

【議長：丹野敏彦】

ただ今の村政報告並びに提出議案の説明に対する質疑は、明日、12日を予定しております。

すので、よろしくお願ひいたします。

次に、日程第36、議案第33号「大湊村副村長の選任について」を議題といたします。

それでは、村長より提出議案の説明を求めます。

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

それでは、提出しております人事案件についてご説明申し上げます。

議案第33号「副村長の選任について」であります。工藤副村長においては、令和7年3月31日をもって任期満了に伴う退任となりますので、その後任者として、

住所 北海道旭川市五条通10丁目

氏名 小澤菜穂子

を副村長として選任したいので、ご同意くださるようお願い申し上げます。

【議長：丹野敏彦】

ただいまの提出議案の村長説明に対して、質疑を行います。

質疑ございませんか。

質疑ございませんか。《なしの声》

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

これより、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。《異議なしの声》

異議なしと認め、これより採決に入ります。

採決は挙手で行います。

賛成の場合は挙手を、挙手しない場合は反対とみなします。

議案第33号「大湊村副村長の選任について」、本案に同意することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第33号は、同意することに決定いたしました。

暫時、休憩いたします。

(午前11時18分)

(午後0時58分)

再開いたします。

休憩前に引き続き、会議を進めてまいります。

次に、日程第37、「一般質問」を行います。

会議規則第61条の規定に基づき、通告のあった順に質問を許します。

9番、三村敏子さん。

【9番：三村敏子議員】

9番、三村敏子です。

はじめに、会計年度任用職員のさらなる待遇改善をということで質問いたします。

①フルタイム会計年度任用職員で働くことを希望される会計年度任用職員はフルタイムとして働いていただいているかどうかということについてですが、会計年度任用職員には、フルタイムとパートタイムがあります。フルタイムは正職員と同じく、1日7時間45分以内、週あたり38時間45分以内となっています。フルタイム会計年度任用職員は、任期により退職手当支給の対象となります。

国では制度導入にあたり、総務省からの令和元年12月20日通知によると、会計年度任用職員制度の施行に向けた留意事項について、「適切な勤務時間の設定」として、会計年度任用職員の任用に当たっては、職務の内容や標準的な職務の量に応じた適切な勤務時間を設定することが必要であり、単に勤務条件の確保等に伴う財政上の制約を理由として、合理的な理由なく短い勤務時間を設定し、現在行っているフルタイムでの任用について抑制を図ることは、適正な任用・勤務条件の確保という改正法の趣旨に沿わないものであること。また、改正法においては、会計年度任用職員についてはフルタイムでの任用が可能であることを明確化したところであり、こうした任用は柔軟な人事管理や勤務条件の改善による人材確保に資するものであること、となっています。

フルタイムで働くことを希望するパートタイム会計年度任用職員については、フルタイムで働いていただいているでしょうか。

②会計年度任用職員の事務分担としての仕事量を増やしているのであれば、増加に伴う報酬の増額をということについてですが、会計年度任用職員制度の導入前の令和元年と導入後の令和5年度の村の事務分担表を比較しました。以前は職名が事務補助などになっていましたが、今は事務員となっています。全般的に分担事務が増えています。課ごとに違いはありますが、補助ではなく会計年度任用職員だけが担っている事務もいくつか見受けられます。

総務省によると令和2年4月1日施行された地方自治法の一部を改正する法律において会計年度職員については、期末手当の支給を可能とするとあり、地方財政措置として、会計年度任用職員制度の導入に伴う財源については、新たに必要となる期末手当等の経費について令和3年版地方財政白書によると、令和2年度の地方財政計画に1,738億円を計上した。また、令和3年度においては、制度の平年度化による期末手当の支給月数の増によって生じる経費を加え、対前年度664億円増の2,402億円を計上した。勤勉手当の支給についても、総務省によると会計年度任用職員の勤勉手当の支給等に伴い必要となる財源については、令和5年12月22日に公表された「令和6年度地方財政対策のポイント及び概要」で示されたとおり1,810億円が地方交付税として確保されるとあります。地方交付税として会計年度任用職員の期末手当、勤勉手当が算入されているとするならば、増えた事務分担分は報酬を上げるべきではないでしょうか。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

9番、三村議員のご質問にお答えします。

議員のご質問にありますとおり、会計年度任用職員は、その職務内容や標準的な職務の量に応じた勤務時間により、フルタイム会計年度任用職員とパートタイム会計年度任用職員に区分されます。

村では、職務内容や標準的な職務の量から、会計年度任用職員に必要な勤務時間を1日7時間、1週間あたり35時間と設定しているため、パートタイム会計年度任用職員として任用しております。職員の希望に応じて勤務時間を設定する制度ではなく、職務内容や標準的な職務の量から勤務時間を設定する制度となりますので、ご理解いただくようよろしく願いいたします。

2点目の質問にお答えいたします。

会計年度任用職員制度の導入により、制度導入前の非常勤職員は会計年度任用職員へと移行しました。補助的な業務を担う非常勤職員から、職務内容や職務の量に応じ任用される会計年度任用職員へ移行したことで、職名を事務補助から事務員へと整理し、報酬体系についても見直しを行っております。

今年度においても、一般職の給与改定に係る取り扱いに準じて会計年度任用職員の報酬の改定も行っており、期末・勤勉手当についても、一般職に準じた支給率としているところです。

なお、一般職の給与改定や会計年度任用職員の報酬改定、期末・勤勉手当の支給に要する経費の地方交付税措置についてですが、改定に伴う経費の増額分を国で見込み、各算定費目の単位費用へと算入しています。地域おこし協力隊のように、村の支給実績に対して交付される仕組みとはなっておりませんので、ご理解くださいますようよろしくお願いいたします。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

三村敏子さん。

【9番：三村敏子議員】

フルタイムとパートタイムは45分の違いでしかなく、それでいてフルタイムになると退職金が付くという、フルタイムであればということですので、今の報酬、正職員の方との差があまりにも大きいので、それでいて退職金もつかないということですので、なるべくフルタイムに、希望された方がいらっしゃるとすれば、大潟村の募集を見るとフルタイム

での募集はないのでフルタイムを希望される方の募集もして、フルタイムで働いていただくことによって職員の人たちの仕事の軽減にも繋がるのではないかと思います。

それから、会計年度任用職員の報酬に関しては、何度か給与が上がりますが途中で切られるようになっていたと思います。

東京の杉並区では、今、女性区長が仕事をされていて、区議会の女性議員も半数を女性議員が超えているという状況になっていますが、その中でやはり会計年度任用職員の8割が女性となっているというところで、なるべく会計年度任用職員の勤勉手当の支給とともに、給与額も上げるということで、2024年度会計年度任用職員の報酬額と時給を、全員ではありませんが半数近くの会計年度任用職員の時給・報酬額も上げています。

大潟村の中の女性の仕事として、毎回話はしているのですが、人口問題研究所によると、大潟村は出産・子育ての中心となる若い女性、20歳から39歳の人口は216人で総人口の7.0%で、全国平均の10.3%より低い。20歳からなので、これは大学生も含まれている数字です。25歳から29歳の女性は28人、男性は45人、30歳から34歳の女性は37人、男性は65人ということで、いかに若い女性が村に少ないかという数字です。なるべく男女平等もそうですし、会計年度任用職員と正職員との差もなるべく縮めていくことによって、やりがいのある仕事場となっていくのではないかと思います、いかがでしょうか。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

三村議員の再質にお答えします。

まず、正職員と会計年度任用職員の任用の仕方が根本的に違いまして、正職員は試験を受けて入る形をとらせていただいていますし、それに応じた職務内容となっております。会計年度任用職員においては、面接のみで任用してしまして、それに応じた職務内容としていて、今7時間で雇用をお願いし、募集もし、それで働いてもらっているところです。

村においては令和元年度の非常勤職員の時代から、今の会計年度任用職員になった中で、会計年度任用職員と非常勤職員と比べると35%給与を上げております。ですので、かなり改善をしながら取り組んでいるところで、その中で先ほど言ったように、職務内容も少し範囲を広げたというか、担ってもらう分野を追加した形になっており、それは報酬に応じた形をとらせていただいております。

杉並区の事例が何を比較してるかはよくわからないのですが、村としては以上のような形で、会計年度任用職員に対しても今の段階では十分な報酬を与えていると思っております。また、若い女性が働く場としての会計年度任用職員ということにもなり得るわけですが、それはそれぞれの考え方があろうかと思いますし、若い女性が働く場を確保するためということに限ったことではないので、確かに試験を経ずに採用される場合もありますのでそういう意味では働きやすい職場かと思いますが、それぞれの暮らしの中で、会計年

度任用職員を選択されて今働いてもらっていますので、そうしたことの考えのもとで継続していきたいと思いますが、若い女性が村にもっと来たい、または村で働く機会を増やしたいということについては、また別の角度からも、民間とともに取り組んでいければと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

三村敏子さん。

【9番：三村敏子議員】

考え方だとは思いますが、杉並区の区長の考え方としては、日本社会全体で過去20年間に非正規化が進み、ジェンダー平等が程遠い社会の中で女性がそのあおりを受けている。女性の非正規労働を固定化するこの仕組みに対して問題意識を持たなければならない。自治体は、公務労働とジェンダー平等のために、具体的な処遇改善を行うことができるという考えのもとで行った処遇改善、待遇改善です。

それで、会計年度任用職員の人たちも頑張っているわけですので、ぜひ会計年度任用職員の能力を生かしていただき、報酬も上げていただくことにより、さらに働きがいのある、若い女性にも魅力的な職場となるのではないかと思います。能力を生かし報酬上げていくという方向性としては、村長はどのようにお考えでしょうか。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

三村議員の再々質にお答えします。

まず先ほどもお話をさせていただいたように、非常勤職員時代から今現在ですね、令和6年度と比較すると、報酬を35%上げております。これはかなり賃金引き上げだと思っていまして、そういったことに応じて職務にも取り組んでいただいています。皆さんよくそれに応じて頑張っていると思いますので、これ以上引き上げるということは、現時点では、また全体の賃金上昇が本年度もあったように、そうした中においては合わせて上げていくことはしますが、会計年度任用職員のみを上げるというようなことは今は考えていませんので、今後の全体の賃金上昇に合わせた形で、引き続き対応させていただきたいと思っていますので、どうかよろしく願いいたします。

【議長：丹野敏彦】

次の質問に移ってください。

三村敏子さん。

【9番：三村敏子議員】

次に、こども園を公立から民間に移行することを真剣に考えてはいかがかということ

質問いたします。

保護者のみなさんから、病児保育・病後児保育や、休日・祝日保育、土曜日の通常保育など、多くの要望が寄せられています。

村営である大潟村こども園を民営化することにより、その要望に応えることも可能となるのではないかと考え、県の教育委員会に、県内の保育園・こども園の公立から民間へ移行した市町村の状況を聞いてみました。すべて保育園だそうですが、平成29年、由利本荘市が8園民営化、湯沢市1園。令和2年、仙北市1園、北秋田市1園、横手市3園。令和3年、横手市2園、東成瀬村1園だそうです。公立は職員の途中からの採用が難しい、配置換えも難しい、利用者のことを考え民間に移行しているということでした。

その中で、大潟村と同じく村立であった東成瀬村に聞いてみました。東成瀬村では公立の場合と民間にした場合の試算をしたところ、民間に移行したほうが村の財政負担が軽減されるということがわかったということです。また、職員を増やすことができないでいたが、民間にした場合、職員を増やすことができるなどメリットが大きかったため、民間に移行しました。民間移行したデメリットも聞いてみましたが、デメリットはなかったということでした。東成瀬村では、民間移行にあたり、それまで村の職員として働いていた保育士は、民間へ派遣し、給料は村の職員と同じ給料となるように民間への支援をしているとのことでした。

横手市では、公立から民間に移行した理由として「公立と民間を比較すると民間の方が多様な保育を実施している」「病児保育、休日保育も民間が取り組んでいる割合が高い」「財源の観点では、運営費、補助金ともに私立保育所の方が国・県の負担が多く、充実している」ということで、横手市では民間移行が進みました。

民間に移行することにより、会計年度任用職員を職員とすることも可能であり、保護者からの要望をかなえることもでき、村の財政負担を減らすことができるように思われます。民間に移行することを真剣に考えてみてはいかがでしょうか。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

三浦教育長。

【教育長：三浦 智】

三村議員のご質問にお答えします。

まずはじめに、大潟村の教育の特徴について述べさせていただきます。

大潟村の教育の最大の特徴は、0歳から15歳までの育ちを見据えた、こども園・小・中学校の職員が「学び」「育ち」「心」の3つの重点を共通理解して取り組んでいる「連携教育」が効果的に行われていることが挙げられます。また、職員は公務員としての自覚を持ち、責任を持って大潟村の子どもの教育・保育に当たっております。

さて、近年の県内の民営化の動向については、三村議員のご認識のとおり、少子化によ

り園の合併や統合を実施する自治体が増えてきており、それを機に民営化する動きが顕著になっていると推察しております。

自治体がこども園を民営化するメリットは財政負担の軽減が最も大きいと考えられます。しかし、仮に民営化を検討する場合、村だけでなく関係する5者、つまり、子ども、保護者、保育士、運営者、そして自治体のそれぞれのメリット・デメリットを比較検討し、慎重に判断する必要があります。

まず、具体的なメリット・、デメリットですが、先程、三村議員からメリットを挙げていただきましたので、逆にデメリットの代表的なものを挙げますと、一番大きいのは運営する法人の経営が維持できるかだと思います。そもそも村内には請け負える法人は存在しませんので、新たに設立するか、他市町村の法人に依頼することになります。その法人が、少子化が進む今後において、大潟村での園経営に将来ビジョンが描けるかどうか、慎重な判断が求められると考えます。

次のデメリットは保育士の減です。現在、村のこども園の保育士等は21名で、国の基準である11名より10名も多く配置しております。ほぼ2倍の人数です。まさに手厚いサービスを実施しております。これを民営化して採算ベースに見合った体制で実施した場合、現状維持は到底できないと考えるのが自然です。法人の経営を考えると、保育士は必要最小限か、少しのプラス程度まで減らすのが当然と考えるからです。

先程、三村議員から紹介いただいた他市町の例では保育士は増えるとのことでしたので矛盾があるように感じますが、理由はその事例が大潟村ほど保育士を多く配置をしていたのか不明なことによるものです。おそらく村ほど多くは配置していないと考えます。

ほかにも、大潟村の特殊性として村民のほとんどが農家であり、村内で保育士を確保することは非常に難しい状況にあることを念頭に置く必要があります。すでに保育士の確保は地方の自治体の課題として顕在化しており、村も同様です。これまでも、保育士を募集しても応募がない年がありました。長期的に見ても改善は見込めません。

このような状況の中で、大潟村が民営化するにはリスクが多すぎると感じます。

以上のことから、大潟村としては当面、園・小・中学校の連携教育を継続・発展させながら、こども園の公立を維持していきますので、ご理解をお願いします。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

三村敏子さん。

【9番：三村敏子議員】

国、県とかの補助、運営費とか、補助とか、処遇改善とか、そういう面が民間の場合は公立に比べると良い、国の負担等が大きいというふうに聞いたのですけれど、そういうことで民間に移っているということが多い。財政の中で村の試算というのはいったことがあるのか、ないのか。試算をされてみるとか、そういうことはできないのか。村の課題として

一番大きいのは、やはり会計年度任用職員が多く保育士として頑張っているという状況で、正職員が少ないということが一番の課題ではないかと思えます。なので、それを改善していくために、やはり民間に移行した方が処遇改善とかそういうことが民間の方に行っているみたいですが、そういうところの比較もどのようにされているか。まず比較してみてもそれでどうなのか考えてみる必要もあるのではないのでしょうか。

潟上市では民間移行するにあたって、今、追分保育園の民営化に関して、民間の事業者に対してサウンディング型市場調査、サウンディング型って聞くというあれでしょうけれど、実施してまして、それによってやはりこういうふうになれば民営化ができますというような民間の事業者からの声を聞きながら行っているようです。どうすれば民間としてもやっていけるかというところを把握しながら。

それから、日曜日、忙しい時期だけでも、ゴールデンウィークの祝日だけでもやってもられないとか、要望があるわけですけど、今の体制ではなかなか難しいということですが、民間であると男鹿市では脇本保育園で日曜日も祝日も預かっていたりとか、男鹿市の場合はそういうふうに子育てに非常に今力を入れていますので、新しいこども園もできますが、保護者の要望にも応えていけるのではないかと思えますが、そういうふうには試算してみるとか、そういうことはできないのでしょうか。

【議長：丹野敏彦】

三浦教育長。

【教育長：三浦 智】

三村議員の再質問にお答えします。

試算のことについては、現在までのところ試算はしたことはありません。

先ほど来、民間の方が財政的に有利であるというふうなお話を伺いました。先ほどの答弁の中でも述べたとおり、民営化するにあたっては、子ども、保護者、保育士、運営体、そして自治体と、この5者の立場を改めて考える必要があるということで、さらには民営化していただけたところをまず見つけた上で、相談して考えていかなければいけないというふうに思います。

土曜・日曜日の保育にあたってということですが、土曜日については今現在も希望者に対しては行っているところですし、村の保護者の働き方を考慮した上で、季節によっては季節保育ということで対応しているところでもあります。この後、日曜それから祝日の保育に関して、実施できるかどうかは村の職員との兼ね合いもあると思えますので、そこは考えていきたいと思えます。

さらに職員と会計年度職員のことについてお話がありました。令和7年度にまた1名職員として採用し、体制としては職員を増やしながら、体制を整えているというふうな状況になっています。

この後も、先ほどの会計年度の話もありましたので、職務の内容も検討しながら見てい

ければというふうに思います。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

三村敏子さん。

【9番：三村敏子議員】

非常に民間に移行するところが増えていまして、令和6年度の県内子ども園114のうち、公立が15箇所、民営が99箇所、秋田市、横手市、大館市などは全て民営、秋田県内の市ではほぼ民営になっています。保育所では175箇所のうち、公立が43箇所、そのうち公設民営が17箇所、民営は132箇所です。やはりこのように民営化が進んでいるのには、国からの運営費補助金、それから処遇改善が民間に対して手厚いというのではないかと思います。そういうことの試算をまず試してみ、それでどうなのかということも考えてみる必要があるかと思いますが、いかがでしょうか。

【議長：丹野敏彦】

三浦教育長。

【教育長：三浦 智】

三村議員の再々質問にお答えします。

運営費に関して手厚い補助があるという点については勉強不足でしたので、この後、勉強しながら試算もしてみたいと思います。

現在、先ほどもお話したように、大潟村では園・小・中の職員が一堂に会して子どもについて研修する場もありますし、今、連携教育において非常に成果も上がっているところでもあります。仮にこども園を民営化しても、教育委員会としては子どもを育てるという点で管理責任等もあると思いますので、この点を踏まえながら、先ほどの試算の件についてもこの後試算してみながら検討したいと思いますが、現在の段階ではこのこども園を公立で維持していきたいというふうに考えておりますのでご理解ください。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

次に、2番、菅原アキ子さん。

【2番：菅原アキ子議員】

2番、菅原アキ子です。

私から2点のことについてお伺いをしたいと思います。

はじめに、大潟村ボランティアの会や大潟村老人クラブ連合会からも要望をいただいていると思いますが、村の歴史と継承についてお伺いいたします。

村は10年前、大潟村創立50周年を迎え、大潟村史を発行しました。読み始めると興味のあることがたくさん書かれていて内容が濃く、時間があっという間に過ぎてしまうほど引

きつけられてしまいます。後世に残すべき貴重な財産です。多くの村民から寄せられた貴重な写真や資料なども、諸々の事情で掲載したくてもできなかったものもたくさんあったのではないかと推察しております。

村は去年は、大瀧村創立60周年を迎えました。皆さんもご存じのことと思いますが、国が全国から募集した一次入植の応募者数は615名で、うち56名が入植。二次の応募者数は281名で、うち86名が入植。三次の応募者数は309名で、うち175名が入植。四次の応募者数は389名で、うち143名が入植。五次の応募者数は870名で、うち120名が入植し、入植者の募集は580名で終了しました。その後、県単事業での入植者9名を加え、全国38の都道県から計589名が入植しました。高い倍率をくぐり抜け、あふれる夢と希望を胸に、最終選考で念願の合格を果たした入植者たちは、入植する前の1年間、家族と離れ、大瀧村訓練所で本格的に農業を営むために必要な知識を得る学びの期間が必要とされました。その時の1枚の写真が先日、「懐かしいあの頃 記憶の1枚」として入植者がある新聞に投稿されておりました。ご覧になった方も多くおられると思います。その投稿には、「1966年（昭和41年）11月10日、大瀧村の入植者訓練所で入所式が行われました。当時は訓練所関連の建物以外、住宅は1軒もなく、広大な土地が広がっていました。写真は、訓練所のカントリーエレベーターの外ばしごを上って撮りました」という言葉が添えられております。今は到底見ることが叶わない村の貴重な光景です。また、訓練所で学んだ当時の教科書などを今も大切に保存されている方もおられます。その存在を家族は知っていても、多くの村民の目に触れる機会はないと言っても過言ではありません。行政が文書を大切に保存しているように、個人が大切に保存している写真や資料なども1ヵ所に集めて、整理して保存していかなければ、この先消失してしまったり、埋もれてしまうのではないかとという危機感を強く抱いております。投稿された写真は、世紀の大事業として誕生した大瀧村の歴史の断片を捉えたとても貴重なものです。その方も自分達が知っている当時の光景をみんなにも知っておいてほしいという思いが込められているのではないのでしょうか。

年月は立ち止まってはくれません。入植者が元気なうちに、ぜひ取り組んでいただきたいのですが、村長のお考えをお伺いいたします。

また、去年は大瀧村創立60周年記念事業の一環として、元豪風関が設立した押尾川部屋の相撲合宿が行われました。連日多くの人々で賑わい大好評だったのも、準備などで人知れずご苦勞された村や関係者の方々のおかげであり、心から感謝しております。

その合宿を知らせるある新聞には、「合宿の場所は大瀧神社境内の村民相撲場。1964年の八郎瀧干拓の干陸式では、協賛行事として高校選抜選手権大会が行われた由緒ある土俵だという。」と書かれています。今の相撲場と八郎瀧干拓の干陸式の相撲場が同じだという書き方になっているのですね。でも、それは間違いではないかと指摘する声があります。と申しますのは、八郎瀧干陸・新村設置記念式典の様子や、記念式典祝賀相撲大会の写真も大瀧村史に掲載されているのは存じております。少々見えづらいかもしれませんが、こ

の写真をご覧になっていただきたいのですが（写真を提示）、大潟村史に掲載されているものと同じような写真ですが、写真集「潟の記憶」として、川辺信康さんが撮られた写真をお持ちの方からご了承いただいてコピーさせていただいたものです。このように、式典が行われたこの一角に相撲場が写っております。さらに今のローソン大潟村店の三叉路の場所には、かつて展望塔があったことは記憶されている村民も多いかと思えます。この写真は拡大しておりますのであまり鮮明ではないのですが、平成26年元旦に読売新聞に掲載されたものです。この写真を見ましても、展望塔のすぐ側にこの相撲場が写っております。両方の写真から見ても、今の相撲場の場所とは違うのではないかと思えるのですね。判然としていないのではないかと考えざるを得ないのですが、間違った認識を持たれないように後世に正しく伝えていくことは大事なことです。干陸式の様子を記憶されている方も少なくなっていると思われませんが、村はどのように把握されておられるでしょうか。村長のご認識をお伺いいたします。

また、県は当初、干陸式が行われる昭和39年9月15日を大潟村の発足日として考えていたようですが、発足に向けた事務手続に時間がかかることが明らかとなり、10月1日を大潟村誕生の日としております。このような背景を考えましても、この場所は大潟村が誕生するに至った大切な場所であり、小さな公園のように整備して案内板を表示し、歴史の1ページに残すべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

ご答弁いただきたいと思えます。

【議長：丹野敏彦】

三浦教育長。

【教育長：三浦 智】

干拓博物館を所管している教育委員会のことですので、私の方から菅原アキ子議員の質問に答えさせていただきます。

大潟村は世紀の大事業と言われる八郎潟干拓によって誕生した村であり、干拓によって誕生した自治体としては日本で唯一の村であります。その歴史を後世に残すために干拓に関する資料はもちろんのこと、入植者の方たちにまつわる写真等を資料として保存することは重要であると認識しております。

平成12年に開館した大潟村干拓博物館は、八郎潟干拓とその後の大潟村の歴史を伝えるための施設であるため、映像や写真、新聞記事のスクラップなど、多くの資料を保存しております。その中には入植者の方から寄贈されたものも含まれており、実際に入植訓練所で使用した資料などもございます。また、平成26年に発行した大潟村史と、その別冊である写真集『大潟村歴史写真館』の作成においては、多くの村民から貴重な写真を提供していただき、データとして保存しております。

資料の寄贈については、随時受け付けておりますので、今後も引き続き村民に呼びかけ収集してまいります。

資料の保存・整理はこれまでも取り組んできておりますが、その数が膨大であるため、多くの人手に加え、専門家のアドバイスが必要です。このため、これについては第3期大湊村総合村づくり計画に位置づけて取り組んでまいりたいと思います。

つぎに土俵のことについてお答えいたします。

現在の大湊神社境内にある、平成元年に完成した村民相撲場の土俵と、昭和39年に行われた八郎湊中央干拓地干陸式での相撲大会で使用した土俵はまったく同じではございません。今年度の相撲合宿の取材対応においては誤解を与える表現となってしまいましたが、現在の土俵もかつて干陸式が行われた場所の一角であったため、由緒ある場所であるという主旨で申し上げた次第でございます。

現在、干拓記念碑周辺の整備については、今年度に遊歩道の清掃整備、周辺倒木の処理のほか、大湊サキホコレライオンズクラブの皆様から花の植栽をさせていただいたところがあります。また、ここは男鹿半島・大湊ジオパークの重要なサイトの1つであることから、八郎湊干拓碑を説明する看板も設置しており、ここで干陸式が行われたことも説明してございます。かつての干陸式がおこなわれた場所を公園のように整備することについては、今年度の村づくり懇談会でも要望がございました。そのため、この場所の整備も含め、村の歴史の保存と継承については第3期大湊村総合村づくり計画に位置づけて進めてまいりたいと思います。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

菅原アキ子さん。

【2番：菅原アキ子議員】

ありがとうございます。写真集とかそういうものは博物館の方に、村民からの寄贈の分もあるということですが、実際に展示会とかあるいは何かの機会でない、そういうものを保存はしてあっても、村民の目に触れるということはなかなか困難ではないかと思いません。入植者の方たちが一番期待しているのは、自分たちが過ごしたこの60年という長い月日の中でこういう光景があったということを知る機会だと思うのですね。そういうことをある程度、定期的に振り返るといようなそういう企画展があってもいいと思えますし、あるいは今言った小さな公園のようにということも含めて、第3期大湊村の方の、これから行われていくことに対して考えていくように今教育長からおっしゃっていただきましたので、ぜひ本当に実現していただけるようお願いしたいと思います。といいますのは、大湊村はまだ60周年、去年の10月1日で60周年という若い年月を経た村です。他の県内の市町村というのは長い歴史の中で、なかなかここが発祥の地だということを示すのは困難だと思います。だけれどもやはり大湊村は国が作った村ですので、ここが大事な場所であり、ここが発祥の地だよということを示して後世に伝えていくということは大変意義があ

るものだと思いますので、今これから第3期大瀧村の村づくりの中で考えていくということですので、ぜひ実現できるように本当にお願ひしたいと思いますので、再度お伺ひしてもよろしいでしょうか。

【議長：丹野敏彦】

三浦教育長。

【教育長：三浦 智】

菅原議員の再質問にお答えします。

先ほどもお答えしましたとおり、保存と継承、特に今、三世、四世になっっている若い世代に、この村の歴史や伝統、そして村ができた経緯から、さらには伝統を継承していくということは非常に重要なことでもありますので、この後資料の保存を含めて、先ほど言いましたとおり、第3期大瀧村総合村づくり計画の中に含めていきたいと考えています。

いつでも見られる機会というのは本当に入植者世代にとっては大切な思いを、またそこで思い起こさせる良い機会にはなると思っています。現在、資料の方ですが、干拓博物館の方に既に2000以上の所蔵資料があります。さらには、東北農政局の方からも、村ができるまでの資料として5300程の資料があるところでもあります。国からの寄託資料についてはようやく資料の整理のめどがついた時点でもありますので、その資料を整理した上で、企画展なり、それから村の誰もが簡単に見られるような形にできればとは思っています。ただ本当に、繰り返しになりますが、資料があまりにも膨大であるということと、まだまだ整理が進んでいないという点で、その辺ではスムーズに閲覧できるとか見られるという状態にないところが現状でありますので、この後、その辺の整理を含めまして村づくり計画の方で考えていければと思っていますので、どうかよろしくお願ひします。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

菅原アキ子さん。

【2番：菅原アキ子議員】

現在かなりの膨大な資料があつて、それが整理するまでにはかなりの時間を要するということですが、大体その整理期間というのはどのくらいの期間を見ておられるでしょうか。

それから先ほど、相撲場が干陸式の相撲場とは、やはりその一角にあるだけで今の相撲場とは違っているということでした。新聞の、もちろん記者の方もちゃんと取材されてああいう記事を書かれたと思うのですけれども、やはりそこら辺の違いというのは正していかないと、やはり間違つた認識がこれからも持たれると思うのですね。そういうことに対してどのような対応を考えておられるでしょうか。

2点についてお願ひしたいと思ひます。

【議長：丹野敏彦】

三浦教育長。

【教育長：三浦 智】

資料の整理についてですが、先ほどお話したとおり、本当に資料の方はたくさんの方からいただいたものもありますし、博物館ができた際には、本当にたくさんの方から寄贈いただきました。その整理には本当に時間がかかっております。すぐにでもできればいいところですが、まずは項目等を分類等も含めまして行った上でやっていきたいと思っております。時間についてははっきりこのくらいではわかりませんので、申し上げる状況ではありません。

また、先ほど相撲場の違いについては大変誤解を与えるような表現であったというようなこともありますので、今後そういうふうなことがないように気をつけてまいりたいと思っております。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

次の質問をお願いします。

菅原アキ子さん。

【2番：菅原アキ子議員】

次の質問に移らせていただきます。

デジタル教科書についてお伺いいたします。

文部科学省の中央教育審議会の作業部会は、これまで紙の教科書の代替教材として使われていたデジタル教科書を正式な教科書として位置付け、紙だけやデジタルだけに加えて、紙とデジタルを組み合わせた新たな運用を始めたいとした中間案をまとめました。今年の秋頃をめどに、より具体的な方針を示すことにして、2026年度までに制度を改正し、新しい学習指導要領が実施される2030年度から始めたいとしています。どれを使うかは自治体を選ばせる選択制を想定しています。

選択制の導入は義務教育の大転換です。義務教育は、これまで国が全国一律に一定水準の教育を受けられる環境を維持してきました。地域によって使う教科書のタイプが異なれば、子どもたちの学力に深刻な影響を与える恐れがあり、様々な混乱が生じかねません。自治体を選択を委ねるのは適正なことなのか考えてしまいますが、子どもたちにとってどの教科書が最も学習効果が高いのか、十分見極めることが重要です。

大潟中学校は県内でも早くから、秋田県教育委員会が進めるICTを活用した授業改善支援事業のモデル校にも指定され、大潟小学校は協力校に指定されてきました。私達議員も実際にその授業の様子を見学させていただいたことがあります。先生の質問にタブレットを上手に使いながら学んでおりました。その一生懸命な姿を今も覚えておりましたが、あれから数年経っておりますので児童生徒の理解もさらに深まっているのではないかと考えております。

文房具と同じように自然にタブレットを活用し、家庭学習などに活用していると思いますが、ICTを活用することが学習意欲を高めたり、学びの質の向上に繋がっているとしたら、それは大変嬉しいことです。

数年間、実際に使用している中で、児童生徒の情報モラルはどのように感じておられるでしょうか、お伺いしたいと思います。

効果もたくさんあると思いますが、あえて課題があるとすればそれはどのようなことでしょうか。そのことについてもお伺いしたいと思います。

デジタル教科書が紙と同等以上の効果があるということはまだ示されていない状況であると認識しております。学生時代にデジタル教科書を使っていない先生方の負担感も大きいのではないかと思いますし、児童生徒の視力低下などの健康面への悪影響も懸念されております。

どの教科書にするかの判断は、村はもちろん学校の教師、児童生徒本人、保護者にもその趣旨について十分理解を得ることも極めて重要になってまいります。その進め方はどのように考えておられるでしょうか。新しい教科書の運用は自治体として責任を伴うことでもあり、慎重に判断すべきではないかと思います。村はどのように受け止めておられるでしょうか。お伺いたします。

【議長：丹野敏彦】

三浦教育長。

【教育長：三浦 智】

菅原議員のご質問にお答えします。

文部科学省のデジタル教科書推進ワーキンググループの中間報告書が今年2月14日に文部科学省のホームページに掲載されており、議員がおっしゃるとおり、教科書の形態として紙だけでなくデジタルも認められるようになり、どちらの教科書を、または紙とデジタルを併用するかは選択は自由になるという内容でありました。

ご質問で、「どれを使うかは、自治体に選ばせる『選択制』を想定している。」とのお話がありましたが、中間報告書では「どれを使うかは教育委員会等の採択権者が選択できる」との記載がありますので、方向性は示されております。現在、大潟村の教科書採択に関しては、男鹿・潟上・南秋地区の2市3町1村で構成された教科書採択地区協議会により採択する教科書を決めておりますので、今後もこの枠組みでの話し合いになると思われま。もちろん、教育関係者並びに保護者で構成される協議会では、この地区の児童生徒にとってどこの教科書会社のものが有効か、また紙にするか、デジタルにするか、併用するかなど慎重に議論し採択されるものと考えております。

教科書採択は大変大きな責任が伴いますので、次の協議会まで教育委員会としましては、文部科学省が発信する情報の確認、紙およびデジタル教科書のメリットやデメリットに関する知見、現在使用しているデジタル教科書の効果などを十分に検討し、教科書採択にし

っかり反映させることができるように準備を進めたいと考えております。

次に、新しい教科書の運用についてですが、本村の児童生徒にとって学習指導要領で示されている育成すべき資質能力が十分に身につけられるように教科書を活用していくべきものと考えております。紙の教科書は実際に手でめくったりすることにより記憶性に優れ、デジタル教科書は動画や音声などの疑似体験による認識性に優れていると言われております。それらを授業の中で十分に活かして児童生徒の学力向上に繋がるよう学校とともに研究していきたいと考えております。

また、健康面での不安があるのも事実です。これまでの健康診断の結果を統計的に判断し、視力低下に繋がらないようなルール決めや対応をこれからもとっていきたいと考えております。

GIGAスクール構想が本格的に始まって4年が過ぎようとしています。学校教育が大きな変換を迎えておりますので、教育委員会としましても慎重に新しい教育に対応していく所存であります。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

菅原アキ子さん。

【2番：菅原アキ子議員】

先ほどの質問の中で、この4年間もう使ってきたと教育長おっしゃっていただいたのですが、その間の児童間のモラルと申しますか、デジタルを使う子どもたち同士のそのモラルの様子はどうかということで先ほど伺ったのですが、あとは、効果はもちろんあると思うのですけれども、あえて課題があるとすればどのようなことが考えられるかについてもお尋ねしたのですが、その点についてはいかがでしょうか。

【議長：丹野敏彦】

三浦教育長。

【教育長：三浦 智】

菅原議員の再質問にお答えします。

情報モラルの件で、この4年間の状態と課題、またはICT教育に関する課題ということで答えさせていただきます。

情報モラルについては、ICTを使う上で教育の中では非常に大きな問題だと捉えています。実際にタブレットを目的以外に使用する場面も、大潟村でもありました。常に児童生徒にはその情報モラルについての学習を進め、きちんとした使い方ができるよう学校でも教育しているところです。また、保護者の方にも啓発しており、家庭でもその情報モラルについて一定のルールや話し合いを持ってもらえればというような活動もしております。

学校の方での対策としましては、使用状況の確認等を長期期間中に必ず行っており、目

的外に使用した場合の履歴などから、その児童生徒に合った指導をしておるところであります。このモラルについては、今後、継続しながらの指導はかなり必要かと思っています。

課題についてですが、文房具として使用できるようになっていることは効果としてある一方、あまりにも安易にICTにだけ頼る、またはICTを使うことが目的となっている場面が見られないこともないわけでありますので、自分の学力を向上させる学びのためのICTであることが、常にそのタブレットを使うことで自分の学びを向上させることが一番の課題になるかと思えます。使い方がより効果があるよう、これは学校側としてもそれから子どもたちにとっても一番大切なことなのかなというふうに思っています。使い方が一番難しいところではありますが、そこを上手に使えるよう、その後、学校教育の場でも指導していくことが課題になるかと思えます。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

菅原アキ子さん。

【2番：菅原アキ子議員】

いろいろ課題もあるように伺いました。

デジタル先進国のスウェーデンは最近、紙の教科書や手書きを重視する脱デジタルに転換しました。デジタルだけでは子どもの集中力が続かず、考えが深まらないなどの弊害が確認されたためです。自分で考えようとせず、過度に端末に頼る子どもが増えるのではないかと心配になります。デジタル化に突き進もうとしている日本の教育を思うのですが、学びも、「読む、書く、計算する」という地道な努力がなければ身につかないのではないかと感じております。日本の子どもたちから大切なものが失われないことを願うばかりですが、教育長のお考えをお聞かせいただけますでしょうか。

【議長：丹野敏彦】

三浦教育長。

【教育長：三浦 智】

デジタルに頼るあまりに集中力が乱されているというような問題は、私も認識しております。

現在の教科書の問題で言いますと、文部科学省でもデジタルだけにするというのではなくて、デジタルと紙の良さを考えながら、次期学習指導要領改訂までに方針を示すというようなことでした。

私も実際に手で書いたり、ちゃんと紙の文章を読むということの重要性は認識しておるところです。また、前回の議会でも字を書くことの大切さについて質問があり、それについては私も同意であるというような答弁をさせていただいております。

子どもたちにとって学習の基本である読み・書き・そろばんについては、手を動かすこ

とも非常に重要であり、デジタルだけでできる部分でもないと考えております。ただ一方で、デジタルの良さもあるわけです。そこは学習に取り入れることによって、より子どもたちの成果が見てとれるところもあります。ですから、現段階ではデジタルにする、または紙だけにするというのではなく、両方の良さを取り入れながら、なおかつ日本伝統的な読み・書き・そろばんの大切さも子どもたちには身に付けさせていきたいというふうに考えております。

以上です。

【2番：菅原アキ子議員】

終わります。

【議長：丹野敏彦】

次に、10番、大井圭吾さん。

【10番：大井圭吾議員】

10番、大井圭吾です。

今日は、村で活動されている地域おこし協力隊の現状について、お尋ねしたいと思います。

まず、昨年9月の定例議会の委員会で少し話題にのぼりまして、その時点では、村の地域おこし協力隊員は6名おり、内1名は育児休暇中だと伺っていました。その後、育児休暇中の方は復帰されているようですが、その方を含め、隊員の皆さんは日々精力的に活動されていることと思います。

また、現在年度末ですので、これから任務を終え帰任される隊員、新年度から新たに着任される隊員、引き続き任務を継続される隊員の方と、いることと思います。

さて、ここで総務省から支援を受けて行われている地域おこし協力隊の制度ですが、この制度の目的について改めて触れてみたいと思います。総務省のホームページから引用します。「地域おこし協力隊は都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を移動し、地域ブランドや地場製品の開発・販売・PR等の地域おこし支援や、農林水産業への従事、住民支援などの『地域協力活動』を行いながら、その地域への定住・定着を図る取り組みです。」と記されています。つまり地域おこし協力隊の制度は、定住・定着を目的とした取り組みでありまして、総務省でもこの制度の実績調査を毎年行なって、ホームページを見ると定着率等について分かり安くデータ掲載しています。このホームページによりますと、制度がスタートした2009年から2023年3月末日で帰任した隊員は全国の累計11,123名いまして、着任した市町村に定住した隊員は7,214名で定着率64.9%になっております。さらに直近の5年で見ると定着率は69.8%に上昇しています。この数字からもわかるように、全国的にもこの制度はある程度の目的を達成しており、日本全体での認知度も高くなってきているのではないかと思います。また、それで令和5年度に着任した隊員数は7,200人にまで増えており、これからも増加するものと総務省の方も見込んでおります。

ここで、村の現状を踏まえ3つ質問があります。

まず1つめですが、新年度から新たに着任される隊員、継続されて活動される隊員がいると思いますが、それぞれどのような分野で活動されるのでしょうか。併せて、現在までに活動された隊員は、分野毎に分けてみるとどのような分野に、何人の割合で着任されているのでしょうか。

2つめの質問は、先日、議会事務局を通じて調べていただいたのですが、村での協力隊員の実績累計は16名おり、そのうち村に定住された方は元々が村出身者の1名のみで、村外から着任された隊員での定住はゼロとのことでした。これは非常に残念な数字であり、協力隊の本来の目的をほとんど達成できていないと言わざるを得ない現状になっておりますが、村としてはこの定住率ゼロの実態をどのように捉え、原因はどこにあるとお考えなのでしょうか。そして、定住率アップするために、現在特別に取り組んでいることはあるのでしょうか。

3つめの質問は、協力隊員はその制度や任務の性格から、どのような方がどのような活動をしているのかといった状況を一般の村民に公開する必要性があり、それが活動の支援、バックアップにも繋がると考えます。私は、個々の隊員の発信力に委ねるだけでなく、村のホームページなどで地域おこし協力隊のサイトを作り、人物や取組分野、進捗状況はどうなっているかなど、一人ひとりの隊員が奮闘している様子を窺い知ることができるようにすることが隊員の活動支援や励ましになるのではないかと考えます。このことは村としてはどのように捉えているのか、お話いただけないでしょうか。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

大井議員のご質問にお答えします。

1点目の、各隊員の活動分野についてであります。育児休暇を取得していた隊員も昨年11月から活動に復帰しており、現在6名の隊員が各分野で活動しています。また、6名ともに来年度も継続して活動することとなっております。

活動内容はそれぞれ、「人と人をつなげる賑わい創出と、地域資源の魅力向上」、「大潟村の野鳥をテーマにした大潟村の魅力発信」、「大潟村の脱炭素事業の運営に係る活動」、「スポーツによる地域活性化に係る活動」、「生態系公園の活用および運営、拠点づくりに係る活動」、「オーガニックビレッジの推進に係る活動」であります。

また、新年度からは新たに2名が着任予定であり、うち1名が会計年度任用職員としての採用で、活動分野は「部活動地域移行とボート競技普及のための活動」であります。もう1人の隊員は民間雇用型の隊員として「行政と連携して観光交流施設の活用により地域課題解決や活性化に取り組む活動」というテーマです。具体的には、村長が隊員の委嘱を

行い、株式会社ルーラル大潟が雇用し、産直センター潟の店を拠点に活動していただく予定となっています。報酬等の経費は村から委託料として株式会社ルーラル大潟に支払う形となります。

なお、今年度までの16名の隊員について分野ごとには、農業関連が3名、文化・スポーツ関連が3名、移住・定住関連が3名、地域づくり関連が4名、村の魅力発信関連が2名、脱炭素事業関連が1名となっております。

2点目の、隊員の定住についてお答えします。

議員ご指摘のとおり、退任者の定住・定着は少なく、これまで16名のうち1名となっていることは残念に感じているところです。募集要項に「活動期間終了後に定住し、起業・就業する意欲がある方」と記載しておりますが、本村の現状を考えると、住居の確保は村営住宅や宅地分譲など比較的有利ですが、やはり職業の確保という面でハードルが高いと思っています。起業、就業、就農等が考えられますが、それぞれにおいて生活基盤の確立が容易ではなかったというのが定住に至らない最大の理由と認識しております。

地域おこし協力隊については、可能であれば定住・定着をしていただきたいわけですが、第一には任期中の活動に注力できるよう活動環境を整え、地域住民や大潟村への愛着が醸成されるように円滑なコミュニケーションとサポートに取り組んでまいります。また、任期中に定住の向上に資するため、県やNPO法人が主催する研修会や交流会への積極的参加や、隊員自ら企画した視察・研修等の実施などを推奨しており、隊員の皆さんには在任中に様々な見識を深めて将来に繋げていただきたいと考えております。更に、村内での起業を目指す方には、県と村の起業支援制度がある他、隊員として2年目から任期終了後1年以内に起業する場合に村が100万円を上限に支援する制度もありますので、隊員に対して積極的な活用を促しております。退任後の住居や宅地等についてもサポートを行ってまいります。

3点目の、隊員活動の公開についてですが、現在の地域おこし協力隊に関する情報発信は、各隊員が個々にSNS等の媒体で行っている状況です。なお、村の広報誌においては、「とりっこフレンズ」の4コマ漫画の毎月掲載のほか、不定期ではありますが隊員の紹介コーナーや活動状況報告を掲載しております。隊員の活動については、村・各隊員ともに積極的な情報発信を行っているつもりではありますが、隊員についてさらなるご理解と応援をいただけるよう、効果的な情報発信ができるよう取り組んでまいります。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

大井圭吾さん。

【10番：大井圭吾議員】

6名の方が継続して新年度も隊員の任務を続けられるということですが、最大3年目ま

でできるというふうに認識してますが、6人のうち、皆さんどのような感じで、2年目なのか3年目なのかというのはおわかりでしょうか。

それと今伺っている感じで、やはり隊員の任期が終わって職業の確保がなかなかできずに住み込めないというお話でしたが、隊員の任務に関わる仕事か何かで、引き続きその方が村に残ってその仕事に関係したことをやったり、また独立して事業できるとか、そういった部分は何か村の方でサポートするとか、そういうことはできないのでしょうか。

もう1つは、先ほどもホームページで紹介したらどうかと私言ったのですが、やはりSNSで個人が発信している部分だと、僕なんかはFacebookとかインスタとか何もやっていないもので、そういった部分でなかなか見つけられなくて、結局情報を得るとしたらホームページで探してみるだけで、それでやはり「あれ、村に協力隊いるんだよね。どんな人がいるかな」とちょっと頭に浮かんだら、やはり村のホームページにアクセスして、「あれ、載ってないな」みたいな感じになる人は僕だけじゃないと思うのですね。そういった感じだし、個人の人がやはり隊員の任務で忙しいと発信できる人とできない人というのは偏ってくると思います。そういう部分を考えて、僕はやはり村で一括して、逐一ではないのですが、ある程度こういう方が今赴任しているという部分が紹介されたいかと思いますが、どんなものでしょうか。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

まず隊員の年数ですが、ちょっと明確ではないのですが、3年目が1人で、2年目が2人で、1年目が3人だったように記憶していますが、間違っていれば後ほど訂正したいと思います。（訂正あり。40ページ参照）

また、その定住に向けては、今の任期中から、村でも採用するときにそういう質問をして、そういう意思があるかないかということでは皆さん、定住する意思は持って今隊員として活動されていまして、その活動期間中に具体的な定住の仕方だったり、起業の仕方を考えてくださいということで意見交換もしているところであります。

また先ほど話をさせていただいたように、定住に向けた起業であったり、県の支援や村独自の支援もありますので、ぜひそういったものも活用してほしいと思っていますし、村としては村営住宅であったり、または宅地分譲等、事務所を建てることも可能なような土地もありますので、そういったものもぜひ活用ながら、住みながら事業をやるというようなこともできるように一応制度としては作ってあります。ぜひそうしたものも活用しながら、取り組んでいただければなと思っています。

情報公開については、今現在それぞれがやっている形で、広報においては隊員による、不定期ではありますが活動報告というものがあるわけですが、ホームページではコーナーを設けている状況ではないので、その点については今後整備しながら、より効果的な地域

おこし協力隊の活動状況が見られるようにしていきたいなと思っていますので、よろしく
お願いします。

私からは以上です。

【議長：丹野敏彦】

休憩いたします。

(午後 2 時25分)

(午後 2 時25分)

再開いたします。

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

すみませんでした。

3年目が2人、2年目が4人です。新たに新年度から2人を予定しているということです。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

大井圭吾さん。

【10番：大井圭吾議員】

ホームページの件ですが、やはり村の活性化および人口を増やす部分に対しても少なからずメリットのあるプログラムではないかなと思いますし、そういう隊員の人たちをうまく取り込めることが村にとっても非常に有益なことだと思いますので、これからまたぜひ
よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

【議長：丹野敏彦】

次に、7番、齋藤牧人さん。

【7番：齋藤牧人議員】

7番、齋藤牧人でございます。

私の方より、3点質問をさせていただきます。

まず1つめでございますが、住宅の高断熱・高気密化のリフォームの補助についてでござ
います。

日本の伝統的な住居は断熱があまり重視されず、冷暖房効率が低い傾向があります。既存住宅の冷暖房効率を上げる1つの手段として、リフォームによる高断熱・高気密化があります。これには以下の効果があると考えております。

1つめでございますが、村の脱炭素先行地域の計画に資する。

住居の高断熱・高気密化することにより冷暖房効率が上がり、エネルギー消費を抑える

ことができます。これによって民生部門のエネルギー消費低減と光熱費の削減を行うことができます。

2つめでございますが、村民の健康維持に資する。

WHOがですね、冬季の室内温度を18℃以上にすることを推奨しておりまして、特に高齢者や子ども、慢性疾患がある人々、とりわけ心肺の病気がある人々などは最低でも18℃以上にする必要があるというふうに指摘しております。しかし、秋田県の冬季の住宅平均居間室温は大体16℃以上18℃未満というふうになっておりまして、この条件を満たしていないというデータがあります。また家屋内の寒暖差、これは入浴時のヒートショックに代表されるように健康を害する恐れがあります。家屋の高断熱化・高気密化はこれらを解消して健康維持に資する効果があると考えております。

現在、大潟村では個別住宅への太陽光発電設備の設置を推進しておりますが、それとともに高断熱化・高気密化へのリフォームに補助を出してはいかがでしょうか。大潟村は脱炭素先行地域に指定されておりますので、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金の利用も考えられます。村での補助金は難しいとしてもですね、高断熱・高気密化リフォームについては県および国の補助金もあるため、それを利用することも含めて、高断熱・高気密化リフォームを推進することを検討してはいかがでしょうか。

村長のお考えをお聞かせください。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

齋藤議員のご質問にお答えします。

住宅の高断熱・高気密化については、脱炭素推進だけではなく、健康管理の視点からも非常に良い取り組みだと認識しております。

現在、村が進めている脱炭素先行地域事業計画においては、大潟村の一般住宅を対象とした脱炭素事業については高断熱・高気密化の推進という視点に立った事業計画は入っておらず、電気によるCO2排出量の削減のため、太陽光パネル及び蓄電池の設置について、補助率を上げて実施していくこととしております。

現状の大潟村の脱炭素先行地域事業計画の枠組みでは、一般住宅の取り組みは、今話したように入っていないという状況で、ただ、新築やリフォームへの村独自の支援というものがありまして、大潟村住まいづくり支援事業による助成を活用することができます。具体的には、新築の住宅建築に最大200万円、リフォームや増築には最大80万円の助成を行っており、限られた財源の中で力を入れて取り組んできたところであります。

また、子育てグリーン住宅支援事業や先進的窓リノベ2025事業など、村民が活用できる国等の補助事業がありますので、情報提供を進めてまいりたいと考えていますので、よろしく願いいたします。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

齋藤牧人さん。

【7番：齋藤牧人議員】

ただいまお答えいただいたとおり、リフォームの補助として200万から80万の補助があるというふうに理解いたしました。ただ多分、一般の村民の方が使う分にはおそらく水廻りであるとか、あるいは二世帯住居への改築といったものが多いかと思ひまして、あまりこの高気密・高断熱を目指していくというものは少ないのかなというふうに認識をしております。

私としては、大潟村に良質な住宅ストックを蓄えていくことは、長期的に見て、空き家問題の解消ですとか、移住・定住促進についての解消の1つの助けになるというふうにも考えておりますので、ぜひ、太陽光設置の補助金のように目立つ形ではない状況であるかと思ひますので、もっと目立つ形ですとね、高気密・高断熱化を村民の方に進めていただきたいと思ひますが、その辺についていかがでしょうか。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

齋藤議員の再質にお答えします。

最近、村の状況を見ていると、既存の住宅を建て替えて新築される場合はかなりコンパクトで、それこそ高気密・高断熱の住宅に建て替えるということがほとんどのように見受けられております。そうした新築には最大200万円の補助が活用できる状況でして、議員おっしゃるようなそうしたコンパクトで高気密・高断熱の住宅というのは、その後も空き家等にならず長く活用されていく状況というのは確かにそうだなと思ひて、今の質問を聞かせていただいたところです。

ただ具体的に、そういう高気密・高断熱へのリフォームをどのような形で推奨したりしていくかという部分では、特に住宅が大きいのがゆえにリフォームで高気密・高断熱を達成するとなるとなかなか負担も大きい状況も感ずますし、それであれば新築の方がまだ効率的というか、長い目で見ても活用できるような状況も感ずますので、現状では例えばリフォームの費用をもっと補助額を上乗せしてというよりは、今取り組んでいるような新築に対しては最大200万円ですが、農家住宅において100万円になろうかと思ひますが、そういうようなことで取り組んでいくことがよいのかなと感ずていますが、国や県の支援も併用して使えますので、村単独の事業ですから、ぜひそうした情報提供もしながら併用して取り組んでいくようなことで。ただやはり長い目で見ると今の最新の高断熱・高気密のある程度コンパクト住宅というのは、今後も将来的にも活用されていくことにはなろうかと思

いますので、議員がおっしゃるような空き家対策等にも繋がるのかなとも感じております。引き続き村の事業と国・県の補助を合わせた形で取り組みやすいように、情報提供にも努めながら取り組んでいきたいと思っておりますので、どうかよろしく申し上げます。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

【7番：齋藤牧人議員】

ありません。

【議長：丹野敏彦】

暫時、休憩します。

(午後2時37分)

※休憩中に、黙祷。午後2時46分。

(午後2時47分)

再開いたします。

次の質問に移ってください。

齋藤牧人さん。

【7番：齋藤牧人議員】

それでは2つめの質問に移らせていただきます。

2つめの質問は、県道沿いの植栽についてでございます。

村内の県道42号と県道298号沿いに、平成26年から28年に桜及び紅葉の植栽が行われております。一部の樹木は生長しておりますが、残念ながら一部枯れてしまった苗木も散見されております。特に道の駅から南の池公園に至る部分、北の方もそうなのですが、防風林の影響もありまして日照が悪く、地形的にも低くなっている関係から水はけが悪い所が多いためか活着していないように見受けられます。

大瀧村の道路わきの草木の景観は村民の目を楽しませ、また観光資源としても期待されておりますので、植える場所の造成を含め整備を継続すべきではないかと考えております。

村長のお考えをお聞かせください。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

齋藤議員のご質問にお答えします。

県道男鹿八竜線沿いに、景観形成を目的とし、平成27年度にヤマモミジ868本、スギ93本、ナナカマド430本、平成28年にはソメイヨシノ403本を、県の未来づくり交付金事業を活用して植栽しております。

また、創立20周年事業では、昭和59年から昭和61年の3年間に、県道男鹿八竜線の交差

点から県道道村大川線の大潟橋までの道路沿いに、ソメイヨシノ、山桜、八重桜2,732本を植栽しております。

創立50周年植樹事業では、平成26年度に県道道村大川線のみゆき橋から大潟橋手前までの道路沿いに、ソメイヨシノ1,000本を植栽しております。

齋藤議員がおっしゃるとおり、村内道路脇に草木を植栽し村内の景観を向上することは、観光資源としても非常に有効だと思っております。しかし、これまで植栽した苗木が枯れてしまった箇所もあり、その本数も多くなっております。原因としては植え方が悪かった、水はけが悪いことやネズミの食害ではないかと思われます。

今後、専門家などに相談するとともに、現在、生長している樹木の保育管理に努め、状況をみながら補植をしてまいりたいと考えております。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

齋藤牧人さん。

【7番：齋藤牧人議員】

時期を見て補植の方を行っていただけるというふうにおっしゃっていただきましたが、概ねタイミングといたしますか、どの辺りをめどにそういった補植等を行っていかれるか、大まかな考えでも結構ですので、お知らせいただければと思います。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

齋藤議員の再質にお答えします。

まず、特に被害が大きいのが平成27年度、28年度に植えた男鹿八竜線沿いがあまり良くない状況でして、そちらも現在、具体的な調査はまだしておりませんので、まずは調査から始めるということが必要だと思っております。また、植えた状況と同じように植栽するのではなくて、ある程度木の成長も勘案しながら、植栽を必要なところにはしていくような考えで取り組んでいけたらと思っております。次年度においてはそうした調査を行って、その上で計画を立て植栽にも取り組めたらと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

【7番：齋藤牧人議員】

ありません。

【議長：丹野敏彦】

次の質問に移ってください。

【7番：齋藤牧人議員】

3つめの質問でございます。

松くい虫被害対策の推進についてでございます。

村内におきまして松くい虫被害樹木の伐採が進んでおりますけれども、その進捗並びに完了予定時期をお尋ねしたいと思っております。

予算面ですとか、実施する業者のキャパシティに限りがあることは承知をしておりますけれども、景観及び安全面への影響も大きく、村民への関心も高いため、さらなる加速をすべきではないかと考えておりますが、その辺も可能かどうかも含め、村長のお考えをお聞かせください。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

齋藤議員の質問にお答えします。

松くい虫の被害による伐採ですが、令和元年度より実施しております。令和元年度は合計で4,014本、令和2年度は976本、令和3年度は4,611本、令和4年度は909本、そして令和5年度は2,798本、令和6年度は3,154本と伐採してきたところです。それでも、村内にはまだマツ枯れが多くあり、特に男鹿琴丘線・男鹿八竜線の県道、村道環状線沿いの広範囲に多い状況で、毎年新たな被害木も集落地内を含め発生することから、現段階で見通しを立てるのは非常に困難な状況です。

齋藤議員がおっしゃるとおり、景観や安全面を考えると、対策について加速が必要ではありますが、先ほど回答したように被害が広範囲に及んでおり、処理費用も膨らんできている状況です。これまで、県の補助金を活用して実施してきましたが、その財源である安全・安心な森整備事業費補助金が、令和9年度に秋田県で行われる植樹祭事業やクマ対策における下刈、除伐事業に充当されること、また、全県的なマツ枯れの被害拡大により、これまで助成していなかった自治体にも交付するなどの理由により、県の補助金が大幅に減になると連絡がありました。令和7年度の伐採実施場所としては県道男鹿琴丘線を考えており、県補助金が減となる中、一般財源も充当しながら、安全確保を優先してマツ枯れの伐採に努めていきたいと考えておりますので、どうかご理解をよろしく願いいたします。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

齋藤牧人さん。

【7番：齋藤牧人議員】

ありません。

以上で、終わらせていただきます。

【議長：丹野敏彦】

次に、8番、松雪照美さん。

【8番：松雪照美議員】

8番、松雪照美です。

私からはポルダー結婚支援センター婚活事業について、3点お尋ねいたします。

人口減少、少子化問題が毎日のように報道され、全国どの自治体においても大きな課題となっています。また、多様な生き方が尊重される現代社会においても、少子化対策としての婚活は重要なテーマであることは間違いのないことでしょう。

日本の合計特殊出生率（1人の女性が一生の間に出産する子供の人数）は、近年低下傾向にあり、人口減少が深刻化しています。2月28日付さきがけ新報の記事にもありましたが、2024年の全国出生数、こちらは過去最少の72万982人、本県ではわずか3540人となっています。少子化の背景には、晩婚化、未婚化、経済的な不安、育児と仕事の両立の難しさなど、様々な要因が複雑に絡み合っていますが、その一方で婚姻数は90年ぶりに50万組を割った23年より1万718組増えており、出会いの機会さえ提供できれば結婚人口は増加していくと思います。

村においても、その対策の一環として婚活支援事業が今年度も行われることと思います。そこで婚活支援事業についてお尋ねいたします。

まず1点目、実績についてです。

私が調べた情報では、令和4年以前の開催情報は確認できなかったため、あくまでもそれ以降の実績数についてですが、この結婚支援事業は令和4年、4回開催、令和5年、3回開催、令和6年、5回開催の、これまでに計12回のイベントが開催されたとなっています。この12回でお付き合いをされた方々、また結婚に至った方々は何名くらいいらっしゃいますか。そして村としてはその結果を期待どおりの成果と捉えているのか、あるいはさらに期待するものと捉えているのか、どちらでしょうか。

2点目、募集人数と年齢についてです。

募集人数も開催当初は男女各4名、それから各6名、各8名と増え、昨年12月7日に開催された「シュワッと婚活ナイト」でようやく男女各10名になりました。この募集人数と募集年齢について、現在の各10名よりも多く、また20代から40代の年齢にもう少し幅を持たせることで、更なる成婚実績が期待できると考えますが、いかがでしょうか。

3点目、開催イベントのあり方ですが、このイベントで村の結婚人口が増え少子化の解消に繋がることを願いますが、開催場所は毎回サンルーラルになっています。特にここ数年、毎年2月のイベントは「恋する日本酒交流会」と村のイベントに乗りかかるようなすごい狭さを感じられ、申し訳ないのですが、本気度が見られないと思うのは私だけでしょ

うか。対象範囲を県内のみならず全国に広げて、村に関心を持ってもらえる内容を考えられないものかと思います。例えば鳥取県では、オンラインとリアルを組み合わせたマッチングイベントを開催して高い効果を上げているとのこと。どの年代の参加者にも響くイベント企画に力を入れていることも要因に挙げられるそうです。

そこで、村も独自にアプリを作ってマッチングを希望する男女に登録をしてもらい、再婚の方、熟年の方も対象にするということで、幅広い出会いに繋げることが期待できると考えますが、いかがお考えでしょうか。

以上3点についてお尋ねいたします。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

松雪議員のご質問にお答えします。

まず1点目の実績についてですが、ポルダール結婚支援センターが実施したイベントで出会い、結婚まで至った方々は7組おります。これまで実施したイベントにおいて、マッチング数がゼロであったものはなく、お付き合いをされた方々は数多くいらっしゃいます。

大潟村総合コミュニティ戦略において、令和7年度の目標を、婚活イベントを経て成婚に至った累計組数10組としておりますので、こうしたコミュニティ戦略の目標と勘案して成果につきましては、イベントの規模等を考慮するとおおむね期待どおりではないかなと認識しております。

2点目の募集人員と年齢についてですが、募集については、特に女性の応募が少ないことから参加者を集めることに苦労することが多々あります。予定していた人数よりも少ない状態で開催する場合もあることから、現在の男女各10名より募集人数を増やすことで期待できる成婚実績はかなり低いものであると考えております。コロナ禍以前は、男女各25名の大規模なイベントも開催しておりましたが、コロナ禍を経て人々の価値観にも変化が生まれたことで、大規模なイベントではなく規模を縮小したイベントを多く開催することとしております。

また、募集年齢につきましては、年齢の幅を広げることで、特に若い女性の参加率が低下することが多くあったため、年齢設定を慎重に行っているところであります。他市町村においても、イベントの年齢設定に頭を悩ませているとの声が多く聞かれております。

先月開催された「恋する日本酒交流会」においては、年齢の幅を通常よりも広げ、20～40代の男女と設定し開催したところであります。男女各10名の募集に対し各7名の応募があり、実際に参加されたのは各6名でありました。現状、募集人数を超える応募はないことから、イベントの規模拡大ではなく、内容の充実化に注力してまいりたいと考えております。

3点目の開催イベントのあり方についてですが、過去に当センターがオンライン婚活を

主催したことはありませんが、県のオンライン婚活に参加した方や当時の担当者からは、対面よりも会話が続きにくいように感じたと聞いております。オンラインで開催することにより参加しやすいというメリットがあるかと思われそうですが、対面で行われるものよりも難易度が高いものとなっているようであります。

また、過去に、首都圏や仙台圏在住の女性を募り、婚活イベントを開催したこともありますが、マッチング後の遠距離交際の難しさや婚活が目的ではない旅行感覚での参加も見受けられ、現在は県内中心にしているところです。

近年は、マッチングアプリで出会い、結婚に至る事例も多く見られるようになってきております。村の規模としては独自のマッチングアプリの作成は難しいものと考えております。しかし新たな取り組みとして、来年度よりマッチングアプリの登録料の助成を行うこと、村外のイベント参加に対する助成も行うこととしており、幅広い出会いに繋げることが期待できると考え予算計上しておりますので、よろしく願いいたします。

ポルダー結婚支援センターでは、担当者と17名の結婚支援サポーターが幅広く各地の事例を研究したり、さまざまな創意工夫のもと企画を実施してまいりました。また、参加者等に対してもきめ細かく対応しており、引き続き効果的な結婚支援に努めてまいりますので、どうかよろしく願いいたします。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

松雪照美さん。

【8番：松雪照美議員】

先ほど婚活イベントで成功された方、結婚された方の実績が7組とおっしゃいましたが、この7組の方々には村内に住んでいらっしゃるもののでしょうか。お尋ねしたいと思います。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

現在、正確ではないのですが、まず村内に住んでいると認識しているところでありますので、よろしく願いいたします。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

松雪照美さん。

【8番：松雪照美議員】

結婚は愛する人と人生を共にするためにするもので、少子化対策と結びつけることが全てではないかもしれませんが、人口減少問題に加え、後継者対策としても婚活事業は楽観視できない重要事案です。もし可能であればこのスタッフに多様性ということも鑑み、男

性にもより多く加わっていただき、男性側の意見も尊重しながら、多くの出会いに繋がるイベントにしていだけるよう希望してやみませんが、いかがでしょうか。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

松雪議員の再々質にお答えします。

結婚サポーターには男女半々ぐらいで、農近ゼミとか青年会の若い人が、そういう構成でやっていて、彼らがイベントを開催するような場面もあったり、サポートで入ったりというようなことで、そういう意見は常に取り入れるような体制づくりをしていますので、引き続きそうした女性だけではなくて男性側の意見を取り入れる形で、双方がより良いマッチングができるようなことに取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしく願います。

【8番：松雪照美議員】

終わります。以上です。

【議長：丹野敏彦】

次に、11番、工藤勝さん。

【11番：工藤 勝議員】

11番、工藤勝です。

通告に従いまして、私から大きく2点について質問をいたします。

はじめに、防犯対策の強化について質問をいたします。

近年、犯罪手口が多様化している中で、犯罪から村民の生命や財産を守るため、防犯対策は大変重要であると思っております。村内でも防犯カメラの設置も進んでおり、犯罪の抑止効果に少しはつながっていると思っております。しかし、年間どれだけの窃盗などの犯罪が村内で起きているかはわかりませんが、毎年起きているものではないかと思っております。田んぼの農舎から軽油が盗まれたとか、ものが盗まれたとか、数年前にはトラクターに付いているバッテリーまで多数盗まれたという事例もあったと思っております。そのほかにも村民体育館に駐車していて車上荒らしにあったり、去年はハウスで使用するために引いていた電線が盗まれたりということもありました。これは村外の話ではありますが、太陽光発電の銅線ケーブルが盗難にあったという報道も聞くことが多くなってきました。村は太陽光発電を進めているということもありますので、その対策もしっかりと考えていかなければいけないのではないかと考えております。また現在、格納庫等にお米を保管している農家もいるとは思いますが、近年のお米の高騰により落ち着いた日々を過ごしている方もいるのではないかと考えております。それぞれが防犯対策をしているとは思いますが、防犯カメラや防犯灯の増設、関係機関や団体との連携も重要かと考えております。

そこで、これに関して4つの質問をしたいと思います。

村内で起きている刑法犯罪認知件数はどのくらいになっていますでしょうか。

2つめに、現在どのような防犯対策を行っているのか。村民への啓発や周知、関係機関や団体との連携はどのようになっているのでしょうか。

3つめに、現在の防犯カメラ等の設置状況と今後の設置計画はどのようになっているのか。

4つめに、今後に向けての対策と懸念される点について、村はどのように考えているのか。

お聞きしたいと思います。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

工藤議員のご質問にお答えします。

はじめに1点目の、村内の刑法犯罪認知件数についてですが、秋田県警が公表している犯罪統計によれば、令和6年の件数は窃盗犯5件、知能犯3件、その他2件の合計10件であり、過去5年間の犯罪件数平均は5.8件でした。村の過去5年間の刑法犯罪の傾向として、窃盗犯の割合が多く、次いで知能犯が多くなっている状況です。

2点目の防犯対策についてですが、村では、子どもたちが不審者と遭遇しないよう、下校時間中に安全・安心ネットワーク委員会による、青色回転灯車を用いた防犯パトロールを通年実施しており、また毎年、農作物の収穫時期にあたる7月から8月および10月から11月の期間中に、農作物盗難防止を目的としたパトロールも実施しております。これらのパトロールには、五城目警察署大潟警察官駐在所、防犯指導隊や駐在所安全の会等の団体に協力をいただいているところです。

平成28年度から令和元年度には、農作物等の盗難防止を目的として、防犯カメラの設置費用の一部を補助する事業を行っており、6名に補助を行いました。

防犯対策の啓発については、安全・安心ネットワーク委員会等が主催の大潟村安全安心まちづくり村民集会を毎年1月から2月に開催しており、この中で防犯講話を行うなど、村民への防犯意識の啓発を行っているところです。さらに広報や全戸配布のチラシ、防災行政無線を通じて、盗難防止や防犯対策の啓発を行っております。

大潟警察官駐在所においても、今年度はこれまで2回ほど、詐欺被害防止の啓発チラシを配布しており、特に高齢者世帯への配布時には詐欺被害の説明を行っているとのことです。

なお、本村の太陽光発電設備の電線は盗難防止のため、地下埋設で施工されております。

3点目の防犯カメラの設置状況についてですが、犯罪被害の未然防止や犯罪が発生した際に速やかな対応をするため、令和元年度から令和5年度にかけ、村内10箇所の主要な交差点に防犯カメラを設置しており、現時点では今後の増設は考えておりません。

最後4点目ですが、パトロールなどの防犯対策は日中の時間帯に行われており、夜間の犯罪に対して対策が難しいことが課題として挙げられます。この課題に対して、警察署から情報をいただきながら村の発生状況の分析をすすめ、関係機関と連携し、防犯対策の検討や啓発活動を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

工藤勝さん。

【11番：工藤 勝議員】

村長から先ほど答弁ありましたけれども、私も知っているところでは、以前には防犯カメラの購入設置に関して補助を出していた事業があったと思うので、今はやっていないということでもよろしかったですか。わかりました。

それと、防犯カメラは令和元年から設置しているということですが、やはり防犯カメラですので、肝心なときに動いてないというのが一番問題かと思うのですが、現在ちゃんと作動しているのかどうかというのは、毎年確認しているものなのでしょうか。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

工藤議員の再質にお答えします。

防犯カメラの作動については毎年確認をしていますし、村内でそうした窃盗犯罪等があったとき、警察からの依頼で中身を確認するということも行っているところです。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

工藤勝さん。

【11番：工藤 勝議員】

わかりました。

私、つい最近ですけれども、雪がないものですから格納庫やハウスを回って見に行ったときに、「防犯カメラ作動中」という看板が見えましたけれども、その看板がですね、除雪のせいなのかわかりませんが、もう斜めになってちょっと見えづらいというところもありましたので、そういった看板の確認などもやはり1年に1回はちゃんとしておくべきではないかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

あと、ちょっとしたことだとは思いますが、やはり今、防犯カメラ付きの自動販売機を設置しているメーカーもあるという話を聞きました。カメラ付きの自動販売機というのはメーカー側で出しているもので、自動販売機の売り上げの一部からその費用を出し

ているという話もありますので、まずいろいろな情報を仕入れて、村としてはまずどこに設置するかとか、本当に設置してそれが効果あるのかということとはわかりませんが、そういったこともありますので、村としてはいろいろな情報を集めながら今後に向けて対策を考えていただきたいと思いますので、その辺のお考えをお聞きます。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

工藤議員の再々質にお答えします。

まず格納庫団地の方にある防犯カメラの看板ですね。それについては、議員おっしゃるとおり曲がっているものも倒れかかっているものもありますので、しっかり点検して、直すものはしっかり直していくようにしたいと思います。

またそういう防犯カメラが設置されているという看板のあることで犯罪を未然に抑止する効果を狙っていますが、それが曲がっているとしっかりやっていないと思われても困りますので、しっかり取り組んでいきたいと思います。

また防犯カメラ付き自販機については、村としては特に入れる予定とかそういったことは今までありませんでしたが、そうした自販機についても少し調べさせていただいて、どういう設置形態があるのかを含め調査させていただきたいと思いますので、どうかよろしくをお願いします。

私からは以上です。

【議長：丹野敏彦】

次の質問に移ってください。

工藤勝さん。

【11番：工藤 勝議員】

次の質問に移ります。

次に、今後の農業振興について質問いたします。

昨年からの主食用米価格の上昇により、今後も農家として経営していくには良いこととは思っているものの、消費者離れにつながるような価格になっていることは、農家としてはそのことが良いと思っている人は少ないのではないかと感じております。また関税をかけて輸入するよりも国内の価格の方が高くなっていたり、今まで米を取り扱ったことのない異業種や外国人が扱ったりするなどの報道もあり、安全、安心な米が提供できているのか大変不安なところでもあります。農業政策の転換期でもあると思うので、国には様々な点の解決と体制の見直しについて早期に改善をしていただきたいと思います。と

村においても、主食用米の高騰により、今後の加工用米や高収益作物の作付けの減少につながっていくのではないかと懸念しております。近年では、小麦や大豆の作付けも順調に増えてきたところだと思いますが、少なからず減少するのではないかと感じております。

何を作付けするかは個人の判断によるところが大きいと思いますが、村としてこの問題についてどのように考えているのか、また今後の農業振興についてどのように進めていくのか、村の考えをお聞かせください。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

工藤議員のご質問にお答えします。

減反政策が廃止され、行政としては翌年度産の営農計画の指針となる「生産の目安」を示してきたところであり、令和7年度産の作付けにおいては、秋田県の生産の目安をベースに、転作率42%、主食用米の面積では5,208haと、2月3日の経営所得安定対策及び環境保全型農業に関する説明会で農家の方々へ周知したところであります。

2月12日から17日にかけて実施しました営農計画受付の速報値になりますが、加工用米等の米の転作が2,159ha、畑作物の転作が341ha、転作率にして28.2%であり、令和6年度の転作実績の39.7%から10%以上下がっております。主食用米への回帰も含め、収益性の高い作物への転換が進むものと見込まれます。しかしながら12月議会の一般質問でも答弁したとおり、加工用米においては実需者へ安定した供給を継続して行うため、コメ新市場開拓等促進事業について大規模産地が採択に際し不利にならないよう国へ要望活動を行い、事業要件も見直されたところであります。令和7年度も継続して申請を行い、村としても加工用米の作付けを維持していけるよう後押しして参ります。

畑作物、高収益作物においては、令和7年度予算でも、高収益作物生産促進事業、排水対策事業、戦略作物生産拡大事業など、村単独事業を継続して実施してまいります。

工藤議員のおっしゃるとおり、最終的に何を作付けするかは個人の判断となります。

開村から60年が経過し、当初の15ha配分から経営規模の多様化が進んでいる状況です。そういった多様な経営体の支援を念頭に、今後の農業振興施策としては、

- ・高収益作物への生産支援
- ・有機栽培や特別栽培、無落水や無代掻きなど、環境に配慮した栽培による付加価値の高い農業生産の拡大
- ・民産学官連携による村の農業課題の解決
- ・スマート農業技術の普及と導入支援
- ・担い手や若い後継者の育成と支援

など、これらの施策を展開していき、需要に応じた米生産の取り組みを行うとともに、戦略作物、高収益作物との複合経営による農家所得の向上と担い手育成、農業経営の安定化を図っていきたいと考えております。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

工藤勝さん。

【11番：工藤 勝議員】

今年の米の値段もまず高いと言われていて、今、もう植える前から米の行き先が決まっているなどというニュースも聞くようになってきている状況ではありますけれども、やはり国の政策がどのようになっていくのか、やはり食料安全の観点、また農地を守っていく観点からどのようになっていくかというのは、国の方もまだ全然出していない状況なので難しいところであると思うのですが、村長、先ほど、高収益作物、有機農法等、スマート農業も取り入れてと言いましたけれども、この20年後、30年後ですね、私も20年、30年後はもう80も過ぎていたら本当に農業をやっているかわからない状態で、村の一個人、一法人がどのぐらいの面積をもう担っているかもわからない状況で、今、秋田県としても、人口減少が一番著しい県ですので、それがどのようになっていくか。やはり耕作放棄地も出てくるのではないかと、やはり条件の悪いところからそうなると思います。今からやはり対策を練っていかなければ、この先20年、30年後に本当に農地また食料、日本の食料として守っていけるのかというところを見据えながら政策を考えていただきたいということで、やはり国や県にも強くそういうところを村長には要望していただきたいと考えているので、私は令和7年度の県の農業予算のところ、概要しか見ていませんけれども、そんなに変わり映えのしない農業予算案でありました。やはりもうちょっと危機感を持って、食料を守るであったり、農地を守るということをしつかりとやっていただきたいと考えていますので、村長にはそういったことを県や国にちゃんと要望していただきたいと思っています。

その辺の考えをお聞かせ願いたいと思います。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

工藤議員の再質にお答えします。

まず議員がおっしゃったように、今米価は高騰している状況でして、ただその農家の出荷価格から、流通段階で倍ぐらいにも値段が上がって2万2千円とか2万4千円ぐらいの米が、今4万、5万と言われている状況で、それが結果、消費者価格が上がってしまって米離れも懸念されているところで、それに対して政府が備蓄米放出を今行ったところであります。

今後について本当に、議員おっしゃったように、村としてもそうした現場の声をしっかりと国、県に伝えながら取り組んでいきたいと思っておりますが、国でも今、農業基本法の改正をしたのに合わせて、基本計画というものを策定しています。それは国の補助事業の見直しを含めた具体的な内容になってきます。その基本法で一番に謳っているのが、食料の

安全保障の確保を第一に掲げていますので、国としても引き続き、国際情勢が不安定な中で国内での食料確保に一番力を入れていくということを基本法では唱えているところです。自給率が4割を切っている状況ですので、そうしたことも。

また今の農業を担っている生産者がまず高齢化していて、若い担い手がいないということも大きな課題にもなっていますし、全国を見ると農地の大規模化、1ヘクタール以上は2割にも満たない状況でありまして、そうした大規模化になっていない農地をどう維持していくかは大きな課題だと思っています。

様々な課題もある中ですが、国としても、自給率を上げる方向で進むことや、今後の担い手が確保しきれないような状況も含め、大潟村が整備された農地をしっかりと持っているということは大変重要なことだと思っております。今取り組んでいる国営事業も含めしっかりと進めながら、そしてこの男鹿南秋地域は割と水田の規模拡大、区画整備が進んでいますので、そうしたことも含めこの地域全体で連携して取り組んでいくことも非常に大事ではないかなと思っております。

いずれ、やはり村として、先ほども申し上げたように、現場の声を国や県にはしっかり届けながら、より良い農業の方向に進むように取り組んでいきたいと思っておりますので、どうか議員の皆様においても、そういうことで何か気づいたことがあれば村の方に話をさせていただければと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

私からは以上です。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

【11番：工藤 勝議員】

ありません。終わります。

【議長：丹野敏彦】

次に、4番、黒瀬友基さん。

【4番：黒瀬友基議員】

4番、黒瀬友基です。

通告に従い、3点質問させていただきます。

まずはじめに、民間雇用型の地域おこし協力隊についてを質問させていただきます。

今年1月から募集していた地域おこし協力隊は、任用型として部活動地域移行とポート競技普及のための活動分野の人材を、また、民間雇用型で脱炭素事業や観光交流、地域産品の販売促進などを担う人材を募集していました。

先日の全員協議会での報告では、民間雇用型でも応募があったと伺っております。民間雇用型では、地域内の企業などに入って地域活性化を担っていく人材が増えることは、今まで以上に村内に地域おこし協力隊の活動が認知され、活動の輪が広がっていくことにもつながり大変望ましいことだと思っております。

しかしながら、今回募集が行われたのは、民間雇用型とは言うものの雇用を行う事業者は村が出資している企業に限定されています。同種の民間雇用型、または団体委託型と呼ばれる地域おこし協力隊事業を実施している他の自治体では、ホームページ上などでの事業者の公募や、事業者向けの説明会などを実施し、事業者の公募などを行っているケースがあります。

そこで質問ですが、1点目、民間雇用型の地域おこし協力隊を募集する前に、村内の現在募集している企業以外の民間事業者に対して、地域おこし協力隊の活用、雇用の打診や公募を行ったのでしょうか。

2点目、仮に行っていなければ、民間雇用型を一部事業者に限定している点で公平性に問題があるのではないのでしょうか。

3点目、今後、村内の民間事業者に対して地域おこし協力隊事業の説明を行うとともに、受け入れ事業者を積極的に公募すべきでないかと思いますが、その予定はありますでしょうか。

以上、お答えください。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

黒瀬議員のご質問にお答えします。

今年1月から募集した地域おこし協力隊は、村が直接雇用する任用型と、民間が雇用する民間雇用型の2種類で募集を行いました。

地域おこし協力隊は、地域課題の解決や活性化に向けた活動等を行うことが前提となっており、雇用の確保に終わらないよう、しっかりとした受入れ・サポート体制を整えることが重要であります。

そのような趣旨から、村として初めての民間雇用型の隊員は、村との連携・協力体制が整っており、組織ガバナンスに一定の関わりが持てる第3セクターである株式会社ルーラル大潟と株式会社オーリスでの雇用として募集を行ったところです。加えて、将来の就業や移住・定住につながる取り組みができればと考えております。以上の観点から、村内の企業等全般に対するものではなく、限定的に組みを行ったところです。

今後、地域課題の解決へむけた民間企業等との連携、企業等における地域おこし協力隊の受入れ、サポート体制整備など、状況をみながらその拡大については検討してみたいと思っております。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

黒瀬友基さん。

【4番：黒瀬友基議員】

今回は、初めての事例ということで行われなかったということですが、行われなかった理由として、受け入れサポート体制というのも含めて行っていくという、それをしっかりやっていく点が必要かと思っただけで、確かに、言い方はあれですけども地域おこし協力隊としての補助金というか、国からの事業の期間だけ人材を活用するというような事業ではないので、そこはやはり継続的に、先ほどの質問でもありましたけれども、地域に留まっていただけの方をとというのは、その点は理解しております。ただ、その中で行政との連携、組織ガバナンスというところで第3セクターに限定されたということですが、行政との連携に関しては、行政がいかに関民間の事業者と村内の純然たる事業者と連携するかという話で、そこはしっかりと説明なり連携をしていけば、やれないことはないと思いますし、組織ガバナンスという点に関して言えば、今の言い方で言ってしまうと、他の事業者が第3セクターとかよりガバナンスが悪いのかという話になってくると、そういうことではないと思います。しっかり利益を上げている会社さんもあると思いますし、そういった形で新規事業に取り組みたい、地域おこしに取り組みたいという会社、企業はたくさんあると思いますので、ぜひその点、制約をするのではなく、趣旨をしっかり徹底して説明していただいた上で、それを活用したいという事業者をまず募ってみるというのにも必要ではないかと思うのですが、その点をどのようにお考えかという点と、それを早急にやってみてもいいのではないかなと思いますけれども、その点は、例えばこれが今回1名、第3セクターで受け入れるという形で、それを評価してとなってくると、3年後なのか、3年経って実際に定着してからなのかという話になるとすごい時間が空いてしまうので、実際の民間に下ろしていくというその点、どのように考えているか教えていただけますでしょうか。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

黒瀬議員の再質にお答えします。

まず今回、初めて民間雇用型で行うにあたっては、先ほど答弁したような、村としても出資していたり経営内容に関わっているということで、雇用形態から全て把握していますので、そういったことからまず取り組みとしては始めさせていただきまして、その中で1名の応募があったところです。実際、民間雇用型で今後ルーラルが雇用することになりますが、その中でどういった課題があるのかないのかも含め、3年ということではなくて、まず半年ぐらいもそこで活動すれば大体こう見えてくるのではないかなと思いますので、そういった状況を見ながら、また地域内で、民間で地域おこし協力隊を募集したいということがあのかないのかも含めそうしたことを整理して、するとすれば次年度の募集には何らかの答えを出した上で取り組んでいければなどは思っております。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

黒瀬友基さん。

【4番：黒瀬友基議員】

ありがとうございます。では8年度の募集をかける段階までには、今の状況、実際受け入れた状況等、その後の村内の事業者のニーズ等も把握して、そのニーズ等も当てはまり、大きな課題等も発生しないとか課題が解決できるというような状況であれば、8年度からは募集をかける、少なくともその前にそういった調査等を行うということによろしいですかね。その点だけ再度、最後にお聞きかせください。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

黒瀬議員の再々質にお答えします。

今話をさせていただいたように、今年度、まず1名が民間雇用型として地域おこし協力隊で任にあたりますので、その状況を見ながら、また村内の民間の地域おこし協力隊の要望というか、民間での希望があるかないかの調査も含め、次年度の募集の時期ですから、1月からの募集を今年度は行いましたので、それに間に合うように整理をさせていただいて取り組みを進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

次の質問に移ってください。

黒瀬友基さん。

【4番：黒瀬友基議員】

次の2番目の質問に移らせていただきます。

社会教育機関などの首長部局への移管はということで質問させていただきます。

スポーツに関する事務や、公民館や図書館、博物館などの社会教育機関は、法律により教育委員会の職務権限とされ、大潟村においては現在、教育委員会の所管とされています。

しかし法律によれば、平成19年の法改正によりスポーツ、文化に関することを、また令和元年の法改正により図書館・博物館・公民館等の社会教育機関についてを、職務権限の特例として条例を定めることにより、教育委員会ではなく地方公共団体の長が所管することも可能としています。

文部科学省の資料などによれば、まちづくりや観光などの他の行政分野との一体的な取組推進のために地方公共団体がより効果的と判断する場合などを想定しているようです。

また、令和3年の法改正に関しては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推

進を図るための関連法案の整備に関する法律により行われたものですので、その趣旨を考
えても、各地域、自治体が地域や地域内にある社会教育機関の実情に応じて、今まで以上
にふさわしい運営を行えるようにすることが法改正の意義と考えられます。

そのような中、さて、村内で同法に基づく職務権限の特例を検討できる事業、機関とし
ては、体育館運営を含むスポーツ行政全般、各種社会教育施設・機関に関して言えば、公
民館や干拓博物館などが考えられます。

スポーツ行政に関しては、村民の健康維持と増進という観点では福祉分野と、また近年
盛んに取り組んでいる「スポーツコミッションおおがた」などによるスポーツを通じた観
光や合宿誘致などにおいては観光や地域おこし分野との連携が重要となります。また、同
様に観光という点においては、大瀧村干拓博物館は、当初より道の駅、直売所とも同じ敷
地に建設された施設であり、大瀧村観光において主要な拠点としても整備され、現在も活
用されていることを見ても、観光などの社会教育以外の行政分野との一体的な取り組み推
進も重要であるとも考えられます。

公民館に関しては、施設自体は村民にとっては集会施設として他の村内の公共施設と同
等の機能として認知され活用されており、また老朽化によって撤去された公民館の調理室
に関しても、村民センターの調理室を代替として利用してきているなど、村長部局で管理
する他の公共施設との連携した活用が重要になってくると考えます。また、公民館として
行う生涯学習、社会教育に関しては、住民主体の村づくりといったこれからの小規模自治
体にとっては特に重要となる住民自治において重要な一角を成すと考えられるため、教育
委員会内に留めるのではなく、役場の各部署との綿密な連携を図りながら、その活動が村
づくりにも広がること、またその活動を行う村民の方々の力が様々な場面で村づくりに寄
与されることがより重要になるのではないかと考えます。

以上のことから、職務権限の特例を用いてスポーツ行政、社会教育機関などを必要に応
じて村長部局への移管により、さらに充実した村づくりが行える可能性もあるのではない
かと思いますが、いかがでしょうか。

先んじて移管が可能となったスポーツ行政に関しては、調べてみますと、小規模自治体
においては首長部局への移管が進んだ事例はそれほど多くなく、また移管を行う場合でも
学校教育との連携や社会教育の適切な実施、教育に求められる政治的中立性や継続性・安
定性の確保が求められることなどから、様々な課題や検討すべき事項はあると思いますが、
法改正以降、これらの事務、機関の首長部局への移管を検討したことがあるのでしょうか。
また、これから改めて検討をしてはいかがでしょうか。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

黒瀬議員のご質問にお答えします。

平成19年の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、条例の定めるところにより、首長がスポーツ・文化分野を管理、執行することが可能となりました。これは、地域の実情や住民ニーズに応じて、地域づくりという観点から他の地域振興事業とあわせて首長が一元的に所掌することを目的としております。

続く令和元年の法改正は、まちづくり、観光など他の行政分野との一体的な取り組みの推進等を図るため、図書館、博物館、公民館及びその他社会教育に関する教育機関について、首長部局への移管が可能になったものです。

村は社会教育施設を村長部局へ移管するかどうか、特に検討したことがございませんが、村長部局がこれらの分野を所管することとなれば、より地域づくりという視野から住民の要請に応えることができる可能性があるともいえます。また、命令系統が一本化することで、予算措置等も含め迅速な対応ができることも考えられます。

しかし一方で、政治的中立性や生涯学習・社会教育の継続、学校教育との連携が担保できるかどうか重要です。例えば公民館は、子どもから高齢者までを対象とした学びの提供や、学校教育・社会文化教育が連携して実施されるふるさと教育に尽力している他、住民主体の活動を基本とする社会教育施設としての機能を担っておりますが、首長部局所管になった場合、教育分野との連携や理念が薄れないか心配されます。

博物館については、歴史資料の収集・保管・調査・研究や学校現場との連携といった基本業務の優先度が低下しないよう注意する必要があります。

スポーツ行政については、一般村民だけではなく高齢者や障がいのある方の健康増進施策に厚みを持たせることができることや、スポーツを通じた関係人口の増といった利点がある一方、村小中学校との連携を継続するにあたって、教育委員会所管でない場合に、迅速な対応が維持できるのかなどの懸念がございます。

以上のように村長部局への社会教育施設移管については、利点と懸念事項が互いにあるといえます。

村長部局に所管を移管しなくとも、小規模自治体の強みを生かし、村長部局と教育委員会が連携を密にし、社会教育、文化活動及びスポーツ振興と、村長部局施策を一体化させた地域活性化施策を推進することは十分に可能であると考えます。

村長と教育委員会が円滑に意思疎通を図り、課題を共有しながら連携して効果的な教育行政を推進するため総合教育会議を行っております。今後も、村長部局と教育委員会の職員間、施策間において、連携・協力を行うことで、村民主体の村づくりや地域活性化に取り組んでまいりますので、どうかご理解をよろしくお願いいたします。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

黒瀬友基さん。

【4番：黒瀬友基議員】

ありがとうございます。

確かに小さい自治体ですので、分け隔てなくという言い方はあれですけども、うまく連携してやっていくという方法はあると思いますし、先ほどおっしゃられたとおり、どちらに属するにしてもいろいろな課題が出てくるので、それを移すというよりは、その連携を強化していくという方向に向かっていただくのはひとついい話ではないかなと思います。

ただ先ほど言いましたとおり、公民館の活用事例等、その施設としての利用の形で言いますと、先ほども言いましたとおり、村民の方はその社会教育の施設として利用されている意識というか、されてはいますけれども、実際には例えば村民センターですとか、意見交換ですとか、そこはあまり意識することなくやはり使って、地域活動、社会活動を行われているというふうに思います。ですので、そこをもう少し連携していくという必要は、もうちょっと考える必要があるのかなと思ってまして、例えば今、指定管理しているかしていないかというところにもよりますけれども、非常に教育委員会所管の施設の予約等を含めて、すごい使いづらい状況になっているというのはご存知のとおりかと思えます。そういったところも含めてですね、ぜひ住民サービスという視点も含めてですね、この先も考えていついていただいて、ちょっとその点を見直していただきたいなというふうに思いますが、いかがでしょうかということが1点ですので、どこの所管ということではなくて住民サービスとして同じようなレベルで維持していただきたいなと思いますが、その点もう少し連携してやっていただきたいと思いますが、いかがでしょうかというのが1点。

あともう1つ、総合教育会議をやられているということで、これに関しては、首長部局と教育委員会の連携をされるという中での法律的な位置づけになっているかと思えます。これに関してなのですけども、始まった当初は、議事録等も教育委員会の方で公開されていたかと思うのですけれども、一応法律上、地方教育行政の組織および運営に関する法律上は、議事録を公表するように努めなければならないというふうになってる中で、最近こちらでちょっと探すことができなかつたのですね。ですので、この先連携が重要で、小さい自治体だからこそそういった連携ができるというお話であれば、そういった話もぜひその中でしていただいてきちんと連携していくことと、またその点をきちんと公開していただくということをやっていただきたいなと思いますが、その2点、いかがでしょうか。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

黒瀬議員の再質にお答えします。

まず1点目の、教育委員会の予約がしづらいということについては、課題も認識してまして、その洗い出しと対策について今検討をしているところでありまして、そこはしっ

かり取り組んでいきたいと思ひますし、いちいち来なくても予約できるようにという意味では良かったのですが、それがなかなか高齢者等は逆に使いづらひ部分があったりということがありますので、そうしたことを含め課題をしっかりと整理した上で対策を講じていくこととしておりますので、よろしくお願ひします。

また各施設の利用にあたっては教育委員会所管とそうではない所管との、村民はまずあまり関係なく利用しますので、やはり運営にあたっては予約しやすい、こちらは予約しづらひとか、そういったことがないようにも含めて対策していきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

そして総合教育会議については、令和4年からか始まっておりまして毎年行っているところですが、議員ご指摘のように議事録についてしっかりと公開がなされていないということでもありますので、その点については今後しっかりと議事録についても公開して、どういったことを教育現場そして村長部局と協議しているのかということも村民がわかるようにしていきたいと思ひますので、どうかよろしくお願ひいたします。

私からは以上です。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

【4番：黒瀬友基議員】

ありません。次に移ります。

最後の質問に移ります。脱炭素先行地域事業の進捗状況はということでお伺ひしたいと思ひます。

脱炭素先行地域事業は令和4年～令和8年の5ヵ年の事業ですが、すでに全体の半分以上が過ぎた状況です。全体的に当初の計画よりも遅れが発生しており、今後あと約2年でどこまで計画を実現できるか不安が残ります。

そこで2点、質問させていただきます。

もみ殻バイオマス熱供給事業について、令和7年1月末に施設の引き渡しが行われ、熱供給が開始されたとのことですが、引き渡し後も熱供給やもみ殻燻炭の製造において課題があるとの話も聞こえてきています。現在の熱供給やもみ殻燻炭製造の状況はどのようになっていますでしょうか。

2点目として、令和7年度における脱炭素先行地域事業の事業計画はどのようになっているのでしょうか。先ほど、午前中の村政報告に関連もあったかと思ひますが、改めてお聞きしたいと思ひます。

よろしくお願ひします。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

黒瀬議員のご質問にお答えします。

はじめに、もみ殻バイオマス熱供給事業についてですが、去る1月31日に株式会社オーリスへの施設の引き渡しが行われ、もみ殻バイオマスボイラーの点火式を行い、商業運転を開始したところです。

商業運転開始直後は、もみ殻の燃焼によりボイラーで順調に温水は加温されるものの、各施設への熱配分のバランスがうまく調整できておらず、ボイラーが生み出した熱が需要家側に十分に届いていない状況にありました。当初は計画値に対して熱の利用率が約60%程度でしたが、現在は約80%まで調整できているところです。また燐炭の状況については、燃料のもみ殻がボイラーへの搬送過程で細くなっていることもあり、一般的にイメージする燐炭よりも細かい状況です。pHや炭素含有量などの分析を行いながら、ボイラー出力と燐炭排出の最適化が図られるよう調整をしながら、安定稼働を目指してまいります。

次に、令和7年度の脱炭素先行地域事業の計画についてですが、直接事業においては、令和6年度からの繰越事業として役場車庫への太陽光発電設備の設置および公用車のEV化、7年度分としては、公共施設の照明のLED化、住宅への太陽光発電設備の設置に対する補助を予定しております。

また、間接事業としては、株式会社オーリスが実施主体となり6年度からの繰越事業として公共施設への太陽光発電設備の設置を行いながら、7年度分として西側遊休地へのメガソーラー発電設備の設置、公共施設等への太陽光発電設備の設置が計画されております。実施においては、小売りや、耐震基準、耐用年数を調整しながらの実施となりますが、引き続きCO2の削減と村内経済の活性化につながるよう取り組んでまいりますので、ご理解の程よろしくお願いいたします。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

黒瀬友基さん。

【4番：黒瀬友基議員】

午前中の村政報告にもありましたとおり、今もまだ調整中ということかと思えます。

それで何点かお伺いしたいのですけれども、先ほどの熱の利用率、目標に対して60%だったのが80%になったというお話で、これは最終的に目標というか、計画に対して80%なので100%というのをやはり目指す必要があるのではないかなと、それをもとに事業計画を立てているのではないかなと思うのですけれども、ここ辺り100%の運転ができる状況というのはいつ頃を目指しているのでしょうか。その辺りの目処がわかれば教えていただければと思います。

あと、もみ殻に関してですけれども、ご説明でもpHですとか、炭素含有量の分析を行っているという話で、またそれとともにボイラーの燃焼方法を調整しながらということ

すけれども、そこ辺りで使えるようになってですね、ただ形状的には通常で言われる燐炭よりも細かいものにそもそもなってしまうという中で、これは今の現状として、例えばpH、炭素含有量等が一般的に言われるもみ殻燐炭と言われるところになっていたとしてですね、細かくて何か課題として、例えば農業利用がしにくいとかできないとか、その辺りの課題というのは今把握されているのでしょうかというのがもう1点ですね。

それともう1点、引き渡し当初、商用運転開始されたときに熱利用率が60%という状況だったのですけれども、その状況で引き渡しを受けたというのは、引き渡しを受けるべきだったのでしょうか。100%の状態ではないものを受けたというような形になってるのではないかなと思うのですけれども、その点どのように認識されて1月31日に引き渡しを受けられたのか、その点をお伺いしたいと思います。

あと、いろいろと課題、問題がまだ残っている中で引き渡しを受けた以上、そこからの保証等という形になるのかなというふうに思うのですけれども、それは保証期間としては例えばそこに何か特約等をつけて延長されているとか、何かそういったことはあるのでしょうか。

以上の点、教えていただければと思います。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

黒瀬議員の再質にお答えします。

まず、いろいろ引き渡しまでに運転試験をやってそれぞれ見てはきたのですが、連続運転という形で実施したのは引き渡し後になりまして、その中で個別には見て、まず問題がない状況で引き渡しを受けたのですが、連続運転をする中で課題が見えてきたという状況であります。そういう状況で実際に連続運転をすると蓄熱タンクの温度とか、実際の需要家側の温度のバランスとか、そういったものが思ったように、要は需要家側にうまく熱が届かないような状況があったりして、それで調整、いろいろ試行錯誤がその中であったということで、それも調整をする中で現在80%まで大体なってきた状況です。

それでは、いつごろ100%になるかということについてですが、今の段階で来月であるとかということとはちょっと明確に言えない状況ですが、全体調整をしながら利用率は上がってきているのは現実ですので、引き続きそうしたことを経て100%を目指していくというようなことに繋げていきたいと思っていますし、今後、燐炭について具体的に、今現在の燐炭のpHとか炭素含有量について、今県大の方で調べてもらってまして、粒径も含めてだと思いますが、そういった結果を見た上でどういった燃焼の仕方で燐炭として、より農業で利用しやすい形になるかというものを目指すこととしておりまして、そういったことについてはまずこれからなることとなります。

今現在ある燐炭ですが、確かにしっかりとした形はある程度はあるのですが、まず細か

い状況ですけれど、かといって農業で使えないかということ決してそうではなく、一応、一部持っていつてもらったり、試験的に使ってもらったりということで取り組んでいますし、また畑作でも使ってみたいという農家もいまして、そういったものも使っていたり、また育苗用土でというようなことも、ですから今の段階はまず試験的に、今の状態で使っていたきながら検証もさせてもらえればなと思っております。

引き渡しを受けた後ですが、保証期間というのがありまして、1年間、保証期間ということになっています。ですので、今はその引き渡し後に出た不具合については、そうした対応をしてもらうということで話をしているところであります。

私からは以上です。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

黒瀬友基さん。

【4番：黒瀬友基議員】

わかりました。燻炭に関しては、おそらく施設ができる前から様々な市販の燻炭などを利用して調査されてた中で、早々に使えるようになるかなと思った部分もありますけれども、ここから改めて試験利用などしてということで、以前から燻炭の販売も含めてコストが削減するという話になっているかと思っておりますので、そこは早々に進めていただきたいのかなというふうに思います。

戻って引き渡しについてですけれども、連続運転すると結果的には規定を満たしていなかったということなのではないかなというふうになってくると思うのですけれども、そのスタートの時点でですね、その時点でやはりそこまで含めて商用運転に近いような形でテストしてそれから引き渡しを受けるべきだったのかではないのかなと思いますし、その時点で100%のパフォーマンスが出てないのであれば、保証期間1年というのは多分標準的な期間になりますので、最低限きちんと稼働した、引き渡しを受けているのに稼働してからというのもおかしいですけれども、しっかり100%のパフォーマンスを発揮できるようになってから保証期間1年等ですね、そういった形できちんと契約をすべきだったのではないかなと思うのですけれども、そのあたりの引き渡しの部分、果たしてそのタイミングが適切だったのか、改めてどのようにお考えか、教えていただければと思います。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

黒瀬議員の再々質にお答えします。

まず、本来であれば7月の竣工式後に引き渡しになることで協議をしてきたのですが、その後いろいろな不具合があつてその対応をしながら、また並行して試験運転もずっとこうやってきていました。一応、その不具合はまず全部対処したということで引き渡しを受

けて連続運転に入ったわけですが、その中で搬送系の部分で不具合が出たりとかがあって、その対応をしなければいけないということがあったり、実際に熱利用のバランスがということも新たに見えたという状況であります。

そうした、初めて取り組むプラントにおいて、対応できる範囲というのは当然あると思っ
ていまして、そうではなくて物理的に壊れたとかそういうことは別ですが、一応対応で
きる範囲で大丈夫だろうということで受けたのですが、ちょっと思ったよりも施設に届く
熱量が思ったより上がらなかったけれども調整する中でそこは対応できてきていますので、
そういう意味ではいい時期というか、その後に出た不具合についてはまずやむを得ない、
予想できなかった部分があったのかなと思っていますので、まず1月末というのはもうギ
リギリ、まずやむを得ない時期ではないかと思っておりますので、どうかよろしく願い
いたします。

以上です。

【4番：黒瀬友基議員】

終わります。

【議長：丹野敏彦】

次に、6番、菅原史夫さん。

【6番：菅原史夫議員】

6番、菅原史夫です。

私から1点質問させていただきます。

国の補助事業の情報格差是正と申請支援の検討をということで、今年の2月に農水省の
補正予算で「スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業」とい
うものが出てきました。しかしこの事業、多くの方が知らないか、また農機メーカー等
はじめて話を聞いて知ったという方もかなりいらっしゃったように聞いております。

国の補助・支援事業は、当初予算のほかに随時補正予算で上がってきたりしています。
その内容も非常に多岐にわたって、各省のホームページからでは該当する事業を探す
のがなかなか一般の人では難しいというふうに思っています。特に本村の基幹産業である
農業関連の補助事業は農家にとって経営に関わるものであり、重要な情報の1つでありま
す。確かに情報は自ら取りに行くことが大切なのですが、村、村民に関わること、関
わると思われることは行政でも関係機関、特にJAですね、農業の場合は。JAと密に連携を
取って情報収集、そして周知する方法、申請するためのアドバイスなど、支援できる体制
の検討が必要だと思えます。

当局のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

菅原議員のご質問にお答えします。

まず、冒頭にありました「スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業」についてですが、令和6年度内に事業完了が要件となる第1次募集は、県を通じて市町村へ情報が来ることなく、募集が締め切られました。

令和7年度へ繰り越して実施する第2次募集は現在行っているところであり、秋田県では各市町村に2月10日付け事務連絡にて、2月26日午前に初めて情報が伝達されたところでもあります。本事業については、国の令和6年度補正予算が成立した後、農水省のホームページにて情報が公開されており、農政局、県を通じて市町村へ情報が来る前に、農機メーカーからチラシ等による農家への情報の発信がありました。これらを見た農家の方から、産業振興課へ数件、相談が寄せられております。

農水省のホームページや農機メーカーのチラシに記載の「農業機械を半額補助で導入できる」という魅力的な部分だけが先行しておりましたが、本事業ではスマート農機等による作業受託や機器類のリースといったサービス提供を行い、そのサービスを拡大していく経営体や、スマート機械の開発・普及のための実証実験を行う経営体が主な対象となっており、単純な機械更新を行うための事業ではありません。

この事業に限らず、国の補助事業については、農水省のホームページ等で紹介されておりますが、詳細な事業の要件については、ホームページを見ただけでは理解していただくのは困難であります。

村として、国や県の補助事業等、大潟村農業者に活用できそうな事業は、これまでも農家へ文書配布等による周知を行ってきております。申請にあたっては、職員もサポートしながら申請書類の提出を行ってまいりました。また、情報を早めにお知らせするため、今年の2月からは農業振興に関する情報を発信する「大潟村（農業振興情報発信）」というLINEアカウントを開設し、農家の方々へ登録をお願いしております。

関係機関との連携についても、特にJA大潟村営農支援課とは常に新しい事業等の情報を共有し、農家への事業周知、内容説明に努めております。

国や県の補助事業についてもホームページ等からも情報収集に努め、村からの情報提供、関係機関との連携体制、申請にあたっての支援、これらについて今後も十分な行政サービスを提供できるよう取り組んでまいりたいと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

菅原史夫さん。

【6番：菅原史夫議員】

ありがとうございます。冒頭申し上げたスマート農業に関しての内容は、今お答えされ

たとおりで、要件、特に採択する基準というものがかなりハードルが高いのは確かに事実なのですけれど、ただこれは一例なのですから、補助金の内容について、これは大潟村にはそぐわない、これはそぐうというふうな判断はどこでやるのでしょうかというのが1点と、あとJAとの連携というのは非常に大事なことだと思うのですが、今現在どのように、例えば国の補助についてどのような連携をしているのか。とにかく農水のホームページを見ても項目だけで、その内容について要件も含めて非常にわかりづらい、素人では、これで全部ホームページで調べて自分でできる人はいいのですけれど、そうそういないと思うのですが、そういうことも含めて、これはやはり行政なり、JAなりがある程度その内容を把握できるような体制づくりというのが農家としてみれば非常にありがたい体制だなと思ってるので、その辺について、その必要性についてもちょっと村長の見解をお願いしたいというふうに思います。

特に昨今、補助形態がどんどん変わってきてまして、以前はほとんど地元の自治体に申請してそこから上に上がっていくという形なのですから、今は地域の自治体の申請もあるし、県へ直接もあるし、国へ直接もあるし、補助金の経路もおのおのまた違った感じで来ている部分もあるので、非常にわかりづらい補助金になってきていますので、その辺もワンストップでわかるようなそういうような体制づくりについてのお考えも併せてお聞かせ願えればと思います。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

菅原議員の再質にお答えします。

まず議員おっしゃったように、今補助金も補正予算で出た補助金であったりとか、または申請が役場に申請する場合や、県だったり、場合によっては国に直接というものもあつたりしますが、国へ直接というのは余程大きい事業でないとなかなかないような認識を自分にはしています。

その中で、村としては村内農家が利用できるような対象事業については、村は、例えば山間地農家だけが対象とかそういうもの以外についてはできるだけ、対象者が少ないであろうことでも今まで周知をするようにしてきたところでもありますので、その点については引き続き、たとえ対象農家が少ないであろう事業でもお知らせはしていきたいと思っております。またそうした情報の収集にあたって、なかなか村単独で、どこまでしっかり調べて収集できるかということもありますので、JAとも連携を図りながら取り組んでいきたいと思っておりますし、JAは組織としてそうした国の情報をまた別ルートと言えれば言い方は変ですが、入ってくる場合もありますので、そうしたJAからの情報提供も含めながら共に取り組んでいきたいと思っております。

いずれ、国の方でもいろいろな新しいメニューが出てきているような状況であります。

今の国の進め方を見ると、さらにそうしたことが増えていくというか、農業に力を入れていくということで、国も全体の予算も増やしたりしていますので、そういう意味ではいろいろなメニューが増えることも想定されますので、引き続きアンテナを張りながらしっかりと村農家が活用できるものについては活用できるように、また村内事業者が活用できるものについても活用できるように取り組んでいきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いたします。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

菅原史夫さん。

【6番：菅原史夫議員】

ぜひその辺の取り組みの検討をお願いしたいということです。

それに付随してですね、やはりこれは職員の方が担当別に持ってらっしゃると思うのですが、非常に負担が大きいのではないかなと、自分でお願いして言うのは申し訳ないのですが、四六時中パソコンの画面を見ているわけにもいきませんし、かといってルーティーンな仕事もありますし、季節によっては他の仕事が集中するときもあるので、大体そういうときに限って国から補正予算が来たりするのですが、そういう中でやはりちょっと組織として対応する方法をやはり考えていかないと、今度、聞きに行く方も今日は担当がないからという話になって共有されてない部分もあるやに聞いていますので、それは絶対担当が悪いわけではなくて、やはり仕事が集中してということもありますのでね、そういうことも含めて情報の共有化とその辺の仕事の分散、その辺も含めていろいろ検討していただければなと思います。

それについても村長から一言いただければと。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

菅原議員の再々質にお答えします。

まず今、村では全体として、その課の中に班というのがありまして、班員においてはそれぞれ担当があるわけですが、班内のそれぞれの担当については皆が共有できるようにしましょうということを進めていますので、そうしたことをまずしっかり取り組んでいきたいと思っております。

その上で、情報の収集についても自分の担当分野はもちろんですが、関心のある分野であったり、それ以外でも情報の入る機会はあると思っておりますので、そうしたものはいち早く共有していきたいと思っています。

また、ぜひ議員におかれても、気づいた情報等があれば、知らせてもらえればそうした

ことを調べたりするのはやりやすいといえれば言い方は変ですが、行政としては問い合わせしていきますので、ぜひもし何か気になる情報があれば知らせていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

いずれ、先ほどもお話をさせていただいたように、今後いろいろな事業というのはまだまだ増えてくる要素があると思いますので、しっかりアンテナを立て情報収集に努めながら、村農家が活用できる事業を逃さないようにしていきたいと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

以上です。

【6番：菅原史夫議員】

終わります。

【議長：丹野敏彦】

本日の会議時間は議事進行の都合によりあらかじめ延長いたします。

延長時間は、1時間といたします。よろしく願いいたします。

次に、5番、松橋拓郎さん。

【5番：松橋拓郎議員】

5番、松橋拓郎です。

通告に従いまして2点質問いたします。

まず1つめです。農家戸数の減少に対して、これまで以上の取り組みが必要だと考えております。

大潟村の農家戸数は近年減少が続いております。このことは以前にも当議会で話題になっております。

大潟村は大規模稲作のモデル農村として生まれました。しかし近年は大潟村以外の地域でも大規模化が進み、面積での優位性は薄れつつあると思います。一方で、離農者がいながらも、現在農地が空くと引き受けられているという現状があり、平均的な経営耕地面積も増加傾向にあります。農家数は今後も減り続ける、それであればそれに伴う大規模化を前提とした支援が必要ではないかなど、大潟村の農業に関する見通しですとか、方向性の議論というのは様々だと思います。

そうした中で、これまでの答弁などから、村長は収益性の向上や環境の整備などにより農家戸数を維持すべく取り組むという方針であるというふうに私は認識しております。

実際、離農されたりですとか、家族が農業を継がなかったりしても大潟村に住み続けることもあるでしょうから、農家戸数の減少がすなわちそのまま人口減少に繋がるというふうに言い切れるわけではありません。しかし近年の大潟村の動向を見ると、両者の間には一定の相関関係があるように思います。また、既存の農業経営体がある程度大規模化していく中で、一定の規模以上になると雇用の必要性が生じると思います。しかしその際、就職した方が必ずしも大潟村に居住するとは限りません。

以上のようなことから、更なる農家戸数の減少や大規模化の進行に備える必要というものは私も認識しつつも、まずは現在の農家戸数が維持されることが望ましいという点について、私もそのとおりだというふうに思っております。

しかし、その取り組みについては、これまで以上に必要だというふうに考えております。周辺の相場と比べて決して安くはない農地の価格・賃料にも関わらず、農地が空いても引き受けられているということは、個々の経営状況にもよりますけれども、現在大潟村の農業の収益性が低すぎるとは言い切れないと思います。また、スケールメリットが薄れつつある、面積の優位性が薄れつつあると言いながらも、大規模稲作を前提に設計された大潟村の農業インフラ、やはりその優位性はまだ保たれているのではないかなというふうに感じております。

私は、自身の経験や、実際離農された方々の話を聞きまして、事業承継という点に着目しております。「事業承継」、「事業継承」、「経営移譲」と、言い方がいくつかありますけれども、ここでは一般的な事業の承継そのものを指して「事業承継」という表現を使っております。また承継というと大きく第三者承継や親族への承継があると思います。第三者への承継ということも近年大潟村の中でも話題に上がることが増えました。これも非常に大切な視点だと思うのですが、これまでは農業は親族への承継が一般的だったこと、あるいは親族への承継の方が現状ではハードルが低いと思いますので、今回は親族間の事業承継の支援についての質問です。速やかに取り組んだ方がいいというふうに私は考えております。

事業承継というのは、経営上の非常に大きな課題です。農家の子どもは家業を継ぐのが当たり前というふうに思われていた時代もあったかと思いますが、本来はこれはとても大きな課題です。継がせたい側も、継ぐ側も、事業承継という大きな課題に取り組む術がわからず困っている方々がたくさんいると思います。事実、日本農業法人協会が2022年に実施した事業承継の相談先に関するアンケートによると、法人協会に加盟する法人で、およそ58%の方々が誰にも相談していないというふうに回答しております。

私も後継者の視点として、既に就農した上で、要するに先代と共に農業をやっていく中での承継ではありましたが、周りに相談してもなかなか疑問点が解決せずに悩んだ経緯があります。農業に限らず事業承継は複雑であり、解決策はこれというふうに決まったものではなく、個別の対策が求められます。

以上のようなことから、後継者候補がともに就農している場合でも、していない場合でも、コミュニケーションや計画作り、税務上の手続きなど、事業承継に対する支援も必要であるというふうに考えております。

これらのことを踏まえて質問いたします。

まず1点目です。まもなく本格的な農繁期を迎えますが、令和7年度に向けて、新たな農家戸数の減少、要するに離農者ですね、農家戸数の減少はありましたでしょうか。

2点目です。これまでに農家に対して、離農予定や後継者の有無に関するアンケートを行っておりますが、後継者の有無に限らず、そもそも事業承継の希望の有無やその悩みについて調査を行ったことはありますでしょうか。

3点目です。既に述べたとおり、事業承継の支援が必要と考えておりますが、既に行っている支援はありますでしょうか。

以上、お願いいたします。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

松橋議員のご質問にお答えします。

農業経営における事業継承については、農地や機械・設備等の有形資産とともに、技術やノウハウ、人脈に関することなど多岐にわたることを次世代に引き継いでいくことになります。松橋議員のおっしゃるとおり、事業継承の問題は複雑かつ、その経営体が抱える問題もまたそれぞれでございますので、これらについて円滑な経営継承を実現するために、経営者と後継者による話し合いを準備段階から実行段階まで様々なことを何度も行う必要があるため、時間を要することが多く、計画的に進めていくことが重要であると考えます。

まず1点目の質問についてですが、令和7年2月現在の農家戸数は457戸でありまして、令和6年4月当初の464戸と比較し、7戸の減少が確認されております。参考までに、10年前の農家戸数511戸と比較し、54戸減の約10%の減少率となっております。

次に2つ目の質問についてですが、今後の農地の在り方や後継者などについては、地域計画策定に伴うアンケート調査により意向確認を行っているものの、事業継承の希望の有無や悩みについては単独で調査を行ったことはありません。また、今現在、農業委員会にも事業継承に関する相談の実績はございません。ただ、大潟村でも農家の高齢化や後継者不足が進み、担い手だけでは間に合わなくなる可能性もありますので、将来的には第三者継承も視野に入れ、就農希望者と後継者がいない農家の両方がお互いに利益を得られる仕組みを国や県の支援策、動向を踏まえながら検討していく必要があると考えます。

次に、3つめの質問についてですが、事業継承への支援につきましては、農業人材育成事業のうち、就農前の支援として、秋田アグリフロンティア育成研修事業をとおして、県と連携の上で村の農業者となることを志す方に対して、農業経営に要する基礎的知識・技術を習得するための研修を実施し、農業人材の確保と育成に努めております。毎年、募集をかけておりますが、現在、村からは1名受講中でございます。

また、就農後の支援としましては、農業研修支援事業において農業経営に必要な知識や実践的な技術を身に付けようとする農家を対象にした研修会を開催し、農業近代化ゼミナールや農協青年部の方々などにご参加いただき、地域全体での農業技術及び経営力の底上げを図っているところであります。

他にも自主的な農業研修に係る費用負担の補助や、西5丁目チャレンジ農場のハウスを無償で貸し出し、新たに農業を始められる方や新規作物の導入を考えている農家の支援もしているところであります。

また、令和7年度予算に新規事業として経営継承・発展等支援事業を計上しております。こちらは、地域の中心経営体等の後継者が経営継承後の経営発展に関する計画を策定し、その計画に基づく取り組みを行う場合に必要となる経費について、国と村が一体となって最大100万円まで支援するものであります。

いずれにせよ、将来にわたって地域農業を担う経営体を確保するとともに、既存の施策の見直しや新規施策からスムーズな事業継承の仕組みを展開し、持続性と活力のある農業の産地づくりを後押ししてまいりますので、どうかよろしく願いいたします。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

松橋拓郎さん。

【5番：松橋拓郎議員】

承知いたしました。様々な取り組みがあることがよくわかりました。

今、答弁の中で「事業継承」という言葉をおっしゃっていただきましたので、私も以降、「事業継承」というふうに使いたいと思いますが、一旦整理しますと、まずこの事業継承がその第三者に継承する場合と、それから親族に継承する場合と大きく2つに分けられるということがありました。第三者への継承ということについてもお考えがあるということでしたけれども、これも本当に大事なことだと思うのですけれども、まずは親族でもし継承できればという部分で、今度はその親族間での継承の中で、「既に就農している、あるいは後継者候補がいる経営体・家族」、「あるいはいない、誰も継いでくれないけれど、継いで欲しいと困っている」という、その2パターンに大きくまた分けられるのかなというふうに思っております、それでですね、私が日頃周りの方と話していて感じるのは、これは農業だけでは決してないと思うのですけれども、やはり単刀直入に言いますと親子間のコミュニケーションがうまくいっていないといえますか、これは家族経営の中小企業なんかも似たような状況ではあると思うので農業に特異な状況だとは思いませんけれども、そこがなかなかうまくいわずに、ちゃんと事業的には成り立っているのに、そこで途切れてしまうと、やはりなかなかコミュニケーション取れない親族・親子がうまくコミュニケーション取るためにどうしたらいいのかというのは難しいのですけれども、そこをクリアすることがやはり第三者に引き継ぐよりはまだハードルが低いのではないかなと思っております、そうすると、やはり第三者の力といえますか、そこは家族間の話なので行政として立ちいるべきではないというような考え方もあるかもしれないですけど、結局、婚活支援にしても、当初は婚活支援を行政がやるのかと言われていた中から今ではもう当たり前

になっているわけですし、ちょっとおせっかいだと思われるかもしれませんが、やはり第三者が入って行ってコミュニケーションのお手伝いをするという支援は、僕はあってもいいのではないかなというふうに思っております。

やはり今の答弁の中で、私も本当にそうだと思うのですが、事業継承の手続きが複雑ですし、解決策も人それぞれなので、もう本質的な解決はやはり専門家に任せるしかないというふうに思います。その繋ぎの部分というか、先ほども事業継承したい希望の有無ですとか悩みということに対しては調査してないということだったので、そこを大体この人、後継者がいなそうだなというところがもし把握できていれば、ちょっと話を聞きに行ってみて「どんな悩みがありますか」と、「それだったらこんな人に相談できます。なかなか親子でコミュニケーションが取れないかもしれませんが、ちょっと私も中に入るので一緒に話してみませんか」とか、そういう何か第三者の力を使った繋ぎ役というのはそこまでハードルも高くないと思いますし、できると思うのですが、その辺についてはどのようにお考えですか。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

松橋議員の再質にお答えします。

まず、そもそも子どもが自分でやりたいことを尊重するというで、大概の親は育てた結果として違う仕事に就いて農業をやらないようなことが、経営がうまくいっているのにその子が継承しないことになっていることの主な要因ではないかなと思います。そういうことからいくと、そもそもまず「やりたいことをやれ」と育てておいて、「いや、戻ってきてほしい」ということになると子どもも戸惑うようなこともありますので、育て方というか、やはり誰かは継いでもらいたいという育て方をしていかないと、なかなかうまくいかないような、私達の時代は農家を継ぐのは当たり前というか、長男でなければ誰かが子どもらの中でということが当たり前として育てていた頃で、ただ、今はそうでない育て方をしている現状があると思いますので、その点は非常に難しいところがあって、そういったところに行政が入って、親がそう思ってるから子どもを説得するようなこともどうかなというのが率直な、行政側としてそこまで立ち入ることはなかなか難しいのかなと感じたところです。

ただ、私も小学校・中学校の卒業式等に行けば、村で農業をやるのも魅力的だし、君たちの中から後を継ぐ人がぜひ多く出てほしいという話はさせていただいたりとそうしていますし、今まではそういうことで子育てをしていたと思いますが、これからは親として率直に自分の経営を継承していきたいということであれば、やはり子どもにはそういうことを小さいときから教えて、その上でも「自分はこうやりたい」ということはしょうがないだろうけれど、そういう子育ての仕方というのも大事になるのではないかなと感じ

じます。

昨年の小学校6年生が文化祭の発表のおり、「開拓者精神」というテーマで演劇をやっています、非常にいい内容で、やはり村の歴史を捉えながらも、先輩たちというか、その頃にすればおじいちゃん、おばあちゃんがいろいろな試練を乗り越えて頑張ってきたというようなことを演劇として発表していて非常に良かったと思いますし、そういったことを伝えていくのも大事な役割で、そういったことは教育現場でちゃんとかうやっているので、それと合わせながら家庭でもそうしたことを一緒に取り組んでいくということも大事ではないかなと今聞いていて思ったところです。

それと併せて、今この米価高のこともあって、以前と違う経営環境が今後訪れて継続していくような期待もしています。そういう意味では民間で外で働いているより村に戻った方が経営環境が良いし、将来的にはどうだということを胸を張って言える、そういうことも大事なので、村としてはそういう経営環境が整うようなことでは引き続き支援をしたいと思いますので、いろいろなことを組み合わせながらも魅力ある農業産地で、子どもが帰ってきたいと思うようなそうしたことに一緒に取り組んでいければと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

松橋拓郎さん。

【5番：松橋拓郎議員】

ありがとうございます。今の答弁を伺って、確かに継いでほしいと思っている側の視点が欠けていたなと思ひまして、おっしゃるとおりだなと思ひました。いずれにしても、引き継ぐ相手が親族なのか第三者なのかというのはありますが、まずは後継者が決まっていない事業者さんに希望の有無とか、本当にもう閉じたいという方がもしかしたら、それはそれでしょうがないと思うのですけれど、その希望の有無ですとか悩みというのはやはり伺っていくということをぜひお願いしたいなというふうに思っております。

それで最後にですね、先ほどの事業継承を大きく分けた内の、今後、後継者候補がいない人に対するアプローチということで話をしたのですけれども、最後に後継者候補がいる、一緒に農業をしているというパターンですね、私のようなパターンなののですけれども、そこに対しても経営を発展させるためのいろいろな支援をしていくということだったのですけれども、ひとつですね、私が実際の継承の際にその専門家の方々に聞いてもよくわからなかったということがあったというのはお伝えしたとおりなののですけれども、その後ですね、農業ですとか相続に非常に詳しい会計士さんを紹介いただきましてお話したことがあったのですけれども、やはり財産の移し方ですね。そこでその後の、何て言うのでしょうか、不利益があるとかないとかということが決まってくるので、後継者がいてうまく引

き継ぐことができました、じゃあどう発展していこうということなのですが、その引き継ぎ方もやはりうまくやらないと将来的に不利益があるということを言われまして、そこがよくわかっていない人が多いと。私がある人に聞いた話がどこまで全体的に信憑性があるかという話なのですけれども、北海道なんかですと結構昔と状況が変わっていて、やはり承継の際にあるいは相続の際にもめて廃業してしまう、そこがうまくいかずに、あまり良くないことなのですけれど税務調査が入ってしまって結構大きな問題になってしまう。でもそれは悪気があるわけではなくてよく分からずにそうってしまったっていうケースが非常に多いというふうに伺いました。それで大潟村が開村60周年ということで入植からそれぐらいの年月が経っているわけなのですけれども、同じような問題が起こるようなタイミングに入ってきているのではないかというふうなお話をされまして、何となくそれは容易に想像がつかないというふうに思いまして、なので後継者候補がいて、一緒に伴走していくというところにも、継承の作業自体をどういうふうにしていくのが今後のために盤石な形態、あるいは盤石な引き継ぎ、トラブルを起こさずに進めていくということにとって重要なのか、その視点もぜひ強く意識していただきたいなというふうに思ってるのですが、その点についてはいかがでしょうか。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

松橋議員の再々質にお答えします。

まず事業継承であります、農家というのは特殊で資産が大きい経営形態なわけで、それを生前贈与だとかえって贈与税がかかったり、特に村農家は税控除の限度額がそんなに多くないのでとてもできない状況で、そうすると亡くなった後に財産を取得するような形が、今、村の中では一般的になっていると思います。ただ、そういった中でも、今までは例えば定期預金とか、その経営のものなのか、個人のものなのか、意外と曖昧なところがあって割とスルーしていたように思うのですが、今後そういうものが厳しくなるのかわかりませんが、いずれどういうやり方がという部分では、わりと青申会などいろいろな情報を入れながら、より節税対策という言い方も変ですが、情報は得ているようにも思いますし、ただ最近、法人化する農家も増えてきていて、その折にどういう法人化の成りをさせたかということで、結局法人と個人という部分での財産のそういうところではいろいろ出てくるかもしれないかなとも思うところですが、村として今言われたような相続等に係る問題について、専門家を呼んで勉強会をすること等青申会と共にできると思いますが、継続的に誰か人員を配置して相談に乗るというのは、そこはちょっと難しいと思いますので、そうしたことはやはり専門家をお願いしてずっと支援をいただくというか、そういうことをの方がより効果的だと思いますので、勉強会等に関してはそうした機会は設けられればと思いますし、併せて今、国の方も担い手育成ですね、以前は農家の後継者

を経営継承するのはいろいろな制度を使えなかったのですが、それが緩和されて農家の後継者も使えるようになったものがありますので、そういったものも含めながらそうした勉強会をしていくということはやっていきたいと思っておりますので、議員おっしゃった視点も含めて勉強会をするようなことではやっていけたらと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

私から以上です。

【議長：丹野敏彦】

次の質問に移ってください。

松橋拓郎さん。

【5番：松橋拓郎議員】

それでは2点目の質問にまいります。

産直センター潟の店の登録農家数の減少についてのお考えをお伺いします。

道の駅おおがた内にある産直センター潟の店の産直コーナーですね、売り場が広くて買い物しやすい印象です。また有機農産物コーナーも新たに開設されるなど新しい取り組みも生まれております。

しかし、登録農家の方々が掲載されているコーナー、壁際の所ですね、空白が目立っております。農家の方々の世代にも偏りがあるように見受けられます。要するに若手の人が少ないような印象があります。また、売り場に並ぶ農産物も、ピーク時に比べてボリュームが減っているように感じます。

潟の店、産直コーナーは大潟村の園芸作物振興の出口戦略の1つと捉えられているというふうには私は認識しております。登録農家、顧客、店の三者のためにも、村民のチャレンジの場としても、産直コーナーの更なる活性化のための方策を考える必要があると思うのですが、以上のようなことを踏まえて質問いたします。

まず1つめですが、産直コーナーのピーク時の登録農家数は何件で、現在何件でしょうか。

2つめです。登録農家数が減少して、若い世代の方々の登録が少ないように思いますが、その理由をどのように分析しておられるでしょうか。

3つめです。その結果、今後どのような方策が必要だと考えますでしょうか。

以上、お願いいたします。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

松橋議員のご質問にお答えします。

産直センター潟の店における野菜等の販売については、平成4年10月、秋田県で初となる常設の本格的な産直野菜センターのオープンと同時に、ポルダー大潟野菜グループが発

足したのが始まりです。発足当時16名でスタートし、平成15年には会員数も196名に達し、売上げも最盛期を迎えました。しかし、そこから徐々に会員数は減少、平成26年2月には128名となり、野菜グループは解散となりました。同年4月には現在の体制に変更となり、リニューアルオープンと同時に登録農家数も198名まで増え、その後は横ばい傾向、令和7年2月現在、181名が登録されています。

なお、レジ付近にあります、登録農家の掲載コーナーについては、現在、個人情報等の観点から更新を行っておりません。長年出荷している農家の方々の中には、引き続き掲載を望む方も一定数おりますので、現状のままにしているとのことでした。ご理解いただければと思います。

また、若年世代の登録者数についてお答えします。2年前の数字になりますが、登録生産者の平均年齢は71.3歳であり、松橋議員ご指摘のとおり若年世代は多くありません。具体的にアンケートを取るなどの分析は行っておりませんので、詳細な理由についてはわかりかねますが、やはり子育て世代を中心に時間的理由や家族間の理由などがあるのではないかと推測しています。

しかし、実態として後継者夫婦が農産物を生産し、登録者である親が出荷するなど、家族で分担しているケースが多く見受けられますので、若年世代が少ないと一概には言えないと考えているところです。ただし出荷量は減少しています。生産者によって作付品目が固定化しているため、以前のように通年での出荷が難しかったり、新たな品目に取り組む農家も多くありません。

今後は、安定した農産物の提供と出荷量増加を図るため、登録農家の方々を対象にした勉強会の開催や定期的な意見交換に取り組んでいきたいと考えております。

また、現在、登録にあたっての条件や販売できるものに縛りが無いものの、産直センターの店と野菜グループ発足当時のイメージがあるためか、後継者など若い世代が自ら生産者として登録するケースは多くありません。しかし、松橋議員のおっしゃるとおり、野菜等生産振興の出口戦略のひとつと捉え、後継者をはじめとした新たな作物にチャレンジする方々の生産振興と併せて推進してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

松橋拓郎さん。

【5番：松橋拓郎議員】

私も登録しております、母の名前で登録しているので、おっしゃるとおり平均年齢を上げているかもしれないがというご指摘のとおりかと思います。実際に出品してみても、結構お客さんの入りも多いですし、売り上げとしても結構可能性を感じるので、村民

のチャレンジの場としてぜひとも活性化していただきたいなというふうに思っております。

そうすると、登録農家の掲載コーナーというのは個人情報観点、あるいは登録する人が、継続を希望する方がそのまま掲載されているということで、個人で載せるか載せないか選んでいるということになるかと思うのですが、どうしても今のレイアウトですと真ん中が抜けていてちょっと寂れてるイメージがどうしても拭えませんが、自由にすれば自由でもいいのですが、ちょっときゅっと寄せて穴を開けないようにするかそういった見せ方というのは必要ではないかと思うのですが、その点についてはいかがでしょうか。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

松橋議員の再質にお答えします。

おっしゃるとおりでありまして、実は議員からの質問があったときに、検討している中でそのことも話をしていたところです。今後は議員おっしゃるとおり、ちゃんと歯抜けにならないようにしっかりまとめた形で掲載するように、産直の方にしっかり話をしていきたいと思っておりますので、どうかよろしく申し上げます。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

松橋拓郎さん。

【5番：松橋拓郎議員】

承知いたしました。

最後に、民間雇用型での地域おこし協力隊の方が採用されて潟の店の魅力化に取り組むということでした。今、道の駅、非常に人手不足のような印象があります。それで先ほどの答弁の中でも、単なる雇用の確保にならないようにということをおっしゃっていたのですが、気をつけないと日々の業務でいっぱいになってしまって本来の目的まで手が回らないということがあり得るかと思っておりますので、そこに関しては社長として、そうならないように強く押し進めていただきたいなと思うのですが、その点についてはいかがでしょうか。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

松橋議員の再々質にお答えします。

民間雇用型の地域おこし協力隊の配置先としては産直センターを予定してございまして、まさに議員おっしゃることを念頭に頑張ってもらいたいと思っております。今度来る隊員は新卒なのですが、アルバイトで大手のスーパー野菜コーナーとか、そういった所でも経験

があつたり、また学んできたのはネット関係とかそういうプログラミング系とかそういったことでもあるので、インターネットを活用した形でとか、また本人はお客さんと接するのも非常に得意で好きだということでもあるので、対外的な部分でもですが、今お話のあった農家との調整というか、また掘り起こしとか、そういった部分でもいろいろ頑張ってもらえればなどはと思いますが、ただ一番はやはり本人がどういったことをやりたいかということ、来てすぐはやはりいろいろ学びながらもですけど、少し整理する期間も必要ですから、本人の意思を尊重した形で活躍できるようには取り組んでいきたいと思っておりますので、どうかよろしく申し上げます。

以上です。

【5番：松橋拓郎議員】

ありがとうございました。

【議長：丹野敏彦】

暫時、休憩いたします。

(午後5時15分)

(午後5時21分)

再開いたします。

ここで、追加案件がございます。

事務局に配布させていただきますので、しばらくお待ちください。

《事務局、追加案件資料を配布》

お諮りいたします。

お手元に配布しましたとおり、発議第1号を日程に追加し、追加日程第1号として議題としたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。《異議なしの声》

それでは、追加日程第1、発議第1号「大潟村議会委員会条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。

本案は議員提案であります。提出者の説明を求めます。

4番、黒瀬友基さん。

【4番：黒瀬友基議員】

4番、黒瀬友基です。

発議第1号「大潟村議会委員会条例の一部を改正する条例案」について、地方自治法第112条及び大潟村議会会議規則第14条の規定により議案を提出します。

提出者 大潟村議会議員 黒瀬 友基

賛成者 大潟村議会議員 松本 正明

賛成者 大潟村議会議員 菅原アキ子

賛成者 大潟村議会議員 松橋 拓郎

それでは、発議第1号について、ご説明申し上げます。

企業会計の予算決算について、一般会計及び特別会計と同様に、今後も特別委員会において審査することとするため、委員会条例第5条第2項に企業会計を追加する改正を行うものであります。

改正条例の文案、新旧対照表はお手元に配布のとおりであります。

何とぞ、ご審議のうえ、ご賛同賜りますようよろしくお願いいたします。

【議長：丹野敏彦】

ただいまの提出者の説明に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。《なしの声》

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

原案に反対の方の発言を許します。《反対討論なし》

次に、賛成の方の発言を許します。《賛成討論なし》

討論ございませんか。《なしの声》

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

発議第1号「大瀨村議会委員会条例の一部を改正する条例案」について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は、すべて終了いたしました。本日は、これにて散会いたします。

(午後5時26分)

令和7年第2回（3月）大潟村議会定例会【第2日目】

1. 開議日時 令和7年3月12日（水）午前10時00分～午後0時31分

2. 会 場 大潟村議会議事堂「本会議場」

3. 出席した議員の氏名（敬称略）

2番 菅原アキ子	3番 川渕 文雄	4番 黒瀬 友基
5番 松橋 拓郎	6番 菅原 史夫	7番 齋藤 牧人
8番 松雪 照美	9番 三村 敏子	10番 大井 圭吾
11番 工藤 勝	12番 丹野 敏彦	

計 11名

4. 欠席した議員の氏名（敬称略）

1番 松本 正明

計 1名

5. 説明のため出席した者の氏名（敬称略）

村 長 高橋浩人	副村長 工藤敏行
教育長 三浦 智	代表監査委員 佐々木秀樹
総務企画課長 石川歳男	税務会計課長 近藤比成
生活環境課長 薄井伯征	福祉保健課長 北嶋 学
産業振興課長 伊東 寛	教 育 次 長 宮田雅人
農業委員会事務局長 澤井公子	

6. 議会事務局の職員 事務局長 近藤綾子 書記 藤村明美

7. 議事日程 別紙のとおり〔議事日程第2号を参照〕

8. 本日の会議に付した事件

議案第2号 負担付贈与の受納について

議案第3号 大潟村生態系公園条例案

議案第4号 大潟村奨学金基金条例案

議案第5号 大潟村個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例案

議案第6号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案

議案第7号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案

議案第8号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する

条例案

- 議案第9号 大潟村職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第10号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案
- 議案第11号 職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第12号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第13号 大潟村村営住宅条例の一部を改正する条例案
- 議案第14号 大潟村多目的会館設置条例の一部を改正する条例案
- 議案第15号 大潟村災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第16号 大潟村非常勤消防団員の定員、服務、任免、給与等に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第17号 大潟村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 議案第18号 令和6年度大潟村一般会計補正予算案
- 議案第19号 令和6年度大潟村診療所特別会計補正予算案
- 議案第20号 令和6年度大潟村国民健康保険事業特別会計補正予算案
- 議案第21号 令和6年度大潟村介護保険事業特別会計補正予算案
- 議案第22号 令和6年度大潟村介護サービス事業特別会計補正予算案
- 議案第23号 令和6年度大潟村後期高齢者医療特別会計補正予算案
- 議案第24号 令和6年度大潟村公共下水道事業会計補正予算案
- 議案第25号 令和7年度大潟村一般会計予算案
- 議案第26号 令和7年度大潟村診療所特別会計予算案
- 議案第27号 令和7年度大潟村国民健康保険事業特別会計予算案
- 議案第28号 令和7年度大潟村介護保険事業特別会計予算案
- 議案第29号 令和7年度大潟村介護サービス事業特別会計予算案
- 議案第30号 令和7年度大潟村後期高齢者医療特別会計予算案
- 議案第31号 令和7年度大潟村簡易水道事業会計予算案
- 議案第32号 令和7年度大潟村公共下水道事業会計予算案
- 陳情第1号 地方自治を無視する国に沖縄との対話を求める意見書の提出に関する陳情
- 陳情第2号 「選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書」採択に関する陳情書
- 陳情第3号 「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書
- 陳情第4号 デジタル・ベーシックインカム導入に関する意見書の提出についての陳情書
- 要望第1号 要望書（土地改良事業推進に対する支援）

9. 議案の提出撤回及び訂正に関する事項

「議案第10号一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案の訂正について」

10. 議員の異動に関する事項 該当なし

【議長：丹野敏彦】

ただいまの出席議員数は、11名で定足数に達しております。

これより、本日の会議を開きます。

お手元に配付しております議事日程のとおり、進めてまいります。

日程第1、「議案第10号一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案の訂正について」を、議題といたします。

それでは、村長より説明を求めます。

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

昨日、上程しました、議案第10号「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案」について、その改正内容のうち、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う所要の規定の整備に係る部分において誤りがありましたので、訂正させていただきたく、お願いとお詫びを申し上げます。

内容につきましては、お手元にお配りした資料のとおりでございますのでよろしくお願いたします。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

お諮りします。

ただいまの、議案第10号「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案の訂正について」、許可することにご異議ございませんか。《異議なしの声》

異議なしと認め、議案第10号「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案の訂正について」、許可することに決定しました。

日程第2、議案第2号「負担付贈与の受納について」から、日程第32、議案第32号「令和7年度大潟村公共下水道事業会計予算案」までを、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

次に、日程第33、総括質疑を行います。

昨日の村政報告並びに提出議案の説明に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。

2番、菅原アキ子さん。

【2番：菅原アキ子議員】

2番、菅原アキ子です。

私から2点のことについて伺います。

3ページのもみ殻バイオマス熱供給事業についてですが、1月31日に株式会社オーリスへ、施設の引き渡しが行われたことは、全員協議会でも説明がございましたので存じておりますが、ボイラーからの熱が十分に施設側に届いていないということで調整を進めているということでした。当初60%くらいだったのが80%ぐらいまでに改善されてきたということですが、うまく稼働できない原因はわかっているのでしょうか。伺います。

普通は100%完全な状態で引き渡されるべきだと思うのですが、連続運転での試運転をしなかったで「やむを得ないと思っている」とのことですが、このままの状態が続けば、オーリスの運営や施設側にも支障を来すのではないかと思います。100%の完全な状態で熱供給ができるのではないかという見通しは、どのくらいの期間を見込んでいるのでしょうか。

また、引き渡しが行われた後でこのような状態であることは、引き渡しを行った事業会社もご存知のことと思います。通常は移行期間とかの保証が行われると思いますが、そのことに対し、両方で保証についての話し合いは行われているのでしょうか。また、燐炭についても、当初想定していた大きさよりも搬送過程で細かくなっているということでした。この燐炭に関しては、農家の方などに広く使用していただくことを想定していると理解しております。現在、pHや炭素含有量などの分析を行っているとのことですが、使用する際に燐炭が細かくなることで懸念されるのは、具体的にどのようなことが考えられるのでしょうか。伺います。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

菅原議員の質問にお答えします。

バイオマス熱供給事業についてですが、1月31日にオーリスへ施設の引き渡しが行われたところです。その前の段階でもそれぞれ試験運転ということを経て、最終的にその結果が良いということで引き渡しを受けたところです。ただ実際に連続運転してみたところ、先ほど言ったように、熱の全体のバランスというか、そういうことの調整も含めて、当初想定したこと以外というか、想定していないような状況にもなったということで、その熱のバランスというのは、主には蓄熱タンクとそれぞれの施設の需要の供給量とかそういったことも含めてなのですが、タンクも15だったかあったと思います、蓄熱タンク自体が。それを全部温めて、全部に回す中で、タンク自体の温度、タンク自体に熱が溜まり全部が温まる状況にもある程度時間を要して溜まるわけで、それを各施設に送るのですが、当初、学校側に多く熱供給するような形になっていたと、その過程で温泉・ホテル側にあまり熱が届かなかったということがありまして、そのタンク自体がちょっと多いのではないかと

いう懸念もあつたりして、タンク自体の量を5本とかに減らしてやったら、やはりまた全体のバランスを悪くしたりして、学校が最初に熱を取る場所になってるので学校に行く量を減らして、減らしても学校としては別に問題なく熱が供給できている、それで温泉・ホテルも十分行くようになってきたというようなことなど、それも部分的には全部試験してきたのですが、全体を通した連続運転という中でやはりそういうことが起きてきた状況です。これについては、引き続き最善のバランス、それぞれの需要家側の需要量もあるので、そういったことも含めながら調整していかざるを得ないと思っております、もう少し時間は要するのかなと思っております。ただ、まず8割くらいまで来ていますので、今後さらにそういった全体を調整することを進めていながら、熱の利用率を上げていくという、そういうことに繋げていきたいと思っております。

また、今はもうピークを過ぎたぐらいで、1月、2月がやはり熱供給としてはピークになりますので、これからは需要が減ってくる時期にも入ってくるので、そうした需要家側の需要量と実際のボイラーで熱を作って供給するというそういったことも含めて、年間を通して考えていかなければいけないところがありますので、そうした需要に応じた熱供給ということで当初計画を目指して調整を進めていきたいと思っております。

また、施設の引き渡し自体が遅れたことで、その契約の中に、遅延の損害に関する契約もありまして、そういった交渉はしているところです。

また、燐炭の活用についてですが、確かに細かくはなっているのですが、それ自体が悪いということではなくて、燐炭は燐炭として、灰とはちょっと違いますので、報告したように、今、詳細に分析をしているところでありまして、その活用についても既に部分的には試験的に農家で使ってもらったりしているところでして、そうした粒として細かい、しっかり全形がある形ではないというか一部細かくなっていますが、決して農家が使えないということではないのかなと思っております。いずれ今年度、試験的に使ってもらう農家が実際に使ってみた結果も踏まえて、また改善するところは改善していきたいと思っております。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

菅原アキ子さん。

【2番：菅原アキ子議員】

この熱供給に関して、最初が学校側に供給されるようになっていたと。そしてルーラルとかそういう温泉施設の方にも個別にはちゃんと入っていたのだけれども、一緒に連続のその試運転がなされていなかった。昨日、村長は「やむを得ない」というふうなお言葉で私は聞いたのですけれども、やはり受けるからには、誰しも100%、完全な状態で引き渡しが行われたと思っていたものですから、あら、とやはり思いました。そういう中で「や

むを得ない」というその言葉というのは、やはり重いのではないかと私は思っているのですが、その引き渡しの時に、連続でやるべきだったのではないかなと思っています。それは今現在、既に引き渡しがあり、7月からの状況からこういうふうに行われるのが遅くなったということで、遅延交渉も行われているということで伺いました。そうとすれば、今現在の状況のことに關しても、その遅延交渉の中での賠償みたいな、そういう中で含まれるのかなと思うのですが、それについてはそういう理解でよろしいでしょうか。

それとその燠炭に關しても、細かいことではあっても、使用する際に悪い影響はないというふうなお答えでしたので少し安心していますけれども、先日行われました村民との懇談会の中でも、やはり熱供給事業に關しても関心を持っている方も実際おられますので、ぜひ本当に今回の熱供給が100%完全な状況で、「よかったな」「やっぱりやってよかったよな」と思われるように進めていくことを願っておりますけれども、もう一度、先ほどの遅延交渉のことに關して、村長から伺いたいと思います。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

菅原議員の再質にお答えします。

昨日、「やむを得ない」という言葉も使わせていただいたのは、まず7月から供給を受けるはずが、いろいろやはり課題があってその課題解決をずっとしてきて、あった課題をまず全て解決して、それで引き渡しを受けた形です。ところが連続運転したら、また新たな課題も見えてきたということで、ちゃんと製品化した1つのものではなくて、新たに全部を作ったようなプラントというかそういうものでもあるので、やはり何かしらあることはもう前提としなければいけないという、完璧にもう全てクリアということは、やはり使っているうちにいろいろなことが出てくるということを想定して、契約もそういう内容になっていまして、遅延の損害の部分と、瑕疵担保とか出来たものに対する責任とかの、その両方がある契約です。ですから、引き渡しを受けた後、問題が出たことについてはそうした瑕疵担保の方で対処してもらおうということで今も対処してもらっていますので、そういうことで対処しながらも、やはり最適化をしっかりとオーリスとして目指していくということで今進めていますので、どうかご理解をよろしく願いいたします。

また、燠炭の活用も、細かくはなっていますが灰ではないので、それはまた使い方としては今までどおりのような使い方ではないのかなと思っていますところでは。

以上です。よろしく願いします。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

【2番：菅原アキ子議員】

いいえ。

次に、10ページの部活動地域展開推進協議会についてお伺いいたします。

令和6年12月12日に初会合が行われたとのことでした。はじめに、この協議会は、どのような委員で構成されているのでしょうか。

今後の進め方として「令和8年度から吹奏楽部を除く運動部すべてを、総合型地域スポーツクラブで運営することを目標に協議を進めていくことで合意した」とあります。運動部については、以前と違い様々な課題が出てきているということは理解しております。これまでも村民の方々が部活動に協力されてきておりますが、地域の指導者というのはどのような方々を想定されておられるのでしょうか。

これから何回か協議会が開催され、いろいろな意見をまとめながら具体的に決められていくと思いますが、村が考えている仕組みづくりはどのようなもののでしょうか。今現在のお考えをお伺いしたいと思います。

【議長：丹野敏彦】

三浦教育長。

【教育長：三浦 智】

菅原アキ子議員の質問にお答えします。

はじめに、大潟村部活動地域展開推進協議会のメンバーということでしたが、教育委員会、保護者代表、中学校にある部活動後援会代表、学校、スポーレ、それからスポーツ協会のメンバーで構成されております。

地域の指導者の想定ということですが、現在、大潟村では、各スポーツ協議会の方へ加盟されている団体があります。その団体の中で、中学生も一緒にスポーツなどをやれる団体の指導者を想定しているところであります。

仕組みづくりということですが、認識としては、これまでの中学校で教員が行っていた部活動というイメージではこの後、地域移行・地域展開はできないというふうに考えております。従って、先ほどの地域の指導者ということと関連しますが、村で行っているスポーツの団体の中で指導ができる競技について、クラブ化をしながら進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

菅原アキ子さん。

【2番：菅原アキ子議員】

地域の指導者というのは、村内の方々に限るといふそういう意味でしょうか。それとも村外の方でもそういうふうに携わって協力していただけるような方も想定されておられるのでしょうか。

それと、大潟村以外で今こういうふう実際に活動している自治体とか、県内に限って

もいいのですが、そういうところはございますでしょうか。

【議長：丹野敏彦】

三浦教育長。

【教育長：三浦 智】

菅原議員の再質問にお答えします。

指導者のことですが、村内・村外、現在の段階では村内を想定しております。村外から指導者を招く場合には、それなりの報酬ということも考えなければいけないかと思えます。そうならば保護者負担等も発生するのかなというような、これが今現在、部活動地域展開の課題、協議会で出ている課題でもあります。もし村外の方でも、熱心な方でこちらへ来て指導ができる、そしてクラブ化したときの指導者の一員となってくださるのであれば、そこは考える余地があるかと思えます。

続いて、2点目の村以外でのクラブ化の例などですが、これは秋田市などでは大きな団体としてしっかり運営されているところで、スポーツクラブ化が行われている例はありません。ただ、具体的に地域展開というところは非常にやはりいろいろな問題がありまして、うまくいっていないところも多くあるのも現状です。というのは、中学生が大会に出る場合などは中体連という組織もあり、地域クラブとの両立がなかなか難しいと、大会への出場規定などでまだ齟齬があったりする場合があるので、その辺をうまく調整していかなければならない部分があるのかなというふうに思えます。具体的な例で言いますと、大潟村でも参加しているプロバスケットボールハピネッツのアンダーのチーム、15歳以下のチームで村の子もそこに参加して頑張っているというふうな例もあります。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

菅原アキ子さん。

【2番：菅原アキ子議員】

今現在は村内の指導者を想定しているということでした。そうであれば、村外でも熱心に来てくださるという方がいらっしゃるとすれば、やはり報酬とかもちょっと考えなければいけないということを今お聞きしまして、そうしたら村内の指導者の方には報酬というのは無報酬というか、報酬とかは考えていないという理解でよろしいでしょうか。村内の指導者の場合。

【議長：丹野敏彦】

三浦教育長。

【教育長：三浦 智】

菅原議員の再々質問にお答えします。

指導者の報酬ということに関しての質問だったかと思われます。現在、他の地域での指

導者への報酬等も参考にしながら、村では報酬の方に関しては村内の指導者であってももちろんこれは報酬を出すべきと考えております。額についてはこの後、周りの状況も調査しながら考えていきたいと思っております。

令和7年度に関しては、まだしっかりクラブ化もしていませんので報酬のことはまだ考えておりませんが、令和8年度にはきちんとその辺も踏まえてクラブ化を進めていければというふうに考えています。

以上です。

【2番：菅原アキ子議員】

終わります。

【議長：丹野敏彦】

7番、齋藤牧人さん。

【7番：齋藤牧人議員】

7番、齋藤牧人でございます。

委員会が違いますので、議案第3号の生態系公園の条例案についてお尋ねしたいことが1点ございます。

第4条の方にですね、禁止事項として記載が羅列されておりますが、2番目に樹木の伐採及び植物の採取を禁止、そして4番目に鳥獣類の捕獲・殺傷を禁止しております。昆虫類について特段記載がないということが気になりまして、夏になりますとお子さんたちがカブトムシ等を採取に来て楽しんでいらっしゃるのを見かけるのですが、一度早朝に行ったときに、おそらく商用として採取してるであろう大人を見かけたことありまして、それはやはりお子様の楽しみを奪うものでもありますし、公園の利用目的としてそぐわないのではないかと考えます。ですので、昆虫類の商用の採取等を、ここかもしくは規則等で禁止すべきかなと思っておりますが、いかがでしょうか。

【議長：丹野敏彦】

総務企画課、石川課長。

【総務企画課長：石川歳男】

齋藤議員のご質問にお答えします。

今回、議案第3号として上程させていただいている公園の条例に関してですけれども、今ご指摘の、まさに公園の利用に際して、一般の利用の楽しみ方の域を超えてですね、そういう商用活用ということについては、やはり第4条の9号に該当する「その他、公園の利用及び管理に支障のある行為」ということもございますので、その辺の中でそういった商用目的の採取等は禁止行為という扱いで運用をしていきたいというふうには考えております。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

齋藤牧人さん。

【7番：齋藤牧人議員】

ありがとうございます。確認でありますけれども、別途規則等で、それは明示的に文言として確認できるところに掲示するという理解でよろしいでしょうか。

【議長：丹野敏彦】

総務企画課、石川課長。

【総務企画課長：石川歳男】

齋藤議員の再質問にお答えします。

規則等で明確にそれを規定するかどうかはこれから検討させていただきますけれども、十分それは、今の事案については運用の中で可能だと思いますので、そこはしっかりと運用の中でやっていきたいというふうに考えております。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

【7番：齋藤牧人議員】

ありません。ありがとうございます。

【議長：丹野敏彦】

他に質疑ございませんか。

6番、菅原史夫さん。

【6番：菅原史夫議員】

6番、菅原史夫です。

私から4点お聞きしたいことがありますので、お願いします。

まず2ページのごみ処理の広域化についてなのですが、この件に関しては住民生活に直結する事業ということで注意深く見ていかなければいけないなとは思ってます。

過去、全員協議会でも丁寧な説明をいただきまして、まずはこの方向性ということは承知しております。今後、この地域も含めて人口減少も進んでくることが予想されますので、ある程度、広域化というのは仕方がない方向性だなというふうには考えております。

その中で、とはいえ、やはり住民サービス水準と費用の面、この辺についてはやはり主張すべきところは主張していかなければいけないのですが、ただ、そぐわないからやめるというわけにはいきませんので、やめるとなったら自前で作らなければいけないのでそこは非常に難しい交渉になると思うのですが、そこでちょっと考え方だけお聞かせ願いたいのですが、今回の協定書案の方を拝見させていただいて、この新しい炉の建設と維持管理等については参加する自治体で合理的な割合で按分していくというようなことは書かれているのですが、中継施設については必要と思われる潟上と、この八郎湖周辺事務組合の自治体の方で協議するようなことは書いてあるのですが、この中継基地の費用の

考え方として、このような全てのものを1つの費用として秋田市も含めて分担していくのか、それとも新炉関係だけを参加する市町村で負担して、中継基地とかその辺については関係する市町村で負担していくのか、その辺をちょっとお聞かせ願いたいと。できれば全体の経費というものを、参加する全体の自治体で按分していくのがメリットがあるのかなというふうに思いますので、その辺の考え方がどういうふうに協議会の中でなっているのかということをお聞かせ願いたいと思います。

【議長：丹野敏彦】

生活環境課、薄井課長。

【生活環境課長：薄井伯征】

菅原史夫議員のごみ処理広域化に関わるご質問にお答えいたします。

その費用についてですけれども、まず中継施設につきましては、現時点では潟上市と八郎湖周辺清掃事務組合の構成市町村で負担をするというような考えでおります。ただ、実際、中継施設も含めて検討していく中で、こういった広域化についてやはりいろいろ課題だったり、そういうものが出てくるのではないかなと思いますので、そういうところは協議会の中で率直に意見交換をしながら、各自治体が適正な負担となるような議論というのは進めてまいりたいなと思っているところでございますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

菅原史夫さん。

【6番：菅原史夫議員】

わかりました。ということは、中継施設について、ここでいう第7条なのですけれど、中継施設に関しては、その費用等についても今後この協議会の中で俎上に載せられる余地はあるという理解でよろしいですね。そこのところだけ、もう1回お話いただければ。というのは、やはり実際に八郎湖周辺地域の自治体が一番コスト的にはかかるはずなのですよ、どうしても。炉を置くところは確かに一番消費が多いところに置くのが全体としては効率的だと思うのですが、やはり遠隔地の自治体、特に男鹿と大潟村、これがやはり負担が大きい、輸送費も含めて。ですので八郎湖周辺事務組合の中の自治体の中でもその辺の議論というものを何回かして見て、それでその中継基地のコスト負担の件も含めて進めていくというのが全体の中ではいいのかなとは思いますが、そちらについても、もう1回お話聞かせていただければと思います。

【議長：丹野敏彦】

生活環境課、薄井課長。

【生活環境課長：薄井伯征】

菅原史夫議員の再質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、やはり中継施設を設けた場合の設置コスト、運用コスト、そして村としてはその輸送コストがやはりご心配というご懸念を持っているというのは、これは村としても同じでございます。ですので、まず中継施設に関しましては、やはりできるだけコストを抑えつつ、そしてそれを利用する自治体の輸送コストが公平といいますか、平等といいますか、そういう観点からも議論をしてまいりたいというふうに思っております。

また、中継施設を設けた後に大きなコンテナで、秋田市に設ける新たな焼却施設に運ばれると思えますけれども、そういった中でも中継施設があることによるメリットであったり、そういったところを十分に協議会の中でお伝えしながら、費用負担についてももし何か可能であればそういった議論ができるような形で進めてまいりたいというふうに思っておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

菅原史夫さん。

【6番：菅原史夫議員】

まず、そういうことも含めて進めていただければと思います。

ちょっと確認なのですが、多分違うと思うのですが、この新しい炉というのは、関係する自治体が建設費については相応に負担して建設していくのか、それとも秋田市が建設して、関係するところが使用料という形でやっていくのか。前者だと思うのですが、そこら辺はもうはっきりして、秋田市・潟上市・八郎湖周辺事務組合の方で全部建設費を負担して所有するというふうな理解でよろしいのですか。

【議長：丹野敏彦】

生活環境課、薄井課長。

【生活環境課長：薄井伯征】

菅原史夫議員の再々質問にお答えいたします。

新炉の建設に関する費用負担についてのご質問ですが、こちらの基本協定書の中には、必要最小規模でそして最大限の財政負担を抑制すること、そして、それにかかる建設処理費、維持管理費については各自治体が合理的かつ適正に負担をするということで協定を結ぶ予定となっております。ただ、具体的に、いつどういう形で、負担金として払うのか、そういうことも含めてこれからの協議になるかと考えておりますので、どうかよろしくお願いいたします。現時点ではまだはっきりと定まっております。

以上でございます。

【議長：丹野敏彦】

次の質問に移ってください。

菅原史夫さん。

【6番：菅原史夫議員】

次の質問に行きます。

3ページのもみ殻バイオマス熱供給事業についてなのですが、先ほど菅原アキ子議員の質問もありましたけれど、ちょっと聞き漏らしてしまったので1つだけ、スタートが半年遅れて、前回の議会ของときにもご指摘させていただいたように、やはりその間、遅れた間の、こちら側といいますか、オーリス側の遺失利益は当然ありますよね。本来、6月、7月から稼働しなければいけなかったものが半年ずれて、冬場の最盛期の半分ぐらいはそのために遅れたということで、その辺に関しての様々な補償だとか、その辺についての検討というお話させていただいたと思うのですが、先ほど何か契約で、遅延の場合はどうのこうのというお話があったのですが、その辺の交渉についてどういうふうな形になってるのか、もう1回お聞かせ願えればと思います。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

菅原議員の質問にお答えします。

当初、契約をした中に、遅延損害金という項目で明記してはいて、その引き渡しが遅れた部分に対する損害を補償する内容になっていて、それを具体的に今交渉しているところです。併せて、先ほども話をしたように、引き渡し後に設備としての不具合等があったときの瑕疵担保責任というその2つを明記してはいて、設備の不具合についてはそちらで対応することとしているところです。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

【6番：菅原史夫議員】

いえ、ありません。次にいきます。

次は、8～9ページですね。

令和7年産米の生産目安等についてなのですが、こちらに書いてあるとおり、転作率という言葉が適正かどうかわかりませんが、転作率が前年に比べて10%以上減少したということで、これはもう今の米価を考えれば、ある意味、当然の流れなのかなというふうに思っています。皆さんに「適正な需要を見極め」とも書いてあるのですが、売れるというような見込みで生産計画を出しているというふうに私は理解しています。

ただこの状況の中で、前回もお話させていただいたと思うのですが、昨日の工藤勝議員の一般質問での回答の中で、村長の方も、加工用米とか高収益作物への支援は引き続

きやっていくというようなお話だったのですが、戦略作物について、要は大豆と麦ですよ。これがやはり、今後このままでいくと生産というものは壊滅的になっていくと思います。やりませんよね、この分でいくと。大豆・麦は実際には非常に自給率が低くて、大豆で大体80%が輸入に頼っている、小麦も同じです。国の方は食料自給率、食料安全保障ということでやっていますが、やはり今後もこの作物は、醤油とかいろいろなものに使う大豆、小麦だってパスタだとか、ラーメンだとか、パンだとかいろいろなものに、もう日本人の食生活には今はもう欠かせないものなので、これを継続的に生産してもらえるような支援というのを、やはりこれは国の方にも訴えかけていくのは、やはりこの専業農家群の大潟村の使命ではないかというふうに思います。そこで、昨日の村長のメッセージだけではやはりちょっと足りないなと思うのです。戦略作物についても、やはり今後村としての支援というのは確かに限られていますけれど、それを踏まえて国・県へもこのメッセージを伝えていきたいというようなメッセージが必要だと思うのですが、それについてはどのような考えか、お聞かせ願えればと思います。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

菅原議員の質問にお答えします。

まず加工米については、認定方針作成者の方々の努力で原料価格が大幅に値上がって、今農家の売渡価格が値上がって2万2千円とか2万3,500円ということで、非常に、去年の倍近くなっている状況です。

そうした中で、今言われた戦略作物、大豆・麦等については、価格が上がっているという話は私は聞いていませんので、昨年並みな価格で推移している状況です。

昨年、農水省へ行って、そうした話を意見交換させていただいたときに、農水側としては令和7年度においては今までの補助金を上げるということはないということをはっきり言うておりましたが、ただ、このように全体が、米の値段、加工も含めて上がっている中で、大豆・麦について、引き続き原料としての農家の出荷価格が同じであれば、今のこの物価高騰の中ではますます厳しい状況になっていると思っております。そうしたことから、引き続き国としては、新しい農業基本法の中で食糧の安全自給率を第一に謳っていますので、ここの部分がしっかり農家が継続できる形でないと続けられませんので、機会をみて村としても、今議員がおっしゃったようなことは話をしていかなければならないと感じているところですので、どうぞよろしく願いいたします。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

菅原史夫さん。

【6番：菅原史夫議員】

まず働きかけということで、そういう意味でのトップセールスではないですけども、やはりやっていただかないと、やはり皆さんのモチベーションも下がっていきますので、ぜひお願いします。

あと、村ができることについてなのですが、それは来年度予算の中で、戦略作物についてもやはりその辺の支援というのも考えてらっしゃるのか、そこもついでにお聞きしたいのですけれど。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

菅原議員の再質にお答えします。

村としても引き続き支援をすることにしていますが、今のような米価高の状況を見て、村としての支援の単価を上げるということは、次年度予算についてはまだ行っておりませんので、どうかご理解のほどよろしく願いいたします。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

【6番：菅原史夫議員】

いいえ、次にいきます。

最後に23ページの、一般会計補正予算案の件なのですが、すみません、委員会が違うので、1つだけ教えていただきたいのですけれど、今回、地方債補正で市町村振興資金が増えていて、臨財債が廃止になっているということなのですが、単純に考えて、臨財債というのはもちろんご存知のとおり、地方交付税の足りない分を起債して、翌年といいますか償還期には元利合計を国の方が交付税の基準財政需要の方に参入させるというようなことでメリットは大きいと単純に思うのですけれど、これを廃止して他のものを起債したのか、それとも、これを財源とする事業がなかったのがこれを廃止したのか、その辺も含めてちょっと聞かせていただければと思います。

【議長：丹野敏彦】

総務企画課、石川課長。

【総務企画課長：石川歳男】

菅原議員の一般会計補正予算に関連したご質問ですけども、6年度の臨時財政対策債については、当初予算で限度額1,000万ということで予算を編成しております。

交付税の算定過程において、今年度の臨時財政対策債の発行可能額が、はっきりした正確な数字を今持ち合わせていないのですけれども、500~600万であったかと記憶しております。臨時財政対策債についてはまさに一般財源で、これを充当してやる特定事業というのはございません。一般財源として活用するものでございますけれども、臨時財政対策債

の制度として、発行可能額について今年度交付税算定の中で算入されるというものでございますので、発行してもしなくても交付税算入されるものは変わらないということになります。今年度6年度において発行しなかった理由については、少額であったということで発行せずに財政運営を行ったものであります。繰り返しになりますけれども、発行しなくても、今年度6年度の発行可能額については、交付税算定の中で需要額に算入されるというものであります。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

暫時、休憩いたします。

(午前10時53分)

(午前10時55分)

再開いたします。

再質問ございますか。

【6番：菅原史夫議員】

いえ、ありません。

【議長：丹野敏彦】

9番、三村敏子さん。

【9番：三村敏子議員】

9番、三村敏子です

3点質問させていただきます。

最初に2ページ、総合村づくり計画にあたって今回ワークショップが開かれまして、第1回目のワークショップ、2回目もそうですが、参加人数も多く、第1回目は特に自治会についてということで特定されていまして、すごく話も盛り上がり、大変良いワークショップだったと思います。

このワークショップとともに、県立大学の清新寮で学生との座談会を行ったということですが、大変いい取り組みだと思いますが、この座談会で学生の方から出た意見というのはどんなものがあったのでしょうか。

【議長：丹野敏彦】

総務企画課、石川課長。

【総務企画課長：石川歳男】

三村議員のご質問にお答えします。

県立大学生の学生さん12名と村づくりについての座談会、ワークショップに代わるものとしてですね、やらせていただきました。その中で、学生さんの方から大潟村のどんなところが良いところかといったご意見をまず頂戴しました。その中で多くがですね、「自然が豊か」あるいは「夜の星がきれい」だとかですね、「こののんびり感もちょうどいい」

とかですね、「ちょうどいいところにコンビニがあって、のんびりしていて、学生さんにとってはちょうどいい」というような声もありました。否定的な意見といたしますか、ちょっとマイナス要素では、「もうちょっと水道水が良ければいいな」みたいな声もございました。あと、学生さんは、村民との関わりとか、村づくりに関してどのように感じているかとかという件については、12名のほとんどの学生さんがもっと村と関わりたいというご意見をいただきました。これは反省も含めてなのですけれども、村でも学生さんに対して情報提供ということで、寮の方に張り紙をしたり、チラシを置かせてもらったりといった手法でやってきたわけですけれども、今回わかったのはそういった手法はあまり効果がなかったと、学生さんにとっては村のことをもっと知りたいのだけれども、伝わってこないという声をいただきました。そういったことを今後の村づくりに活かして、やはり情報を伝えるといったことが重要だなということで、今後そこは改善して対応してまいりたいなというふうに考えております。以上が大方の意見だったと思います。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

三村敏子さん。

【9番：三村敏子議員】

ワークショップでも真剣にみんなで話し合いして、今、学生さんの方からこのように意見を出していただいたこと、そういうことが村づくり計画にどのように反映されているかというのは参加した人にとっては非常に興味深く、せっかくこういうふうに参加したのに、どこに反映されているのかわからないような状態だと参加する意欲も失われてきますので、どのように、ワークショップとか、この学生からいただいた意見とか、反映させていって、それが参加された方に伝わるような方法は考えられているでしょうか。

【議長：丹野敏彦】

総務企画課、石川課長。

【総務企画課長：石川歳男】

三村議員の再質問にお答えします。

昨日の村長からの諸般の報告の中でも、これらの多様な意見については大潟村の個性と魅力を活かした地域づくりに反映させていきたいということを申し述べさせていただいております。

具体的にですね、ワークショップあるいは大学生との座談会の中での1つひとつの項目に対して、1つひとつの政策を基本計画の中で反映させていくというのはなかなか難しいのかなというふうには思います。ただ重要なポイントを押さえてですね、そこは伝わるような基本計画、施策として載せていきたいなというふうに考えておりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

【9番：三村敏子議員】

ないです。

【議長：丹野敏彦】

次の質問をお願いします。

【9番：三村敏子議員】

次に5ページですが、北地区の村営住宅の廃止で、「9棟の住宅を廃止し、移住体験やスポーツ合宿など様々な交流事業等へ活用し」とありますが、この移住体験やスポーツの合宿など、何か興味深いというか、いいアイデアだなと自分では思ったのですが、様々な交流事業という「様々」というのは、どのような交流事業とかを考えられているのかということと、この移住体験やスポーツ合宿などを受け入れるとき、どこがこれを受け入れて、事務的なこととか、例えば清掃とか管理とか必要になってくると思うのですけれど、そういうところは一体どこが行うのか、教えていただければと思います。

【議長：丹野敏彦】

総務企画課、石川課長。

【総務企画課長：石川歳男】

三村議員の村営住宅に関連したご質問にお答えします。

今回、北地区の9棟については、村営住宅としての機能を廃止して、今ご質問にあった多様な活用を当面は図っていききたいというふうに考えております。

建物の管理は、普通財産としてこういった交流事業に活用するというこの前提でいきますとおそらく、これから財産管理課と詳しく話を詰めていかなければなりませんけれども、総務企画課の移住・定住の方で管理していくのが良いのではないのかなというふうに考えております。その上で、それぞれのスポーツ合宿、あるいは交流事業、移住体験、それぞれの事業については、それぞれの担当部署と連携を取ってやっていきたいなというふうに考えております。

様々な交流事業というのはどういうものがあるのかということですが、これは新年度当初予算の方に計上されておりますけれども、今後、教育委員会の方でも教育留学という新たな事業も着手する予定にしておりますので、こういった教育留学されてきた、例えば親御さんとかですね、そういった方々に活用してもらおうとか、あとはスポーツ合宿は今もやっておりますので、これをさらに拡大するための活用、移住体験については具体的に今まではやってなかったのですけれども、いろいろなフェアの方に大潟村も参加しておりますので、そういったこともPRしてみてもどうかというふうに考えております。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

三村敏子さん。

【9番：三村敏子議員】

楽しみというか、非常に良い計画だと思うのですが、担当する課の職員の仕事量が増えて大変になるのではないかとということがちょっと危惧されるのですが、そのようなことがないように何か考えられているか。あまり負担になってくるというのも大変なことだと思いますので、その辺りはいかがでしょうか。

【議長：丹野敏彦】

総務企画課、石川課長。

【総務企画課長：石川歳男】

再質問にお答えします。

様々な交流事業で、四六時中、職員が張り付くというようなことは想定しておりませんので、その受け入れのための下準備とかですね、そういったことは当然やります。

今、地域おこし協力隊の方々にも、地域づくりということで部門・分野関わらずですね、携わってもらっておりますので、地域おこし協力隊の皆さんの力もお借りして組織的に対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

【9番：三村敏子議員】

ないです。

【議長：丹野敏彦】

次の質問をお願いします。

【9番：三村敏子議員】

次は13ページの水上スキーのことですが、協定を結ばれたということで、この連携協力協定を結ばれたことによる全日本大会の継続的な開催ということは、具体的にはどういうことなのかということと、観光振興など多分野交流に取り組むとなっておりますが、この観光振興が村の場合、観光に関しての政策が今ひとつ足りないのではないかと自分では感じていまして、どんなふうにこの観光振興をしていくのかというようなこととか、連携協力協定を結んだことによって具体的にやることというのは一体どういうことなのかというようなところを教えていただければと思います。

【議長：丹野敏彦】

三浦教育長。

【教育長：三浦 智】

三村議員のご質問にお答えします。

全日本大会の継続的な開催ということですが、これについては今も村では全日本学生選手権桂宮杯というのを行っています。また中津市の方では、耶馬溪という水上スキー場、湖の所ですが、そこで学生の新人大会などが行われています。両地区、両水上スキー場ともに全日本クラスの大会を行っているということで、その運営方法なり、または呼び込むための手法などの情報交換なりが、この後もできるのではないかなというふうに考えています。

また、観光振興についてですが、大会のときに、例えば大潟村の観光についての情報提供を中津市の方で掲示してもらったり、または、もしできれば大潟村の農産物をそこで販売できたりなどできれば、かなり宣伝効果もあるのではないかなというふうに考えています。さらには、中津市の方で名物に中津唐揚げというものがありますが、それなどもこの大会のときに、販売または村の中でもそういうものが企画で販売できればなどということ、両方の自治体の情報を共有しながら、九州ですので、九州の方々に大潟村を知ってもらう契機にもなればというふうに考えています。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

三村敏子さん。

【9番：三村敏子議員】

ネットで全日本大会のところとかを見てみたのですけれど、そうすると他の地域、場所でも大会が開催されて、琵琶湖とか書いてあったと思うのですけれど、そういうところよりも優位に立って、大潟村と中津の方で開催を継続していきましょうというようなところに力を入れていくというような意味でしょうか。

【議長：丹野敏彦】

三浦教育長。

【教育長：三浦 智】

三村議員の再質問にお答えします。

大潟村では水上スポーツに関しては、全国市町村レガッタ等ということでボート場に関しては全国的な組織の中に入っております。今回は水上スキーで大きな大会を行っている中津市との協定を結んだということで、これを契機にまず水上スキーで中津市と一緒にお互い頑張っていこうというような形で、優位的に協定を結んだ次第であります。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

三村敏子さん。

【9番：三村敏子議員】

費用対効果を考えると、なかなかちょっと効果が見えないような感じが自分ではするのですけれど、効果の面をもっと上げていくというようなところにも力を入れていかれるでしょうか。観光と言われても今の説明だけですとあまり、観光面でもこの中津市との連携によって中津市にPRしていくというようなお話もありましたけれど、何か他に考えられているようなことはあるでしょうか。

【議長：丹野敏彦】

三浦教育長。

【教育長：三浦 智】

三村議員の再々質問にお答えします。

現在のところ、この協定を結んだ後で何らかの予算を立てて事業を起こすというところまでは行っておりません。現在のところ、先ほど話をしましたように、全日本大会の継続的な開催によることによって、中津市の耶馬溪水上スキー場と大潟村の水上スキー場の、全国的にこういう大きな大会ができることの優位性を水上スキー連盟の方々にも認識していただきながら、そのことでこの後の何らかの大きな大会が誘致できる可能性もありますし、また、その運営方法のノウハウを共有することによって、大会会場としての、スキー場としての優位性が出てくるのではないかなというふうに考えております。

以上です。

【9番：三村敏子議員】

終わります。

【議長：丹野敏彦】

他に質疑ございませんか。

3番、川渕文雄さん。

【3番：川渕文雄議員】

3番、川渕文雄です。

私の方から1点お尋ねいたします。ページ数で言いますと9ページです。

今年の米の生産の見通しといたしますか、そういうことでここに683万トンという数字が出ているわけですけれども、またあまりにもお米が高くなりすぎてですね、消費者の米離れというのが特段に進むのではないかと心配しておるところです。今の数字で言いますと昨年の8月から9月、10月にかけて、既に60万トン以上のいわゆる早食いといいますか、実際に行われておまして、お米自体がないわけですね。それと高齢化による人口減少による米の消費の減少というのも一部では言われておりますけれども、外国の方から観光目的でおいでになるお客さんの食料といいますか、そういうのも含めてですね、そんなにお米の消費量は落ちてこないのではないかというふうに思いますので、大潟村では精一杯主食を作るように、ここにもありますように、生産調整方針作成者と十分協議の上に進めていただきたいというふうに書いてありますけれどもですね、大潟村で、先ほど菅原議員さ

んから質問がありました大豆・麦、これに対してもですね、お米の生産と收入的に変わりが無いように、平成8年度からは村単独でもいいですから、いわゆる畑の助成金を出していただければいいかなものかと思って、村長にお尋ねいたします。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

川渕議員のご質問にお答えします。

まず先ほどもお話をさせていただいたように、今、米については生産者米価も上がってきて、やっという環境ができてきたという状況ですが、議員もおっしゃっているように、流通段階で非常に値上がり激しすぎて、消費者の米離れの懸念もある中ではあるのですが、まず農家としては生産者米価が上がっている状況で、それに対して大豆・麦の価格というのは現段階では上がっていない状況がありまして、かなり米の所得との格差があるのが現状です。

先ほども話をさせていただきましたが、7年度予算については例年どおり予算はつけてありますが、そうした単価を上げている状況ではありません。ですので、7年度については、まず予算の中身で進めたいと思いますが、そうした大豆や麦の戦略作物における状況で、物価高とか資材高の中でやはりだいぶ不利な状況にもあると思いますので、今後、国の動向も見ながら、8年度についてはどういったことができるかは、国や県へ要望するとともに村としても検討はしていきたいと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

川渕文雄さん。

【3番：川渕文雄議員】

1点お願いいたします。

国が今度、在庫のお米を約20万トン放出するということになってはいますが、その分も令和7年産で補填しなければいけないという問題が出てきますのでですね、今年の秋には昨年と同じように米不足の現象が起きなければいいなというふうに思っておりますけれども、村長、どんなふうにお考えでしょうか。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

川渕議員の再質にお答えします。

議員おっしゃったとおり、まず放出した分は7年度産でまたそれを在庫させるというこ

との内容で報道されているとおりにかと思えます。

そうした中、各産地において主食用米の生産がだいぶ伸びているようにも報道で見受けられますので、そういった状況がどのように安定化に繋がっていくかということはやはりしっかり見極めていかなければならないと思いますが、いずれ今過熱している流通をある程度落ち着かせる意味では、今回の政府の取り組みはある程度は効果が出るのではないかなど、ただそれを穴埋めしなければいけないということになってますので、議員がおっしゃったように、その部分は生産が増えた部分でカバーできればと思いますが、やはり今まで経験したことがないような状況に今、日本国内の中はありますので、しっかり状況は注視していかなければいけませんし、何よりも輸入米がどんどん入ってくる状況もあまりよろしくないとは思いますが、ある程度適正な価格に落ち着いて、今後も農家としても消費者としても受け入れられる、そうした価格帯に落ち着くことを願っているところです。

以上であります。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

【3番：川淵文雄議員】

いいえ、終わります。ありがとうございました。

【議長：丹野敏彦】

次に、5番、松橋拓郎さん。

【5番：松橋拓郎議員】

5番、松橋拓郎です。

何点か質問いたします。

まず1ページなのですが、すみません、ワークショップの人数についてですね。定員等があったか、大変申し訳ありませんが把握していないのですが、この47名という参加人数は私からしたら結構多いなというふうに感じるのですけれども、想定していたよりも多かった、少なかった、あるいは想定どおりだった、その辺はどのように考えられておりますでしょうか。

【議長：丹野敏彦】

総務企画課、石川課長。

【総務企画課長：石川歳男】

松橋議員のご質問にお答えします。

ワークショップの構成につきましては、幅広い視野からのご意見をいただきたいということもあって、あらかじめ各団体の方にご推薦をお願いして、その他公募委員ということですので、47名構成というのは、そういう意味では当初からそういった内容であります。

また、これについてはワークショップですので、それがさらにグループ化されてですね、分野ごとの話し合いということになりますので、規模でいくと多いは多いですけども、

ワークショップとして運営できる範囲内であろうというふうに思います。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

松橋拓郎さん。

【5番：松橋拓郎議員】

承知いたしました。全体としてはバランスが保たれているということなのですが、一般の公募で参加された方々の年齢構成、男女比ですとか、要するに偏りがあったのか、そういった方が特に多かったのか、そういった点はどのような感じでしょうか。

【議長：丹野敏彦】

総務企画課、石川課長。

【総務企画課長：石川歳男】

松橋議員の再質問にお答えします。

公募委員につきましては、47名中5名の方が公募委員でございます。男女比でいきますと、男性が3名、女性が2名であります。平均年齢等々を今計算できないのですが、内3人が入植者世代、2人が後継者世代であったり、移住者の方もその内1名というような公募委員構成でありました。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

【5番：松橋拓郎議員】

いいえ。

【議長：丹野敏彦】

次の質問をお願いします。

【5番：松橋拓郎議員】

再々質問ではないのですが、47名中5人ということはあらかじめもう想定したようなメンバーで執り行ったということですね。わかりました。

ちょっと繋がる部分もあるのですが、2ページです。

先ほど三村議員からも質問がありましたが、ちょっと私は違う視点を持っておりまして、村民向けにワークショップをしました、学生向けには座談会をしました、という構成になっているのですが、そうするとどこまでも村民は村民、学生は学生という形でいくのかなというふうに思うのですが、村民と学生の交流ということもありますけれども、本来は村民として学生が来てくれるという姿が本当は望ましいのかなと思うのですが、とはいえ、学業に励み寮に住まれている方々と、日々の仕事ですとか生活をしながら暮らしている村民というのは、やはり属性として違うという判断も成り立つかと思ひまして、これはもう今後も村民の意見を聞く、学生の意見を聞く、そういう二段構成で今後もやはりいいかざ

るを得ないというふうに考えられていますか。

【議長：丹野敏彦】

総務企画課、石川課長。

【総務企画課長：石川歳男】

松橋議員のご質問にお答えします。

当初はですね、まさに村民の方と一緒にワークショップをやりたいなというふうに考えました。ただ、計画していくうちに、学生さんは日中は授業があり、ワークショップの今回の時期が1月末、2月から3月にかけてということで、学生さんにとってはテスト期間等ともぶつかるということで、物理的にというか、もう一緒にできないということがはっきりしたので、今回は分けさせてもらったということでもあります。できれば一堂に会して村民の方の意見も学生さんが知る、学生さんの意見も村民の方が知る、といった中での熟議といいますか、そういったことが一番ベストであろうと思いますけれども、そういった事情でできなかったということで今回は分けさせてもらったということでもあります。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

松橋拓郎さん。

【5番：松橋拓郎議員】

再質問とまではいかないのですが、そうですね、やはりどこまでも学生さんに対する施策、学生さんはこんな視点を持っているという、ちょっとお客さん扱いみたいなどころになってしまうような気がしますので、学生さんも、先ほどの答弁にあったとおり、村民との活発な交流を望んでおられて、当局としても一緒にワークショップをやるのが望ましいということで一致しているのであれば、ぜひそこに向けて取り組んでいただきたいなというふうに思っております。

次の質問にまいります。

4ページです。令和7年分として、住宅への太陽光発電設備の設置に対する補助ということで説明会があったということを知っております。広報等でも見たのですが、参加された方からですね、説明会と相談会があったと、相談会の方に参加したら実際はほぼ商談のような形で始まっていったと。それで今回の補助の要件に3社以上の見積を提出することというふうになっているのですが、相談会に行ったところ業者さんが1社しかいなかった、ちょっとこれは比べられないのではないかな、みたいな話もあったのですが、相談会に招いた業者さんが1社だったということに対する経緯を教えてくださいたいのですが、お願いします。

【議長：丹野敏彦】

生活環境課、薄井課長。

【生活環境課長：薄井伯征】

松橋議員の、来年度予定しております太陽光パネル蓄電池の補助事業に係るご質問に対して回答申し上げます。

今回、先日ですね、ルーラルにおきまして説明会を開催させていただきました。太陽光パネル・蓄電池のアドバイザーとして県内で一番知見を有する事業者を1社、こちらで選定いたしまして、こちらの民間住宅への太陽光パネル・蓄電池の設置の助言、助言というのは具体的に金額であったり、あるいは施工上の工夫であったりといった部分が含まれるかと思いますが、そういった部分をアドバイスするというような視点で設けたものでございます。当該事業者は、非常に施工実績そして蓄電池の設置も含めた知見を有しているというふうに村としては判断しております、そういった事業者から助言をいただいた方が実際、太陽光パネル並びに蓄電池を設置するのであれば、非常に実際の設置に対して役に立つのかな、資することができるのかなというような判断をして選んだところでございますので、どうかよろしく願いいたします。

以上でございます。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

松橋拓郎さん。

【5番：松橋拓郎議員】

わかりました。そうですね、こういった専門的な業者がどのぐらいいらっしゃるのかというのもわからないのですけれども、やはり1社に相談して、話がどんどん進んでいってしまうということに対する不安もあろうかと思ひまして、やはり比べられるということの安心感というのものもあるのかなと思うのですが、これは7年度、8年度ということですから、今後もこういった説明会は予定していますでしょうか。

【議長：丹野敏彦】

生活環境課、薄井課長。

【生活環境課長：薄井伯征】

松橋議員の再質問にお答えいたします。

実際の説明としてアドバイザーの助言を聞いて、やはりいろいろ課題といいますか、疑問点も生じている方もいらっしゃるのかなと思います、今年度はもうできませんけれども、これから来年度、再来年度ということで、こちらの事業を継続していく予定でございますので、状況を見ながら適切な時期に説明会等は開催してまいりたいというふうに思います。よろしく願いします。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

松橋拓郎さん。

【5番：松橋拓郎議員】

わかりました。導入する側もおそらくほとんど初めての人が多いという中で、アドバイザーという立場でアドバイスしてもらおうということも大事だと思うのですが、やはり比べていくということも大事かなと思います。アドバイザーならアドバイザーで、その先に何社かまた紹介してもらえるようなことであればまた安心感もあるのかなと思うのですが、今回の補助事業、金額も大きいですので、声をかけると多分親切にやってくれる業者さんも結構いるのではないかなと思うのですが、なので今後、説明会等をやる時にはもう少し選択肢、もちろんここでやりなさいというふうに村として言ってるわけではなくて、ただ自分でやってもいいし、相談ならこの人が乗ってくれるということなのでしょうけれど、もうちょっと選択肢を広げていくということでまた安心感が生まれるのではないかなと思うのですが、その点についてはいかがでしょうか。

【議長：丹野敏彦】

生活環境課、薄井課長。

【生活環境課長：薄井伯征】

松橋議員の再々質問にお答えいたします。

当日の説明会におきましても、参加者から、「私、事業者は分からないよ。村で教えてもらえないのか」というようなご質問も寄せられたところでございますので、こういった太陽光パネル並びに蓄電池を設置できる事業者の紹介も含めて、説明会等々で情報提供はしてまいりたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

【議長：丹野敏彦】

次の質問をお願いします。

松橋拓郎さん。

【5番：松橋拓郎議員】

承知いたしました。

そうしましたら5ページですね。「北1丁目2番地の住宅を交流事業等に活用し」というところで、お試して大潟村にいらっしゃる方々を想定したりですとか、今まで中期的な滞在という選択肢があまりなかったと思うので、非常にいいことだなと思っております。

特にスポーツの合宿ですね。学生さんたち、費用面を気にされてる方もいらっしゃるので、すごいいいかなと思います。このスポーツ合宿での利用を想定した場合のその費用負担、要するにお金を取るのかということは、現在どのようにお考えですか。

【議長：丹野敏彦】

総務企画課、石川課長。

【総務企画課長：石川歳男】

松橋議員のご質問にお答えします。

利用料、使用料については、普通財産ですので財産の貸付規定に沿って徴収するということになるかと思っております。まだしっかり計算していないのですが、ただ村営住宅

が建築後30数年を経過している建物ということでいくと、建物の利用料はそんなにかからないと思います。ただ土地がついてますので土地の利用料がそこに入ってきますので、そこに加算されるかとは思いますが、基本的にはそういった規定に基づいて計算された利用料ということでもあります。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

松橋拓郎さん。

【5番：松橋拓郎議員】

わかりました。では無料ではなく、利用料を徴収するというで、これは事業者ではないので、スポーツ合宿等の宿泊費の補助2,000円、これは当てはまらないということですよ。

【議長：丹野敏彦】

総務企画課、石川課長。

【総務企画課長：石川歳男】

松橋議員の再質問にお答えします。

現在の補助支援制度でいきますと、当てはまらないということになります。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

【5番：松橋拓郎議員】

いいえ、次の質問にいきます。

そうしましたら最後にですね、11ページです。部活動の地域移行の件で、推進協議会が開かれたというふうに書いております。それで「既存の運動部にはこだわらず、地域の指導者による指導が可能な競技であることを原則として」とありますが、このような話をした際に、既存の運動部の関係者の反応というのはどういったものだったのでしょうか。要するに「うちの競技なくなっちゃうのか」という心配の声ですとか、あるいは「いやもう、今後も我々でやっていくので大丈夫です」という歓迎の声なのか、そういった反応というのはどうだったのでしょうか。

【議長：丹野敏彦】

三浦教育長。

【教育長：三浦 智】

松橋議員の質問にお答えします。

既存の部活動をやっている方々の反応ということですが、現在のところ、まだそこまで把握はしておりません。なるべくであれば子ども方の活動を継続させたいのはやまやまなのですが、やはりそこにクラブ化したときには、指導者・参加者・保護者の理解等々いろ

いろ考えられますので、その辺はこの後、把握しながら考えていきたいと思ひます。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

松橋拓郎さん。

【5番：松橋拓郎議員】

わかりました。最後にですね、関連してなのですが、令和8年度から吹奏楽部を除く運動部全てを移行するという決まりました。それで令和8年度までが部活動地域移行の改革推進期間、その後が実行期間だと思うのですが、8年度までの改革推進期間はひとまず休日の移行を目指すというところだったと思うのですが、それを大瀧村は少し前倒して8年度までに完全移行ということだというふうに認識しております。

それで、そうするとその完全移行ということも今後あるのですが、吹奏楽部の移行について何か決まっているご予定、あるいは方針などはあるのでしょうか。

【議長：丹野敏彦】

三浦教育長。

【教育長：三浦 智】

松橋議員の再質問にお答えします。

吹奏楽部の移行についてということですが、現在、学校の方とも、また村の関係機関とも相談はしていますが、これをクラブ化するのはかなり難しいところが現状であります。また吹奏楽部においては、学校での活動も非常に多岐にわたっていることもあります。この辺、部活動全てこうしたいという思いはあるのですが、なかなか大瀧村でそれができるかどうかというのは大きな問題だなというふうに感じているところであります。

この後、学校または地域の方々とも相談しながら、これが移行できるかどうかというのは検討していきたいと思ひますが、現在のところの行動目標として8年度から運動部ということで今のところ動いているところであります。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

松橋拓郎さん。

【5番：松橋拓郎議員】

ありがとうございます。ちょっと確認なのですが、そうしますと吹奏楽部、これから移行できるかどうかというところを継続的に検討していくと思うのですが、これはやはり移行するのが難しくなっても、結局はもう国の制度上、最終的には移行しなければいけないということで合っていますでしょうか。

【議長：丹野敏彦】

三浦教育長。

【教育長：三浦 智】

松橋議員の再々質問にお答えします。

文部科学省の方針としましても、現在のところ休日をまずは地域に移行する、その後は平日も含めて地域展開していくというような流れになっています。併せて文化部の方もそれにだんだん従っていくということになっていると認識しています。従って、最終的には吹奏楽部も地域で、「吹奏楽部」という形ではなくて、音楽を楽しめるクラブというふうな形になっていければいいとは思いますが、その流れではいくとは思いますが、その形をどのように作るかは大変大きな問題ですので、今後検討していきたいというふうに思います。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

暫時、休憩いたします。

(午前11時47分)

(午前11時48分)

再開いたします。

【5番：松橋拓郎議員】

これで終わります。

【議長：丹野敏彦】

暫時、休憩いたします。

(午前11時49分)

(午前11時49分)

再開いたします。

10番、大井圭吾さん。

【10番：大井圭吾議員】

10番、大井圭吾です。

4つほどあるのですが、まず最初に3ページのもみ殻バイオマス、もう既に2人の議員が質問されていることなのですが、昨日も私、村の会合がありました時にもいろいろと質問されたりして、大変今、村民の関心も高まっているというか、なかなかみんな心配しているところであるのですが、それで直近の1、2週間で実際に学校や温泉施設等で何時から何時まで使われたとかそういったデータ等を、調整している段階なので毎日変わってくると思うのですが、そういったデータを出していただくことはできないのでしょうか。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

大井議員のもみ殻バイオマスの質問にお答えします。

毎日データ取ってしまして、細かい使用量ということで取っていますので、公開できないことはないと思いますが、ただオーリスの会社のデータになりますので。

【議長：丹野敏彦】

暫時、休憩いたします。

(午前11時51分)

(午前11時51分)

再開いたします。

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

毎日データを取っていますので、議員にオーリスの方に問い合わせてもらえればと思いますので、どうかよろしくお願いします。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

大井圭吾さん。

【10番：大井圭吾議員】

私個人で問い合わせをしろということでしょうか。これはやはり村の事業ですので、村を通して、こういう状況で日々良くなっているとかそういった部分をお伝えいただいた方が、心配している村民の方にも説明できるのではないかと思います。個人で行けと言えはやぶさかではないのですが、そこら辺の考え方はそういうことなのでしょうか。

【議長：丹野敏彦】

暫時、休憩いたします。

(午前11時52分)

(午前11時53分)

再開いたします。

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

村が委託をお願いしている事業で、2月からは正式に引き渡しになって運転してしまして、その記録のもとで今いろいろ操作していますので。

議会に報告する機会は今後つくっていかねばいけないのかなと思います。日々の細かいデータについては、逐一報告するというより、まとめた形で出させていただくことがよろしいかなと思いますが。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

暫時、休憩いたします。

(午前11時54分)

(午前11時57分)

再開いたします。

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

データは毎日細かく収集しているところですが、それを今後、村民にどう伝えるかについては少し整理させていただいて、今後、村民がわかりやすい形で、どうボイラーが動いているかを伝えるようにしたいと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

大井圭吾さん。

【10番：大井圭吾議員】

ありません。次の質問にいきます。

4ページの村営住宅関連についての部分なのですが、ほぼ100%の入居率ということで非常に喜ばしいことだとは思いますが、入居の割合ということで、部屋もいろいろ大きい部屋とか小さい部屋とかあるとは思いますが、その中で村内で就労されている方とか、そこに住んで村外に勤めている方や、村内でも実家を離れてそこに住んでいて就農されている方等いると思うのですが、そういうふうに振り分けた場合の割合はどうなっているか、もし把握されているならば教えていただきたいのですが。

それと、定住化促進住宅というのが中央地区の方の賃貸物件だと思うのですが、その定住化促進住宅というのは、集合型村営住宅との契約などの面で違いとかということ、ちょっと僕わからないもので、もしそういう部分があれば教えていただきたいということと、あと、村の人口を考えるとそういう賃貸のところに住まれた方が将来的に村で定住されるとか、一戸建てに移り住むとかそういうことがあれば非常に村にとってもありがたいことではないかなと思うのですが、そういうことになるように何か誘導している、案内を提示するとか、もしアパートに住んだ人が持ち家に移りやすくするというふうな政策というか、そんな考えとかそういうものはないでしょうか。

その3点、お願いします。

【議長：丹野敏彦】

総務企画課、石川課長。

【総務企画課長：石川歳男】

大井議員の村営住宅に関してのご質問ですが、まず1点目の、現在、村政報告いたしました82戸についての入居者の、その世帯ごとの割合とかそういったもの、まとまっているものは分析しないとないです。ということは、今現在それをはっきり分析してデータとして管理はしていません。分析すればできますけれど、ということが1点目です。

2点目の、定住化促進と集合型村営住宅の申し込みについての、契約についての条件、要件等については全く同じであります。ですから、定住化促進に申し込む場合も、北の集合型村営住宅に申し込む場合の要件について、あとは契約条項については一緒でございます。

3点目の、入居者が定住に向けたプロセスにおいての支援ですけれども、これは住まいづくり支援制度がありますので、土地を求めて一戸建てを建てるという場合には、建築費の何%で上限が100万円であるとか、あるいは勤労者である場合には1人当たり25万円の商品券を助成するとかですね、そういった移住・定住に向けた支援制度は今もやっていますし、7年度においても継続して予算計上しております。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

大井圭吾さん。

【10番：大井圭吾議員】

内訳については分析したらわかるということですが、村の村営住宅でそういう方が今後、村に移り住むにあたって、賃貸契約が終わって、そういった部分でこういった方がどういった傾向で移り住むとかそういった部分を、統計的な部分を把握するのも僕は有益なことではないかなと思うので、もし機会があればといったらあれですけれども、分析したらいかがでしょうかというふうに提案させていただきたいと思います。もし今現在で、何となく把握してる部分でもどんな感じが述べるのができたら教えていただきたいのと、あとは定住化促進住宅という名前は、一緒ということなのですけれども、じゃあそういう名前は必要ないのではないかなと思うのですけれども、そこら辺はどんなものでしょうか。

【議長：丹野敏彦】

総務企画課、石川課長。

【総務企画課長：石川歳男】

大井議員の再質問にお答えします。

まずは入居者の属性といいますか、そういったデータ解析については、今村づくり計画もしていますし、これを機にちょっと取り組んでみたいなと思います。ちょっとお時間をいただいて、できあがったときには機会を見てご報告したいなというふうに思います。

あと、定住化促進と集合型というのは、区分けしてわかりやすいように、中央については定住化促進住宅という名称をつけさせていただきました。北についてはそれと分ける意味で集合型ということになります。ただ建物の見た目ですね、見るとまさに集合型ですから、アパート形式になっています、北は。中央の促進型というのは小さな4戸建ての集合型があったりとかですね。そういった意味では、北と中央ではちょっと建物の大きさ、1戸あたりの大きさは違いますけれども、そういった意味で分けるという意味でつけていま

すので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

大井圭吾さん。

【10番：大井圭吾議員】

定住化という言葉、分ける意味で定住化という言葉なのですが、なぜ定住化なのかということが、何か事業の名前なのかもしれないですけど、ちょっと腑に落ちない部分があって、僕もインターネットで案内を見ると、あの建物についてはメゾネットとかテラス型とかそういうふうな造りにして長く住みやすいみたいなことは何となくわかるのですが、分けるためだったら違う名前でもいいのではないかと思うのですが、そのこだわりだけちょっと教えてもらえばと思うのですが、何か誤解を生みそうな感じがするので。

【議長：丹野敏彦】

総務企画課、石川課長。

【総務企画課長：石川歳男】

大井議員の再々質問にお答えします。

経緯から申し上げますと、定住化促進の方が最初にスタートしたもので、そこは全く住宅地のないところに建物をつくって、まさに移住・定住の観点から定住を促進するというでその名称をつけたという経緯であります。一方、北の方は後発なのですが、北の方は古くなった村営住宅の建て替え等も考慮して、あそこの方々に移っていただきながら建てたということで、言葉のとおり、まとまって入居してもらおうという集合型の住宅を建てたと、そういったことで名称をつけさせていただいたという経緯があります。

以上であります。

【議長：丹野敏彦】

次の質問をお願いします。

大井圭吾さん。

【10番：大井圭吾議員】

次の質問にいきますが、5ページの、これも先ほど2人の議員の方が触れたことなのですが、北1丁目2番地について、戸建て住宅12棟のうち9棟の村営住宅廃止ということで、ちょっと僕が言葉を理解できてなくて、ここは確認なのですが、12棟のうち9棟をやめて3棟を普通財産として残すという話なのか、9棟を村営住宅という名称を廃止して普通財産とするのかというのが、何かそこら辺がちょっとよくわからなくて、廃止して実際に壊した部分は今後どうするのかということを知りたいのと、もう1つは、この事業は非常に交流人口を増やすことでいいこととは思いますが、予算がやはりかかっ

てくることだとは思うのですが、そういう部分で予算的にどういうふうを考えているのかということと、将来的に解体していく考えということは非常にアバウトな表現ではないかなと思うのですが、10年とか20年とか50年先とか、そこら辺ははっきりさせておいた方がいいのではないかなと思いますけれど、いかがなものでしょうか。

【議長：丹野敏彦】

総務企画課、石川課長。

【総務企画課長：石川歳男】

大井議員の村営住宅に関してのご質問ですが、ご質問の「9棟の村営住宅を廃止し」という意味は、12棟のうち9棟については村営住宅としての用途を廃止する、つまり3棟については、住宅としてそのまま維持しますよというそういう意味でございます。9棟については普通財産に所管換えして多目的に活用を図っていきたいということになります。それにかかる経費につきましては、1つは環境整備、あそこは生垣なんかがありますので、環境整備と草刈り作業とかですね、そういったものは村で行っていきたいということで、今現在、住宅費の中に持っている予算等も活用しながらやっていきたいと思っております。あと、移住体験等に伴って、ある程度の電化製品ですね、小さなもの、それは予算計上させていただいて用意しておこうかと考えております。

将来的には解体していく考えということですが、それは長期ではなくて、むしろ今のところ短期・中期で考えております。当面は使って、その活用の方策を見ながら、5年とかその単位で一度考えてみたいなというふうに今のところ考えております。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

大井圭吾さん。

【10番：大井圭吾議員】

そうすると、3棟は壊して建て直す、何か建てるということなののでしょうか。何に、どういうふうにご利用するかという部分と、やはりこの住宅はすごい古くなっているということですので、5年10年で見ているという部分はやはりなということで、そこは納得はしましたが、そこら辺ですね。あと、再利用についてちょっとお話いただければと思います。

【議長：丹野敏彦】

総務企画課、石川課長。

【総務企画課長：石川歳男】

大井議員の再質問でございますが、すみません、ちょっと伝わりにくくて、3棟は今の状態で村営住宅のまま使うというそういう意味でございます。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

【10番：大井圭吾議員】

ありません。次の質問にいきます。

最後なのですが、7ページの交通死亡事故ゼロという1,000日達成ということで、非常に実績を上げていると思うのですが、村の農繁期、春先の農繁期になるとやはり接触事故とか人身事故とか起きていると私は体感的にそういうふうに感じているのですが、この1,000日っていうと3年間ですけれど、この3年間の中でそういう接触事故とか人身事故というのはどれぐらい起きているものなののでしょうか。

【議長：丹野敏彦】

生活環境課、薄井課長。

【生活環境課長：薄井伯征】

大井議員の事故の件数についてのご質問ですけれども、今はっきりした統計が公表されていけませんので正確な数字は把握しておりません。ただちょっと実際の状況などですね、五城目警察署であったり、聞ける範囲で大体こういった案件がこういう件数で多かったかということがあれば、交通事故の啓発活動も含めて、こういう事故がこうだったのということで、広報等で啓発に努めてまいりたいなと思っているところでございます。

以上でございます。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

大井圭吾さん。

【10番：大井圭吾議員】

村の広報等で、やはり交通事故の注意喚起とか書かれてるのは見るのですが、実際の数字がわからないということなのでは、ということは人身事故とかで特に表だって注意喚起するとか、それぐらいしなければいけないというレベルではないという把握なのでは。そこだけちょっとお願いします。

【議長：丹野敏彦】

生活環境課、薄井課長。

【生活環境課長：薄井伯征】

大井議員の再質問にお答えいたします。

交通事故に関しては決して少ないというわけではなくて、それなりの件数が発生しているというふうに認識しております。特に議員もご承知かと思いますが、東2丁目、3丁目から東4丁目、5丁目の交差点の辺りについても、過去、大きな事故が発生したというふうには考えておりますし、その辺も議員ご承知のとおりだと思っております。ですので、そういったことも含めて、啓発に関しては来年度の交通事故防止・予防するための関連予算も含めて計上して、予算特別委員会でもご審議いただきたいなというふうに思っていると

ころでございます。

いずれ交通事故防止につきましては、やはり非常に重要な案件でございますので、少しでも減らせるよう努力をしてみたいというふうに思っておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

【10番：大井圭吾議員】

ありません。

わかりました。ありがとうございます。

【議長：丹野敏彦】

4番、黒瀬友基さん。

【4番：黒瀬友基議員】

4番、黒瀬友基です。

2点ほど質問させていただきます。

1点目がですね、9ページのみどりの食料システムに関する点に関してですけれども、今回、2月28日、モデル地区として大瀧村が設定されたというお話で、その先のお話として、みどりの食料システム戦略交付金等、様々な採択等に有利になる点ですとか様々なメリットがあるということなものですけれども、この点に関して具体的に、例えばこのモデル地区として採択されたことによって、7年度の事業として新たに何か大きく追加して、オーガニックビレッジ関連、みどりの食料システム関連で行う事業等あるものでしょうか。その点、教えてください。

【議長：丹野敏彦】

産業振興課、伊東課長。

【産業振興課長：伊東 寛】

黒瀬議員のご質問にお答えいたします。

今回、新聞報道でありましたが、2月28日に県内で初ということで、このみどりの食料システムにおきますモデル地区として村が設定されたということですが、これに関して先ほど質問されたように、これに採択されたことで、この後、様々な補助事業をやる際にポイント加算ということになることは確かですが、これを踏まえた上で7年度、すでにこの後、何か事業をするのかということでは、今のところはないです。

ただ、村政報告の方でも書かれていましたけれども、これまでみどりの食料システムによります交付金を3ヵ年いただいておりますが、それがまず6年度で終わるということですので、7年度以降、引き続きそういう補助金を活用したいということもあわせて、事業の方に取り組むためのものとして今回申請して承認いただいたということですので、まず事業は同じような事業を継続しますが、財源としてそちらを活用したいということで

ありますので、事業としては新たなものはないのですが、財源としてのものを確保したいということでございますので、どうかよろしくお願いいたします。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

黒瀬友基さん。

【4番：黒瀬友基議員】

ありがとうございます。わかりました。今後、7年度以降も含めたその事業採択等のメリットがあるのかなというふうには理解したのですけれども、ちょっと1点だけ確認なのですけれども、6年度まで同じような事業をやられていて7年度もやるのにあたって、その今回の採択が有効に、財源等のところでという話だったのですけれども、これは6年度までの部分に関しても国からの財源があったかと思うのですけれども、それが増えるとかそういうことはあるのでしょうか。それとも新たに7年度からやる上では、これをやはり設定されないと7年度以降の、今までと同じぐらい国の予算を確保するにしても認定されやすかったということなのか、それともその財源構成として大幅に国庫の部分が増えるとかそういった話があるのか、ちょっとその点だけ教えていただければと思います。

【議長：丹野敏彦】

産業振興課、伊東課長。

【産業振興課長：伊東 寛】

黒瀬議員の再質問にお答えいたします。

今回のこの認定におきましての7年度における財源の話なのですけれども、これまでも、例えば学校給食の方に有機米のお米を提供したりだとか、それから除草機の試作品の作製などそういうものに充てていきました。金額的には5年度は約700万ほど、それから6年度は680万円ほどの財源を使いまして、いろいろやってきたこととございます。その他にも、例えばオーガニックに関するものとしている様々なことをやっておるわけなのですけれども、事業内容としては特別大きくは変わりません。ただその財源として、引き続き国のものを活用できるのであればということでの補助申請となりますので、よろしくお願いいたします。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

【4番：黒瀬友基議員】

いえ、ありません。それでは次に移らせていただきます。

続いてですね、令和7年度の一般会計予算案に関してです。この後、特別委員会の方で細かい部分はやるのですけれども、ちょっと大きい部分で1点だけ教えていただければと思います。

歳入に関してですけれども、今回、財政調整基金から3億2,800万を充当するというお

話でして、これまでのここ数年の予算と比べると相当大きい金額になっているかなというふうに思います。一方で資料なんかを見させていただくと、今年度の見込みとしてかなり積み上がるのかなという部分もありますので、そういった点も含めてだと思っておりますけれども、その歳入の財政調整基金からこれだけ繰り入れる、充当するということに関しての予算全体に対する考え方が1点と、あと財政調整基金のこの運用のそもそもの考え方というところで、どの程度積み立てて、どういう形で運用していくところを改めて教えていただきたいと思うのですが、その2点、お願いいたします。

【議長：丹野敏彦】

総務企画課、石川課長。

【総務企画課長：石川歳男】

黒瀬議員のご質問にお答えします。

令和7年度一般会計予算におきましては、ご質問のとおり、財政調整基金から3億2,800万円を繰り入れるということでありまして、まさに財政調整基金ですから、財源対策ということで積み立てをしております。またその積立額につきましては、令和6年度補正予算において2億4千万程の積み増しということでありまして、積み増しすると5億7千万円ぐらいの現在高になる予定になっております。そのうち7年度において3億2,800万円を繰り入れるということで、財政運営を行っていきたいということでありまして。

また一方、どのぐらいの積立額が適正なのかということでもありますけれども、これは実は各団体もそれぞれ積立額の現状が違いまして、一般論としてですけれども、一般論としては標準財政規模の1割程度が適正だというふうには言われております。それでいきますとうちの方は20数億の標準財政規模ですから、2億から3億ぐらいが適正額ということはあるのだろうというふうに考えております。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

黒瀬友基さん。

【4番：黒瀬友基議員】

わかりました。そうすると財政調整という機能を考えると適正だというお話かと思うのですが、そうすると予算編成の全体の考え方として、例えば財政調整基金を使わずにというか、そこである程度事業を絞ったというよりは、しっかり全ての事業、必要な事業を盛り込んだ上でここに至ったということによろしいですか。それとも、例えば財政調整基金を使うことを考えた場合に、ある程度絞ったとか、やれなかった事業がもちろんあると思うのですが、そういったところをどの程度考えられたのか。全体像として教えていただければと。

【議長：丹野敏彦】

総務企画課、石川課長。

【総務企画課長：石川歳男】

黒瀬議員の再質問にお答えします。

ご質問の、そういった意味では令和7年度において必要最低限、もちろんもっとやりたい事業はあったわけですが、必要最低限やるべき事業について実施する必要がある、その上で財政調整基金からの繰り入れが必要であったということでもあります。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

【4番：黒瀬友基議員】

ありません。終わります。

【議長：丹野敏彦】

ほかに質疑ございませんか。《なしの声》

質疑を終結いたします。

次に、日程第34、「令和7年度大潟村予算特別委員会の設置について」を議題といたします。

お諮りいたします。

委員会条例第5条第2項の規定により、「令和7年度大潟村予算特別委員会」を設置したいと思いますが、これにご異議ございませんか。《異議なしの声》

異議なしと認め、特別委員会を設置することに決定いたしました。

お諮りいたします。

特別委員会の定数は、委員会条例第5条第3項の規定により、11名にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。《異議なしの声》

異議なしと認め、特別委員会の委員の定数は、11名に決定いたしました。

お諮りいたします。

特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、私を除く1番から11番までの議員11名を指名いたしますが、これにご異議ございませんか。《異議なしの声》

異議なしと認め、私を除く1番から11番までの議員11名を、特別委員会の委員に決定いたしました。

お諮りいたします。

議案第2号から議案第32号までを会議規則第39条の規定により、各常任委員会及び予算特別委員会へ付託することに、ご異議ございませんか。《異議なしの声》

異議なしと認めます。

よって議案第2号から議案第32号は、お手元に配付しております「議事日程第2号」の

とおり、それぞれ所管の常任委員会及び特別委員会に付託いたします。

次に、日程第35、陳情第1号「地方自治を無視する国に沖縄との対話を求める意見書の提出に関する陳情」から、日程第39、要望第1号「要望書（土地改良事業推進に対する支援）」までを、会議規則第37条の規定により一括議題とします。

陳情第1号から要望第1号については、会議規則第95条の規定により、お手元に配布しております「陳情等文書表」のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

以上で、本日の日程は、すべて終了しました。

本日は、これにて散会いたします。

(午後0時31分)

令和7年第2回（3月）大潟村議会定例会【第9日目】

1. 開議日時 令和7年3月19日（水）午後3時00分～午後4時47分

2. 会 場 大潟村議会議事堂「本会議場」

3. 出席した議員の氏名（敬称略）

1 番 松本 正明	2 番 菅原アキ子	3 番 川渕 文雄
4 番 黒瀬 友基	5 番 松橋 拓郎	6 番 菅原 史夫
7 番 齋藤 牧人	8 番 松雪 照美	9 番 三村 敏子
10 番 大井 圭吾	11 番 工藤 勝	12 番 丹野 敏彦

計 12名

4. 欠席した議員の氏名（敬称略） なし

5. 説明のため出席した者の氏名（敬称略）

村 長 高橋浩人	副村長 工藤敏行
教育長 三浦 智	代表監査委員 佐々木秀樹
総務企画課長 石川歳男	税務会計課長 近藤比成
生活環境課長 薄井伯征	福祉保健課長 北嶋 学
産業振興課長 伊東 寛	教 育 次 長 宮田雅人
農業委員会事務局長 澤井公子	

6. 議会事務局の職員 事務局長 近藤綾子 書記 藤村明美

7. 議事日程 別紙のとおり〔議事日程第3号を参照〕

8. 本日の会議に付した事件

議案第2号 負担付贈与の受納について

議案第3号 大潟村生態系公園条例案

議案第4号 大潟村奨学金基金条例案

議案第5号 大潟村個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例案

議案第6号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案

議案第7号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案

議案第8号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案

議案第9号 大潟村職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例案

議案第10号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案

- 議案第11号 職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第12号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第13号 大潟村村営住宅条例の一部を改正する条例案
- 議案第14号 大潟村多目的会館設置条例の一部を改正する条例案
- 議案第15号 大潟村災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第16号 大潟村非常勤消防団員の定員、服務、任免、給与等に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第17号 大潟村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 議案第18号 令和6年度大潟村一般会計補正予算案
- 議案第19号 令和6年度大潟村診療所特別会計補正予算案
- 議案第20号 令和6年度大潟村国民健康保険事業特別会計補正予算案
- 議案第21号 令和6年度大潟村介護保険事業特別会計補正予算案
- 議案第22号 令和6年度大潟村介護サービス事業特別会計補正予算案
- 議案第23号 令和6年度大潟村後期高齢者医療特別会計補正予算案
- 議案第24号 令和6年度大潟村公共下水道事業会計補正予算案
- 議案第25号 令和7年度大潟村一般会計予算案
- 議案第26号 令和7年度大潟村診療所特別会計予算案
- 議案第27号 令和7年度大潟村国民健康保険事業特別会計予算案
- 議案第28号 令和7年度大潟村介護保険事業特別会計予算案
- 議案第29号 令和7年度大潟村介護サービス事業特別会計予算案
- 議案第30号 令和7年度大潟村後期高齢者医療特別会計予算案
- 議案第31号 令和7年度大潟村簡易水道事業会計予算案
- 議案第32号 令和7年度大潟村公共下水道事業会計予算案
- 陳情第1号 地方自治を無視する国に沖縄との対話を求める意見書の提出に関する陳情
- 陳情第2号 「選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書」採択に関する陳情書
- 陳情第3号 「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書
- 陳情第4号 デジタル・ベーシックインカム導入に関する意見書の提出についての陳情書
- 要望第1号 要望書（土地改良事業推進に対する支援）
- 意見書案第1号 選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書案
- 発議第2号 大潟村議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例案
- 発議第3号 大潟村議会傍聴規則の一部を改正する規則案

9. 議案の提出撤回及び訂正に関する事項 該当なし

10. 議員の異動に関する事項 該当なし

【議長：丹野敏彦】

ただ今の出席議員数は、12名であります。これより、本日の会議を開きます。

これより、お手元に配付しております議事日程のとおり、進めてまいります。

会議規則第39条及び第95条の規定に基づき、各委員会に付託いたしました議案等について、会議規則第77条及び第95条の規定に基づき各委員長から審査報告書の提出がありました。

会議規則第37条の規定により、日程第1、議案第2号から、日程第35、陳情第4号までを、一括議題とします。

はじめに、総務福祉教育委員会に付託いたしました議案第2号から第12号、議案第14号、第15号、第17号、議案第18号の関係部分、議案第19号から第23号及び陳情第1号、第2号、第4号についての審査の経過と結果について、総務福祉教育委員長の報告を求めます。

なお、松雪委員長が総務福祉教育委員会を欠席したため、委員長報告は松橋副委員長が行います。

また、各委員会に付託いたしました議案等につきましては、各委員長報告の後で採決いたします。

総務福祉教育副委員長、5番、松橋拓郎さん。

【総務福祉教育副委員長：松橋拓郎】

5番、松橋拓郎です。

令和7年大潟村議会3月定例会において、当総務福祉教育常任委員会に付託のあった議案について、審査の経過と結果についてご報告いたします。

はじめに総務企画課及び税務会計課の総務部門から審査を行いました。

議案第2号「負担付贈与の受納について」、当局の説明を受け、質疑に入りました。委員より「旧農業試験場生物工学部の建物をつくし苑が使っているが、建物の管理等は全て村の管轄になるのか。また、電気代などはつくし苑の方で払っているのか。」と質問があり、これに対して「現在、サポートつくしが利用している建物については、維持補修および電気代・水道代を含めて、サポートつくしの方で負担しており、今後もその予定である。」との回答がありました。また、委員より「生態系公園の指定用途は概ね10年間ということだが、その後はどのように考えているのか。」と質問があり、これに対して「現在の契約上、指定用途は10年間だが、生態系公園について長い期間にわたって現在の機能を有した公園としておきたいため、条例を設置したいと考えている。」とのことでした。

質疑を終結し、討論はなく、採決に入り、議案第2号は全会一致により可決すべきものと決しました。

次に、議案第3号「大潟村生態系公園条例案」について、当局の説明を受け、質疑に入りました。委員より「今後、イベント等でキッチンカーが出店する際、条例をすべて印刷して渡すのか。出店者に対してどのように説明していくのか。」と質問があり、これに対して「イベント出店の際は、事業者の方から問い合わせが来ると思われ、その段階で許可を取る必要がある。営業行為として施設を利用する場合には1日5,500円を出店者からいただくことになる。一方、カタマルシェ等の村が実施するイベントについては減免措置として、利用料が発生しないと想定している。」との回答がありました。これに対し「万が一事故が起きた時の事を考えると、条例については念のため説明する必要があると思うが、どのような形で知らせるのか。」と質問があり、「条例1つひとつを事業者の方に説明するというのではなく、噛み砕いた注意事項について事前にお知らせした上で来ていただくことになると思う。なお、規則についてはホームページにも掲載しているため、その周知も場合によっては必要だと思う。」との回答がありました。また、別の委員より「これまで行われたイベントではキッチンカーが何台も来ていた。村が実施するイベントについては利用料が発生しないとのことだが、これまでは県のものだったため、村から県に支払っていたのか。」との質問があり、これに対して「これまで県の条例に基づいて管理されていたが、村が県にお願いして使わせていただいた。利用料は発生していない。」との回答でした。また、別の委員より「今後は村の施設として使われることになるが、行われるイベントについて予定している回数は決まっているのか。」と質問があり、これに対して「現在、地域おこし協力隊と共に、令和7年度以降の運営・管理についてはもちろん、イベントや研修等についての充実化に向けて話し合っている。カタマルシェは年に3回行いたいと考えており、それを軸に、間を埋めるような形で様々なイベントを開催したいと考えている。研修についても、生き物観察会や星空観察会なども充実させたいと考えている。」との回答でした。これに対し「協力隊の皆さんとも協議しながら、これまで以上に活用が進めば、村の宣伝にもなり、交流が深まり、様々な相乗効果が生まれ、いいことづくめのように感じるので、ぜひ頑張ってください。」との意見が寄せられました。また、別の委員より「昨年最後のイベントは多くの人が集まっていたと思うが、肌寒く感じた。イベントの開催時期についても検討していただけないか。」と質問があり、「昨年、初めて冬のイベントを開催した。冬のわりには多くの人に来ていただけたという感触である。イベントについては四季折々、その時期に合ったイベントを開催していきたい。来年1月には温室ハウスが休憩所として使用可能になる予定となっており、来場者が快適に過ごせる環境を作っていきたい。」との回答がありました。

質疑を終結し、討論はなく、採決に入り、議案第3号は全会一致により可決すべきものと決しました。

この後、議案第5号「大潟村個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例案」、議案第7号「議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案」の

順に審査を行いました。いずれも当局からの説明の後、質疑・討論はなく、採決に入り、議案第5号、議案第7号はどちらも全会一致により可決すべきものと決しました。

次に、議案第8号「特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案」について、加えて、内容が関連することから議案第9号「大潟村職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例案」についても、まとめて当局より説明を受けました。

両議案とも、質疑・討論はなく、採決に入り、議案第8号及び9号はどちらも全会一致により可決すべきものと決しました。

次に、議案第10号「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案」について、当局より説明を受け、質疑に入りました。委員より、「平均気温が0度を超えたため村は寒冷地手当の支給地域から外れたとのことだが、この0度とはどのような基準か。」という質問があり、これに対して「国が寒冷地手当の支給地域を決定するにあたり使用している気象データは、気象庁が統計発表しているメッシュ平均値である。この気象データで、村における平均最低気温値が0度を上回ったことで、寒冷地手当の支給対象外地域となった。」との説明がありました。別の委員より「大潟村が0.1度、基準を上回ったことで対象から外れたとのことだが、この査定の頻度についてはどのような基準で定められているのか。また、大潟村と周辺地域で気温の差はそこまでないと考えられるが、周辺町村の該当状況について教えていただけないか。」という質問があり、これに対して「気象庁によるメッシュ平均値の見直しが10年ごとに行われており、寒冷地手当の支給についても概ね10年を基準として見直しが行われている。周辺地域の状況については、男鹿南秋地域では、大潟村と男鹿市も全域で支給対象外地域となっている。」とのことでした。これに対し「今後10年間は大潟村には支給されないということか。」と質問があり、これに対して「この先も10年スパンで見直しが行われるかは現在のところ不明だが、現状では向こう10年は支給地域の見直しはないと考えている。」とのことでした。

質疑を終結し、討論はなく、採決に入り、議案第10号は全会一致により可決すべきものと決しました。

次に、議案第11号「職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案」、議案第12号「職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例案」の順に審査を行いました。

当局からの説明の後、いずれも質疑・討論はなく、採決に入り、議案第11号、議案第12号は、どちらも全会一致により可決すべきものと決しました。

次に、議案第14号「大潟村多目的会館設置条例の一部を改正する条例案」について、当局より説明を受け、質疑に入りました。委員より、「多目的会館東分館も、今までの多目的会館と同じ条件で借りることができるのか。」と質問があり、これに対して「これまでと同様に活用していただける。」との回答がありました。

その後、質疑を終結し、討論はなく、採決に入り、議案第14号は全会一致により可決すべきものと決しました。

続いて、議案第18号「令和6年度大潟村一般会計補正予算案」の総務企画課及び税務会計課の総務部門について、当局より説明を受け、質疑に入りました。委員より、「大学等との包括連携事業において70万円減額となっている理由は。」との質問があり、これに対して「フィールドワークにおいては4大学と連携協定を結んでいる。せっかく結んだ連携協定なので、研究活動の中で大潟村をフィールドワークの場として活動していただきたいということで、6月補正において補正予算措置をしていただき、ホームページ上で募集をかけた。今年度の活用は東京農業大学1校で、30万円を支出した。残りについては活用がなく、実績に伴い減額した。特別旅費も全額減額しているが、村長が他の業務を兼ねて国際教養大学および東京農業大学などと情報交換しながら進めている。特別な事情があり行われなかった訳ではない。」との回答がありました。また、委員より「企業版ふるさと納税の推進事業が35万5千円の減額だが、この主な要因は何か。」と質問があり、「企業版ふるさと納税については特別旅費が主な減額の要因である。東京でのPR活動や企業版ふるさと納税の納税企業との懇談等の部分で旅費を計上していたが、先ほどもあったとおり、村長を中心にその他の事業での出張の機会が多く、そういった機会を活用しPR活動を進めているため、旅費の減額となった。」との回答がありました。また、委員より「ポルダネットとは現在どのような関わりがあるか教えていただきたい。また、農業振興の観点から、村ではIT農業も行われているためGPS等について連携していただきたいが、どのようにお考えか。」との質問があり、これに対して「村とポルダネットの関係について、村では、これまでプロバイダは全てポルダネットと契約をしていたが、プロバイダ事業を終了するというので、この2月からポルダネットの上位企業である秋田ケーブルテレビに事業を移管している。それに伴い、村のインターネット契約、インターネット回線契約とプロバイダ契約に関しては、2月から秋田ケーブルテレビの回線となり、プロバイダもポルダネットからケーブルテレビに契約が変更された。GPSなどについては、管轄としては総務企画課の範囲外ではあるが、ポルダネットとは何度か相談したことがある。その中で、村民センターに設置しているGPS用アンテナを活用してはどうかという話が出ているというところまでは聞いているが、それ以上は承知していない。」との回答がありました。これに対して委員より「現在、大潟村のネットワーク関係については、ポルダネットとは全く関係ないという理解でよろしいか。」との質問があり、これに対して「現状のプロバイダ契約等は全て手を離れたということになる。しかし関係性で言うと、議会中継については引き続きポルダネットに続けてもらうことになっている。」との回答がありました。これに対して委員より「議会中継について、中継の基盤を固める方法を考えるべきではないか。」との質問があり、これに対して「議会中継の件は、先ほど述べたとおりポルダネットに続けていただけることになっている。来年度が検討時期ということ

で令和7年度中に検討し、令和8年度にシステムや体制の構築を目指していく。現在の中継については、ポルダーネットと総務企画課で構築した仕組みとなっている。そのため、不測の事態があれば職員が作業をすることになると考えている。」との回答がありました。

総務企画課及び税務会計課の総務部門の議案の審査では、以上のような質疑応答がありました。

次に、福祉保健課部門の審査に入りました。

当局より、議案第15号の説明後に議案第6号の審査に入った方が分かりやすいとの申し入れがあり、まずは議案第15号「大潟村災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案」について、当局より説明を受け、質疑に入りました。委員より、「委員会を設置するのはその都度と書いているが、その都度で間に合うのか。前もって決めておかないのか。」との質問があり、これに対し「委員には医師や弁護士の方々になっていただく予定である。候補については事前に検討するが、設置については災害の発生時にその都度村長が委嘱することとする。」との返答がありました。これに対し委員より「候補となる方々に一応前もって頼んでいくという形になるのか。」と質問がありました。これに対し、「候補の方々については、県の方からその都度紹介していただくことになっている。」との回答がありました。これに対して委員より「県の方から医師や弁護士の方々を紹介していただくということだが、災害が起きた時点で、県の方から決められた人たちが示されて、それを村長が指名するという形になるのか。」との質問がありました。これに対して「具体的な取り決めを書面で交わしているわけではないが、村の方から県の方に紹介を依頼して、紹介していただいた方々に村が委嘱する形になる。」との回答がありました。これに対して「災害が何度も起きている中でスピードが求められると思うが、問題なくスムーズにできるという理解で良いか。」と質問があり、「そのとおりである。」との回答でした。また、別の委員より、「災害には様々な種類があると思うが、それにより医師や弁護士などの専門家の紹介を県の方にお願いして、村長が委嘱するということか。」との質問があり、これに対して「様々な種類の災害があると思うが、今回定める審査会については災害関連死に関することになるため、例えば災害の違いにより紹介される医師が違うということはないと思う。」との回答がありました。また、別の委員より、「弁護士の方が活躍されるのは災害後の対策や訴訟などのような気がするが、医師の方と同等に委嘱するということで、それはどのような災害を想定しているのか。」という質問があり、これに対して「災害と言うと様々な場面が考えられる。医師の場合はそれぞれのその災害状況によって専門の診断ができる方を村で委託する場合は、ある1人の方になる。その災害のケースによって県では恐らく色々な専門員の方を掌握していると思われるため、その都度柔軟に対応できると思う。弁護士については、災害の要因として民法に関する部分も生じる可能性があり、司法の視点から審査していただけるということで、県の方から紹介していただいた方が様々なケースに対応しやすいだろうと考えている。この辺りは、これからまずは県

に問い合わせ、早急に対応できるような体制を整えておかなければならない。そのため、事前に村として委嘱するなり、ある程度事前に決めておけるとすればそれが望ましいとは思っている。」との回答でした。これに対して、「と言うことは、災害時のみならず、その災害を総合的に解決するまでのスパンで弁護士の方の働きも必要だという認識で良いのか。」と質問があり、これに対して「これは死亡弔慰金等見舞金の支給に関する審査であるため、災害関連死に関する精査にもなってくる。」との回答がありました。

以上で、質疑を終結し、討論はなく、採決に入り、議案第15号は全会一致により可決すべきものと決しました。

次に、議案第6号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案」について、当局より説明を受け、質疑に入りました。

質疑・討論はなく、採決に入り、議案第6号は全会一致により可決すべきものと決しました。

次に、議案第18号「令和6年度大潟村一般会計補正予算案」の福祉保健課部分について、当局の説明を受けた後に質疑に入りました。委員より「個人番号カードの交付について、財源更正も行われているが、個人番号カードの取得率は何%か。」と質問があり、これに対して「人口に対する保有枚数率は2月末時点で79.3%である。」との回答がありました。別の委員より「不妊治療助成事業が111万6千円の減額になっているが、これは何人分か、何回分か。あるいは大変であると言うことで止められた方がいるということか。それとも、多めに見積もっていた予算を実績に応じて減額したのか。」との質問があり、これに対して「減額の理由について、現在の実績は3夫婦で約50万円の支出となっている。もう1組相談を受けていて、その方々についての分も考慮して実績見込みを出し減額している。」との回答がありました。これに対し「予算に余裕がありそうであれば予算の減額ではなく相談があった方々に対して助成額を上乗せするようなことはできないのか。」との質問があり、これに対して「不妊治療の助成の金額は要綱等で定められている。まずは県の方に補助金を申請していただき、県でカバーし切れない部分を村でカバーするという形になっている。」との回答がありました。

次に、議案第19号「令和6年度大潟村診療所特別会計補正予算案」について、当局の説明を受け、質疑に入りました。委員より「大潟村の診療所ではコロナワクチンの後遺症は出ていないか。」と質問があり、これに対して「ワクチンの後遺症については発熱等に加えて腕の痛みもあるが、数日で改善されており特に重症化には至らなかった。」との回答がありました。

以上で質疑を終結し、討論はなく、採決に入り、議案第19号は全会一致により可決すべきものと決しました。

次に、議案第20号「令和6年度大潟村国民健康保険事業特別会計補正予算案」について、当局の説明を受けました。

質疑・討論はなく、採決に入り、議案第20号は全会一致により可決すべきと決しました。

次に、議案第21号「令和6年度大潟村介護保険事業特別会計補正予算案」について、当局の説明を受けた後に質疑に入りました。委員より「地域密着型介護サービス費が30万円の減額となっているが、その要因は。」と質問があり、「サービス利用者の減に伴うものである。」との回答がありました。

ここで質疑を終結し、討論はなく、採決に入り、議案第21号は全会一致により可決すべきものと決しました。

この後、議案第22号「令和6年度大潟村介護サービス事業特別会計補正予算案」、議案第23号「令和6年度大潟村後期高齢者医療特別会計補正予算案」の順に審査を行いました。

いずれも当局の説明を受けた後に質疑・討論はなく、採決に入り、議案第22号、議案第23号はどちらも全会一致により可決すべきものと決しました。

次に、教育委員会部門の審査に入り、まずは議案第4号「大潟村奨学金基金条例案」について、次に、議案第17号「大潟村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案」の順に審査に入りました。

当局の説明の後、いずれも質疑・討論はなく、採決に入り、議案第4号、議案第17号はどちらも全会一致により可決すべきものと決しました。

次に、議案第18号「令和6年度大潟村一般会計補正予算案」のうち、教育委員会部門について、当局の説明の後に質疑に入りました。委員より、「小学校費の人件費の減額補正が大きくなっている理由は。」との質問があり、これに対して「減額は総務企画課の指示によるものである。全体の人数に変更はなく、会計年度任用職員の勤務実績見込みに伴う減額だと聞いている。年度途中で自己都合により退職された方がおり、新たな職員を雇用するまでの間の1、2ヵ月程度、期間が空いた事が原因と考えられる。」との回答がありました。また、委員より、在宅子育て支援事業の減額理由について、再度説明が求められ、「対象人数としては24人と例年と大差はないが、早期にこども園に入園する0歳児が多く、商品券の配布対象から外れる子どもが多かったため、1,000枚分程度の予算が残る見込みとなり減額補正を行った。」との説明がありました。

ここで教育委員会部門の質疑を終結し、関係各課長に入場していただきました。

再開した後、議案第18号「令和6年度大潟村一般会計補正予算案」の総務福祉教育委員会部門について、討論はなく、採決に入り、議案第18号は全会一致により可決すべきものと決しました。

次に、陳情について報告いたします。

陳情第1号「地方自治を無視する国に沖縄との対話を求める意見書の提出に関する陳情」の審査に入り、委員より「調べてみたが、基地の辺野古移設の建設地は非常に地盤が軟弱であり、杭を約7万本も打たなければならないような難工事になっているということである。知事も県民も反対しているため、この陳情に関しては採択に賛成したい。」、

「陳情事項に書いているとおり、問題点は十分に理解している。心情的にも別の所へ計画変更した方が良い気もしている。しかし、沖縄から遠く離れた東北の北部で賛成や反対と本来であれば言える立場ではないと思うが、日本の国防や現在の世界情勢を考えた時、沖縄の方々には大変申し訳ないが、不採択と思っている。趣旨採択だけでも良いと思うが、そういうことではないとのことで、今回は不採択と思っている。」といった意見が出ました。

採決の結果、陳情第1号は賛成少数により不採択すべきものと決しました。

次に、陳情第2号「『選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書』採択に関する陳情書」の審査に入りました。委員より「選択的夫婦別姓を導入しないため、活躍している女性が海外へ行くなど難しい状況に陥っていて、事実婚を選ぶ人たちも増えている。別姓を強制されているわけではなく、選択的に別姓にしたい方たちが望んでいるため、この陳情書の採択に賛成したい。」や「結婚されて子どもが生まれたときの事も色々考える必要があるのではないか。旧姓で活躍されてきた方々にとっては仕事上不利な面など色々聞いているが、不採択にしたいと思っている。」など、そのほか「今国会でも話題になっているが、戸籍のIT管理ができるようになったことや、書いてあるとおり、女性の方が95%以上、夫の姓を名乗らなければならないということも、時代の流れを考えると問題だと思う。弁護士会からの陳情でもあり、考え方に一石を投じるという意味も込めて採択でも良いという気がしている。」などの意見が出ました。

採決の結果、可否同数であったため、陳情第2号は、委員会条例第15条により、委員長の決するところにより採択とすべきものと決しました。

次に、陳情第4号「デジタル・ベーシックインカム導入に関する意見書の提出についての陳情書」の審査を行いました。委員より「調べてみたが実現可能性が無いように感じるため、不採択としたい。」、その他には、「人間の仕事がAIに代替されていく中で導入が有効であるかのような書かれ方だが、導入までにはまだ時間が必要と思い、不採択にしたい。」と言った意見が出ました。

採決の結果、陳情第4号は賛成少数により、不採択すべきものと決しました。

以上、当委員会に付託のありました議案及び陳情の審査経過と結果についての報告と致します。

【議長：丹野敏彦】

ただいまの報告に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。

質疑ございませんか。《なしの声》

質疑を終結いたします。

次に、生活産業委員会に付託いたしました、議案第13号、第16号、議案第18号の関係部分、議案第24号及び陳情第3号についての審査の経過と結果について、生活産業委員長の

報告を求めます。

生活産業委員長、11番、工藤勝さん。

【生活産業委員長：工藤 勝】

11番、工藤勝です。

私から、令和7年第2回大潟村議会定例会において、当生活産業委員会に付託のありました議案第13号、16号、18号、24号、陳情第3号についての審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

はじめに、生活環境課部門の審査を行いました。

議案第13号「大潟村村営住宅条例の一部を改正する条例案」について、当局の説明を受けた後、審査に入りました。委員より「村営住宅から解除される東2丁目の住宅は今後どのような活用を考えているのか。」との質問に、当局より「当該施設は、登録有形文化財に指定されている住宅であり、建築年数も経過していることから多目的会館として利用を考えている。」とのこと。委員より「村営住宅を9棟残す必要性はあるのか。」との質問に、当局より「移住体験やスポーツ合宿をはじめ、様々な交流事業による活用を視野に入れていることから、1棟や2棟では不足すると考えている。そのため、9棟を普通財産に用途変更をして、数年間活用していきたいと考えている。」とのこと。委員より「北2丁目11番地から13番地の3戸に入居者はいるのか。また村営住宅解除の予定はないのか。」との質問に、当局より「1戸に技能実習生が複数人入居している。また村内に技能実習生の受け入れを行っている法人があり、今後の労働事情を考えると技能実習生の雇用も進んでいくことを視野に入れ、状態が良い3戸を今後も村営住宅として活用したいと考えている。」とのことでした。

質疑を終結し、討論はなく、採決の結果、議案第13号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第16号「大潟村非常勤消防団員の定員、服務、任免、給与等に関する条例の一部を改正する条例案」について、当局の説明を受けた後、審査に入りました。

質疑、討論はなく、採決の結果、議案第16号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第18号「令和6年度大潟村一般会計補正予算案」の生活環境課に関する部分について、当局の説明を受けた後、審査に入りました。委員より「一級幹線排水路沿線ほか改修事業及び橋梁補修事業について、具体的にどのように事業が縮小したのか。」との質問に、当局より「一級幹線排水路沿線ほか改修事業については、施工延長が319mから210mに短縮となっている。また橋梁補修事業については、2橋梁の補修予定が1橋梁に変更となっている。」とのこと。委員より「自然エネルギー100%の村づくり推進事業の工事請負費として計上している役場車庫太陽光発電設備について、増額補正となっている理由は。」との質問に、当局より「公用車をEV化する要件として役場車庫へ自家消費型の太

陽光パネル等を設置するものであり、入札時の設計工事に係る諸経費の計上が漏れていたため増額となった。」とのこと。

質疑を終結し、議案第18号「令和6年度大潟村一般会計補正予算案」の生活環境課に関する部分の審査は終了しました。

次に、議案第24号「令和6年度大潟村公共下水道事業会計補正予算案」について、当局の説明を受けた後、審査に入りました。委員より「今回の資産取得で一番大きなものは何か。」との質問に、当局より「有形固定資産で一番大きいのは北1丁目地内の村営住宅の公設柵である。また、無形固定資産では流域下水道の負担金である。そのため固定資産としては、流域下水道の建設工事に係るものが一番大きくなっている。」とのことでした。

質疑を終結し、討論はなく、採決の結果、議案第24号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第18号「令和6年度大潟村一般会計補正予算案」の産業振興課、農業委員会の産業部門について、当局の説明を受けた後、審査に入りました。委員より「農業振興費の高収益作物生産促進事業については、資材購入の補填の申請が当初の見込みより少なかったことと、申請し忘れ等もあると思うが、それについてのフォローとかアナウンスはどのようにしたのか。」との質問に、当局より「今年度に関しては、対象資材も拡大してより予算執行ができるように進めてきたが、思うように申請がなかった。また、年度の初めに農業振興政策の紹介として事業政策を周知しているが、引き続き農家の方々の目につくような形で事業周知し、利用者を増やしていきたいと考えている。」とのこと。委員より「温泉保養センター費の財源補正があり、その他で300万円ほどになっていると思うが、この補正の理由は。」との質問に、当局より「温泉保養センター費の財源補正は、その他328万2千円については入湯税を指定管理料に充当している。併せて地方債について、施設整備事業工事関係の事業債を充てる予定であったが、市町村振興資金を活用したということで、そちらの補正となっている。」とのことでした。

質疑を終結し、産業振興課、農業委員会の産業部門の審査は終了しました。

関係各課が入場後、討論を行ったが討論はなく、採決の結果、議案第18号「令和6年度大潟村一般会計補正予算案」の当生活産業委員会に関する部分について、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、陳情第3号「『最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書』の採択を求める陳情書」について審査し、委員より「全国一律というのはなかなか厳しいと思う。国の方でも2033年度までに1,500円にするという目標であるが、現実にそこまでもっていくとなると、年率10%近く最低賃金を上げなくてはならず非常に無理がある。」との意見や、「政府が2033年までに最低賃金1,500円にしているが、まだ乖離があり一足飛びにやるのはだいぶインパクトも大きい話であるし、地方においては企業の支出が増えるので、圧迫した結果として廃業等もあり得るとするのが最大の問題となってくる。それ

を埋めるかのように社会保障で中小企業の減免といったものを打ち出しているが、賛同できない部分がある。」との意見や、「1番目の最低賃金全国一律は個人的にはいいのかなと思う。2番目の最低賃金1,500円というのも目指す先としてはひとつあると思うが、ただちにとというのは無理だと思う。3番目の中小企業の支援策があまり明確じゃなく、実現が難しいのかなと考えている。」との意見や、「1番目の最低賃金全国一律というのはちょっと無理があると思う。地域差はあって然るべきというかそうせざるを得ないと思う。2番目の最低賃金1,500円を目指すことはいいとして、3番目の中小企業への支援策については、ずっとこれをやっていくとなると、日本の中小企業の数に圧倒的に多いので、こういう支援の仕方では続かないと思う。」との意見が出されました。

審査を終結し、採決の結果、陳情第3号は賛成少数により不採択すべきものと決しました。

以上、当委員会に付託のありました議案第13号、16号、18号、24号、陳情第3号についての審査の経過と結果について、報告いたします。

【議長：丹野敏彦】

ただいまの報告に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。《なしの声》

質疑を終結いたします。

次に、令和7年度大潟村予算特別委員会に付託いたしました、議案第25号から第32号についての審査の経過と結果について、予算特別委員長の報告を求めます。

予算特別委員長、11番、工藤勝さん。

【予算特別委員長：工藤 勝】

11番、工藤勝です。

令和7年第2回定例会において、当予算特別委員会に付託されました議案についての審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

議案第25号「令和7年度大潟村一般会計予算案」から議案第32号「令和7年度大潟村公共下水道事業会計予算案」について、最初に総務部門からはじめ、福祉保健課部門、生活環境課部門、農業委員会・産業振興課部門、教育委員会部門の順に審査し、最後に総括質疑を行った後、討論、採決を行いました。

はじめに予算概要の説明があり、令和7年度の予算については、村の状況や国・県の動向を踏まえつつ、最終年度となる第2期大潟村総合村づくり計画及び第2期大潟村コミュニティ創生戦略の着実な推進のもと、「住み継がれる元気な大潟村」の実現に向け、限られた財源を効率的に活用し、

- ・ 農業振興対策
- ・ 子育て支援・教育の充実
- ・ 地域福祉の充実

- ・健康づくりの推進
- ・公共施設および生活インフラの整備
- ・環境・脱炭素施策の推進
- ・移住・定住の促進
- ・デジタル化の推進

の8項目の視点に沿って各種施策を推進する予算編成とし、一般会計の予算総額は52億3,300万円となり、前年度より当初予算で6億6千万円、増減率で14.4%の増となっている。特別会計の予算総額は全体で16億3,537万2千円となり、前年度の当初予算と比較して3,439万4千円、増減率で2.1%の減となっている。簡易水道事業会計は、第3条予算において、収入が1億6,135万7千円、支出が1億5,459万4千円。第4条予算において、収入が3,474万4千円、支出が4,580万円となっており、収支不足額1,105万6千円は過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額により補填するものとしている。公共下水道事業会計は、第3条予算において、収入が1億5,477万7千円、支出が1億4,883万9千円。第4条予算においては、収入が1,413万1千円、支出が4,373万6千円となっており、収支不足額2,960万5千円は過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金により補填するものと説明がありました。

引き続き各担当から説明を受けた後、質疑を行い、総務部門では、土地建物貸付収入の内訳、配当割交付金等の算定増の背景、西1丁目分譲地の売却予定件数と売却のスケジュール、地方交付税の増額の見込み、奨学金基金について、固定資産税の評価額の見直し、旧観光物産公社事務所貸付収入増の経緯、ふるさと応援基金の活用の方、つくし苑が使用している生態系公園施設の負担、各施設のLED化事業の財源負担、道の駅でのふるさと納税の取り扱い、自衛官募集事務委託金の内容、きずな定期便事業の利用内容、ふるさと応援寄附金のお礼、第3期大潟村総合村づくり計画及び総合戦略等策定事業委託料の内訳、基幹業務システム標準化事業のメリットと負担、旧村営住宅利活用の仕方および修繕費の見込み、企業版ふるさと納税の件数と今後の推進、大潟村国際交流協会の所管先、マイタウンバス運行事業の変更点、情報発信者活動支援の実績、生態系公園利活用事業の財源、フィールドワーク・交流活動支援事業の実績と見込み、基幹業務システム標準化の内容と今後の見込み、大潟村応援大使事業の消耗品費の内訳、自動運転バスの検討状況、コミュニティ助成事業補助金の増額理由、eLTAX機能追加等業務の詳細、湖東厚生病院運営への支援と実績状況などについて質疑、意見がありました。

福祉保健課部門では、福祉医療費補助金の増額理由、児童手当負担金の内訳、出産・子育て応援交付金の内容、医療施設運営費等補助金の使用内容、がん検診事業の対象年齢、フレイル健診事業の内容、潟っこBabyギフト事業の概要について、ネウボラ事業の内容、高齢者バス利用支援事業の内容、高齢者等配食サービス扶助費のサービス内容、ふれあい

健康館指定管理料の増額理由、带状疱疹予防接種扶助事業の国と村との相違、健康管理システム改修事業の内容などについて質疑、意見がありました。

次に、診療所特別会計では、へき地医療施設等整備費補助金の申請、診療所の空調設備改修工事の場所、その他診療収入の内訳などについて質疑がありました。

次に、国民健康保険事業特別会計では、ヘルスアップ支援業務の委託先、特定健康診査等業務委託料の財源などについて質疑、意見がありました。

次に、介護保険事業特別会計では、在宅医療・介護連携推進事業の今後についてなどの意見がありました。

次に、介護サービス事業特別会計では、ひだまり苑及びデイサービスセンターの備品、施設介護サービス事業費の人件費や物価高騰の影響、指定管理料の給食についてなどの質疑、意見がありました。

次に、後期高齢者医療特別会計では、後期高齢者医療保険料の増についてなどの質疑、意見がありました。

次に、生活環境課部門では、墓じまいの件数、エネルギー輸出イニシアティブ補助金の交付条件と内容、太陽光発電設備余剰電力収入について、定住化促進住宅及び集合型村営住宅の入居率、村営住宅等ハウスクリーニング入居者負担金について、家庭用発電設備等導入費補助金の見込み、防災行政無線保守点検業務委託料について、南の池入植記念公園管理事業の管理業務委託料と清掃業務委託料に分けている理由、南の池公園の利用状況、八郎湖周辺清掃事務組合負担金の増額、土木管理費における電子入札導入事業について、工事請負費の倉庫棟建設工事及び既存倉庫解体撤去工事について、廃棄物処理事業の減額理由、道路橋りょう維持費の工事場所、無代掻き栽培等補助金について、交通指導隊員・防犯指導隊員の定員数と現在の隊員数、工事請負費のカラー舗装工事の詳細、南4号線路側帯整備事業について、消防団員の定員数と報酬被服費等を見直した経緯、砂利道の保守管理事業について、村民センター管理運営事業維持補修費の増額理由、自然エネルギー100%の村づくり推進事業の内容、住宅管理費の住宅借上料について、路側帯の除雪についてなどの質疑、意見がありました。

次に、簡易水道事業会計では、遠隔検針の実証実験、長期前受金について、貸倒引当金繰入額について、遠隔検針の拡大予定と設備投資や更新、無人監視システムの運用状況と設置施設管理等の委託の状況、配水および給水費について、揚水ポンプの更新についてなどの質疑、意見がありました。

次に、公共下水道事業会計では、流域下水道の建設に要する経費、下水道経営戦略更新業務委託料及び下水道事業計画更新業務委託料について、雄物川流域へ流す汚水量契約の上限、下水道管の調査、管渠費の下水道管路包括管理事業負担金についてなどの質疑、意見がありました。

次に、農業委員会・産業振興課部門では、安全・安心な森整備事業費補助金の内容、環

境保全型農業直接支払交付金の内容、トドマツ処理業務委託料について、大規模農家経営実態調査事業の詳細、経営継承・発展等支援事業費補助金について、海外研修の助成、ふるさと交流施設整備事業について、温泉保養センターの冷温水発生機交換工事について、ものづくりチャレンジ支援事業について、商工振興費の起業支援事業について、排水対策事業の増額理由、新米まつりの内容、認定農業者協議会事業の内容、農近ゼミへの補助金、農業後継者育成活動推進事業について、有機転換継続推進事業費補助金の内容、商工費の情報発信強化事業について、戦略作物生産拡大事業について、高収益作物生産促進事業の減額理由、温泉保養センターの源泉2号井送湯ポンプ改修工事について、林業費について、商工振興会の活動についてなどの質疑、意見がありました。

次に、教育委員会部門では、こども園の副食費の負担、こども園使用料無償化の検討結果、保健体育使用料の見込み件数と有償無償の割合、大潟村教育留学事業を新たに考えた要因、子ども海外交流事業の選考について、ふるさと教育資料作成事業について、特色ある学校・園づくり事業費補助金の活用、奨学金貸与事業の免除について、男鹿半島・大潟ジオパーク推進協議会の負担金、大潟村文化財保護事業について、英語教育推進事業予算増の理由、小中学校の施設等整備事業について、干拓博物館費の受付業務委託料について、地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業がなくなった理由、国際教育推進事業の減額理由、放課後児童クラブ事業のプレイルーム空調設備調査の理由について、社会教育団体・スポーツ団体等活動支援事業の内容と増額理由、村民体育館整備事業の補助内容、こども園保育業務支援システム導入事業による職員の業務多忙の解消、学校給食費の状況、教育ローン利子補給費補助金と奨学金貸与の今後について、村民体育館整備事業の工事規模、保健体育費の部活動地域展開事業について、スポーツ施設維持管理事業の補修内容、ボート合宿誘致事業の補助対象チーム数、漕艇場ランドマーク設置撤去・栈橋撤去業務委託料についてなどの質疑、意見がありました。

各部門別の審査を終結し、総括質疑に入りました。

総括質疑では、村長出席のもと、ふるさと納税のお礼、ふるさと納税に関する取り組み、こども園0～2歳児の無償化、きずな定期便による村の広報や観光情報等の提供、地域おこし協力隊の定住に関しての検討、生態系公園の維持・管理、基幹業務システム標準化の経費負担、村税増による農業振興策、国際交流の今後の方針、移住・定住につながる起業支援やものづくりチャレンジ支援など新たな事業の拡充と強化、砂利道の整備、交流人口の拡大による今後の施策などについて質疑、意見がありました。

全ての質疑を終結し、討論はなく、採決に入りました。

議案第25号「令和7年度大潟村一般会計予算案」は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第26号「令和7年度大潟村診療所特別会計予算案」は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第27号「令和7年度大潟村国民健康保険事業特別会計予算案」は、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第28号「令和7年度大潟村介護保険事業特別会計予算案」は、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第29号「令和7年度大潟村介護サービス事業特別会計予算案」は、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第30号「令和7年度大潟村後期高齢者医療特別会計予算案」は、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第31号「令和7年度大潟村簡易水道事業会計予算案」は、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第32号「令和7年度大潟村公共下水道事業会計予算案」は、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

以上、令和7年度大潟村予算特別委員会に付託のありました議案についての審査の経過と結果について、報告いたします。

【議長：丹野敏彦】

以上で、各委員長報告が終了いたしました。

これより討論に入ります。

原案に反対の方の発言を許します。《反対討論なし》

次に、賛成の方の発言を許します。《賛成討論なし》

討論ございませんか。《なしの声》

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

採決は、挙手により行います。賛成の場合は挙手を、挙手しない場合は反対とみなします。

総務福祉教育副委員長より報告のありました、議案第2号「負担付贈与の受納について」、委員長報告のとおり原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、総務福祉教育副委員長より報告のありました、議案第3号「大潟村生態系公園条例案」について、委員長報告のとおり原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、総務福祉教育副委員長より報告のありました、議案第4号「大潟村奨学金基金条例案」について、委員長報告のとおり原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、総務福祉教育副委員長より報告のありました、議案第5号「大潟村個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例案」について、委員長報告のとおり原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、総務福祉教育副委員長より報告のありました、議案第6号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案」について、委員長報告のとおり原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、総務福祉教育副委員長より報告のありました、議案第7号「議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案」について、委員長報告のとおり原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、総務福祉教育副委員長より報告のありました、議案第8号「特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案」について、委員長報告のとおり原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、総務福祉教育副委員長より報告のありました、議案第9号「大潟村職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例案」について、委員長報告のとおり原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、総務福祉教育副委員長より報告のありました、議案第10号「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案」について、委員長報告のとおり原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、総務福祉教育副委員長より報告のありました、議案第11号「職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案」について、委員長報告のとおり原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、総務福祉教育副委員長より報告のありました、議案第12号「職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例案」について、委員長報告のとおり原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、生活産業委員長より報告のありました、議案第13号「大潟村村営住宅条例の一部を改正する条例案」について、委員長報告のとおり原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に、総務福祉教育副委員長より報告のありました、議案第14号「大潟村多目的会館設置条例の一部を改正する条例案」について、委員長報告のとおり原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に、総務福祉教育副委員長より報告のありました、議案第15号「大潟村災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案」について、委員長報告のとおり原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

次に、生活産業委員長より報告のありました、議案第16号「大潟村非常勤消防団員の定員、服務、任免、給与等に関する条例の一部を改正する条例案」について、委員長報告のとおり原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

次に、総務福祉教育副委員長より報告のありました、議案第17号「大潟村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案」について、委員長報告のとおり原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

次に、総務福祉教育副委員長並びに生活産業委員長より報告のありました、議案第18号「令和6年度大潟村一般会計補正予算案」について、委員長報告のとおり原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

次に、総務福祉教育副委員長より報告のありました、議案第19号「令和6年度大潟村診療所特別会計補正予算案」について、委員長報告のとおり原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

次に、総務福祉教育副委員長より報告のありました、議案第20号「令和6年度大潟村国民健康保険事業特別会計補正予算案」について、委員長報告のとおり原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

次に、総務福祉教育副委員長より報告のありました、議案第21号「令和6年度大潟村介護保険事業特別会計補正予算案」について、委員長報告のとおり原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

次に、総務福祉教育副委員長より報告のありました、議案第22号「令和6年度大潟村介護サービス事業特別会計補正予算案」について、委員長報告のとおり原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

次に、総務福祉教育副委員長より報告のありました、議案第23号「令和6年度大潟村後期高齢者医療特別会計補正予算案」について、委員長報告のとおり原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

次に、生活産業委員長より報告のありました、議案第24号「令和6年度大潟村公共下水道事業会計補正予算案」について、委員長報告のとおり原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

次に、予算特別委員長より報告のありました、議案第25号「令和7年度大潟村一般会計予算案」について、委員長報告のとおり原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

次に、予算特別委員長より報告のありました、議案第26号「令和7年度大潟村診療所特別会計予算案」について、委員長報告のとおり原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

次に、予算特別委員長より報告のありました、議案第27号「令和7年度大潟村国民健康保険事業特別会計予算案」について、委員長報告のとおり原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

次に、予算特別委員長より報告のありました、議案第28号「令和7年度大潟村介護保険事業特別会計予算案」について、委員長報告のとおり原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

次に、予算特別委員長より報告のありました、議案第29号「令和7年度大潟村介護サービス事業特別会計予算案」について、委員長報告のとおり原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

次に、予算特別委員長より報告のありました、議案第30号「令和7年度大潟村後期高齢者医療特別会計予算案」について、委員長報告のとおり原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

次に、予算特別委員長より報告のありました、議案第31号「令和7年度大潟村簡易水道事業会計予算案」について、委員長報告のとおり原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

次に、予算特別委員長より報告のありました、議案第32号「令和7年度大潟村公共下水道事業会計予算案」について、委員長報告のとおり原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

次に、総務福祉教育副委員長より報告のありました、陳情第1号「地方自治を無視する国に沖縄との対話を求める意見書の提出に関する陳情」について、先ほどの委員長報告は不採択でした。

採決いたします。

陳情第1号を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手少数であります。

よって、陳情第1号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、総務福祉教育副委員長より報告のありました、陳情第2号「選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書採択に関する陳情書」について、委員長報告のとおり採択することに賛成の方の挙手を求めます

挙手多数であります。

よって、陳情第2号は採択することに決定いたしました。

次に、生活産業委員長より報告のありました、陳情第3号「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書の採択を求める陳情書」について、先ほどの委員長報告は不採択でした。

採決いたします。

陳情第3号を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手少数であります。

よって、陳情第3号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、総務福祉教育副委員長より報告のありました、陳情第4号「デジタル・ベーシックインカム導入に関する意見書の提出についての陳情書」について、先ほどの委員長報告は不採択でした。

採決いたします。

陳情第4号を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手少数であります。

よって、陳情第4号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、日程第36、要望第1号「要望書（土地改良事業推進に対する支援）」を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、本議案の関係上、松雪照美議員の退場を求めます。

《松雪照美議員、退場》

生活産業委員会に付託いたしました、要望第1号についての審査の経過と結果について、生活産業委員長の報告を求めます。

生活産業委員長、11番、工藤勝さん。

【生活産業委員長：工藤 勝】

11番、工藤勝です。

令和7年第2回大潟村議会定例会において、当生活産業委員会に付託のありました要望第1号についての審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

要望第1号「要望書(土地改良事業推進に対する支援)」について審査し、委員より、「風力発電施設が本当に必要あるのかという部分が引っかかっている。説明ではこれがベストというか、これしかないみたいな感じであったが、地盤の面や景観的な面、さらには鳥が渡ってくるところもありますので、これをそのまま進めるにはどうかという部分が引っかかっている。」との意見が出されました。

審査を終結し、採決の結果、議案第1号は賛成多数により採択すべきものと決しました。
以上、当委員会に付託のありました要望第1号についての審査の経過と結果について、
報告といたします。

【議長：丹野敏彦】

ただいまの生活産業委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。

質疑ございませんか。《なしの声》

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

原案に反対の方の発言を許します。《反対討論なし》

次に、賛成の方の発言を許します。《賛成討論なし》

討論ございませんか。《なしの声》

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

要望第1号「要望書（土地改良事業推進に対する支援）」について、委員長報告のとおり採択することに賛成の方の挙手を求めます

挙手多数であります。

よって、要望第1号は採択することに決定いたしました。

ここで、松雪照美議員の入場を求めます。

《松雪照美議員、入場》

次に、日程第37、意見書案第1号「選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書案」を議題といたします。

本案は議員提案であります。提出者の説明を求めます。

5番、松橋拓郎さん。

【5番：松橋拓郎議員】

5番、松橋拓郎です。

意見書案第1号について、意見書案を読み上げて、提案に代えさせていただきます。

意見書案第1号

選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書案

上記の意見書案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

令和7年3月19日提出

提出者 大潟村議会議員 松橋 拓郎

賛成者 大潟村議会議員 三村 敏子

大潟村議会議長 丹野 敏彦 様

選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書案

民法第750条は、「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する」と定め、夫婦同姓を義務付けている。その結果、多くの女性が婚姻に際して改姓し、アイデンティティの喪失に直面したり、仕事や研究等で築いた信用や評価を損なったりするなど様々な場面で不利益を被っている現実がある。

これらは「婚姻の自由」や「氏名の変更を強制されない自由」などの人権に関わる問題であり、憲法や女性差別撤廃条約・自由権規約に反するものであるから、速やかに是正すべきである。

旧姓の通称使用を拡大しても、金融機関等との取引や海外渡航の際の本人確認、公的機関・企業とのやり取り等での困難は避けられず、これまで名乗ってきた姓を婚姻後も名乗り続けたいとの希望が叶えられることはない。

この問題を根本的に解決するためには、選択的夫婦別姓制度を導入するほかはない。選択的夫婦別姓制度の導入は、夫婦が同じ姓を名乗る現在の制度に加えて、希望する夫婦が別姓を名乗ったまま婚姻できる制度を認めるものであり、同じ姓を名乗ることを希望する夫婦の選択を妨げるものではない。それは同時に、婚姻しようとする夫婦の選択肢を増やすことであり、多様性が尊重される社会、男女共同参画社会の実現につながり、社会に活力をもたらすものでもある。

よって、国に対し、夫婦同姓を義務付ける民法第750条を速やかに改正し、選択的夫婦別姓制度を導入するよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年3月19日

秋田県大潟村議会議長 丹野 敏彦

衆議院議長 額賀福志郎 様
参議院議長 関口 昌一 様
内閣総理大臣 石破 茂 様
法務大臣 鈴木 馨祐 様
内閣官房長官 林 芳正 様

以上です。

【議長：丹野敏彦】

ただいまの提出者の説明に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。《なしの声》

質疑を終結いたします。

これより討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

《異議なしの声》

異議なしと認め、討論を省略し、採決に入ります。

意見書案第1号について、賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、意見書案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第38、発議第2号「大潟村議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。

本案は議員提案であります。提出者の説明を求めます。

4番、黒瀬友基さん。

【4番：黒瀬友基議員】

4番、黒瀬友基です。

発議第2号「大潟村議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例案」について、地方自治法第112条及び大潟村議会会議規則第14条の規定により議案を提出します。

提出者 大潟村議会議員 黒瀬 友基

賛成者 大潟村議会議員 松本 正明

賛成者 大潟村議会議員 菅原アキ子

賛成者 大潟村議会議員 松橋 拓郎

それでは、発議第2号について、ご説明申し上げます。

刑法の一部改正により、懲役及び禁錮が廃止され、これに代わり拘禁刑が創設されることとなりました。

併せて、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、これら関係規定を改正するものであります。

改正条例の文案、新旧対照表はお手元に配布のとおりであります。

何とぞ、ご審議のうえ、ご賛同賜りますようよろしくお願いいたします。

【議長：丹野敏彦】

ただいまの提出者の説明に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。

質疑ございませんか。《なしの声》

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

原案に反対の方の発言を許します。《反対討論なし》

次に、賛成の方の発言を許します。《賛成討論なし》

討論ございませんか。《なしの声》

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

発議第2号「大潟村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例案」について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第39、発議第3号「大潟村議会傍聴規則の一部を改正する規則案」を議題といたします。

本案は議員提案であります。提出者の説明を求めます。

4番、黒瀬友基さん。

【4番：黒瀬友基議員】

4番、黒瀬友基です。

発議第3号「大潟村議会傍聴規則の一部を改正する規則案」について、地方自治法第112条及び大潟村議会会議規則第14条の規定により議案を提出します。

提出者 大潟村議会議員 黒瀬 友基

賛成者 大潟村議会議員 松本 正明

賛成者 大潟村議会議員 菅原アキ子

賛成者 大潟村議会議員 松橋 拓郎

それでは、発議第3号について、ご説明申し上げます。

議場における傍聴席の秩序において、現代の社会情勢に鑑み、差別を生むような文言やスマートフォンに係る文言等について、合理的な配慮がなされた規定に整理する必要があるため、所要の改正をするものであります。

改正規則の文案、新旧対照表はお手元に配布のとおりであります。

何とぞ、ご審議のうえ、ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

【議長：丹野敏彦】

ただいまの提出者の説明に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。

10番、大井圭吾さん。

【10番：大井圭吾議員】

10番、大井圭吾です。

改正についてはほとんど賛成なのですが、この機に直した方がいい部分があるという提案なんですけれど、資料5ページ、第5条（5）で「飲食又は喫煙をしないこと」ということがそのまま改正後も残っているのですが、喫煙についてはもう一般公共どこでもできないというふうになってるのがもう常識と化してるので、ここの喫煙の部分を取り除いて、この機にですね、「飲食をしない」ということだけにした方がいいのではないかと

というのが私の意見なのですが。

【議長：丹野敏彦】

暫時休憩いたします。

(午後 4 時41分)

(午後 4 時42分)

再開いたします。

黒瀬友基さん。

【4 番：黒瀬友基議員】

「飲食または規制をしないこと」ということですが、確かに喫煙に関しては、今公共施設等できない部分もあるのですけれども。

【議長：丹野敏彦】

暫時休憩いたします。

(午後 4 時43分)

(午後 4 時43分)

再開いたします。

【4 番：黒瀬友基議員】

喫煙に関してはですね、公的施設ということで確かに禁煙することとはなっていますけれども、あえてここに明示をすることで、改めて規則として徹底するという観点からですね、この場に入れさせていただいております。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

大井圭吾さん。

【10番：大井圭吾議員】

今の時代的にこういう言葉があえて載っていることで何か感覚がちょっと古いというふうなイメージを私は感じまして、落とした方がいいのではないかなというのが私の意見ですが、どうでしょうか。

【議長：丹野敏彦】

暫時休憩いたします。

(午後 4 時44分)

(午後 4 時45分)

再開いたします。

黒瀬友基さん。

【4 番：黒瀬友基議員】

繰り返しになりますけれども、やはりあえて規則ということですので、ここには飲食、

喫煙というのは明示したいと思います。ただ今後に関しては、その他の条文も含めて、その時代時代に合わせて、また議員の中で議論しながら改定することは考えたいと思いますけれども、現状においてはそのまま飲食または喫煙をしないことと、条文に関しては残すように考えております。

以上です。

【10番：大井圭吾議員】

わかりました。

【議長：丹野敏彦】

他に質疑ございませんか。

他に質疑ございませんか。《なしの声》

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

原案に反対の方の発言を許します。《反対討論なし》

次に、賛成の方の発言を許します。《賛成討論なし》

ほかに討論ございませんか。《なしの声》

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

発議第3号「大潟村議会傍聴規則の一部を改正する規則案」について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、令和7年第2回大潟村議会定例会を閉会いたします。

(午後4時47分)